

坂井市地域防災計画

資料編

平成19年3月作成

平成27年3月修正

平成30年3月修正

令和4年3月修正

坂井市防災会議

《 目 次 》

1	防災関係機関連絡先	1
(1)	市	1
(2)	県	1
(3)	指定地方行政機関	2
(4)	自衛隊	3
(5)	指定公共機関及び指定地方公共機関	4
(6)	公共団体その他防災上重要な施設の管理者	5
2	防災会議	6
(1)	坂井市防災会議条例	6
(2)	坂井市防災会議内規	7
(3)	坂井市防災会議委員名簿	8
3	坂井市災害対策本部	9
(1)	坂井市災害対策本部条例	9
(2)	坂井市災害対策本部運営要綱	10
(3)	坂井市災害対策連絡室運営要綱	21
(4)	坂井市災害状況報告要領	22
(5)	自衛隊災害派遣要請要領	29
4	観測施設	31
(1)	雨量観測所	31
(2)	地震計	31
(3)	震度計	31
(4)	気象庁震度階級	32
(5)	津波高と被害の程度	36
5	災害危険箇所等の状況	37
(1)	漁業、港湾指定一覧	37
(2)	海岸保全区域指定一覧	37
(3)	土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧	37
(4)	土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧	37
(5)	急傾斜地崩壊危険区域指定状況	44
(6)	土砂災害警戒区域等（土石流）一覧	44
(7)	砂防指定地指定箇所	46
(8)	民有保安林面積	46
(9)	山腹崩壊危険地区一覧（民有林）	47
(10)	崩壊土砂流出危険地区一覧（民有林）	48
(11)	なだれ危険箇所（国土交通省所管分）	48
(12)	防災重点ため池一覧	49
6	消防関係	50
(1)	消防署の状況	50
(2)	消防団の状況	52
7	防災無線の概要	54
(1)	坂井市防災行政無線局管理運用規程	54
(2)	屋外拡声子局一覧	65
8	災害時応援協定締結先一覧	69
9	避難所施設等	73

(1) 指定避難所及び避難所	73
(2) 指定緊急避難場所及び避難場所	77
(3) 県営住宅の管理戸数(団地別・種別・構造別)	79
(4) 公営住宅等管理戸数(事業主体別・種別・構造別)	79
10 医療関係	80
(1) 医療施設等	80
(2) 医薬品等調達先	81
11 文教対策等	82
(1) 学校施設	82
(2) コミュニティセンター	83
(3) スポーツ施設	84
(4) 生涯学習施設	85
(5) 給食センター	85
12 社会福祉施設の状況	86
(1) 老人福祉施設(兼要配慮者利用施設)	86
(2) 介護保険施設(兼要配慮者利用施設)	86
(3) 障害福祉サービス施設(兼要配慮者利用施設)	91
(4) 児童福祉施設(兼要配慮者利用施設)	93
13 指定文化財一覧	97
14 輸送関連	101
(1) 所有車両一覧	101
(2) 防災ヘリコプター緊急離着陸場一覧	104
(3) 坂井市内ヘリコプター発着場所候補地	104
(4) 民間車両借上先リスト	105
(5) 船舶等借上先リスト	106
(6) 緊急輸送道路ネットワーク計画図	107
15 ライフライン関係	108
(1) 給排水設備指定事業者一覧	108
(2) (一社)坂井郡建設業協会会員(再掲)	110
(3) 災害時における下水道事業に係る相互支援協定書	112
16 炊飯施設一覧	114
17 給水資器材の調達等	115
(1) 取水施設(井戸)	115
(2) 配水施設	115
(3) 応急給水用タンク車両及び給水容器	115
18 死体の収容・処理	116
(1) 死体の収容先一覧	116
(2) 火葬場及び処理能力	116
19 廃棄物等処理	117
(1) ごみ及びし尿処理施設	117
(2) ごみ、し尿処理取扱業者一覧	117
(3) 防疫消毒薬剤等調達一覧	118
20 水防	119
(1) 水防区域	119
(2) 重要水防区域(河川危険箇所)	120

(3) 河川水位及び量水標所在地	120
(4) 主要水閘門一覧表	120
(5) 水防資機材備蓄の現状	121
21 除雪	123
(1) 保有除雪機械の配置場所	123
(2) 除雪作業一覧	124
(3) 委託除雪業者一覧	124
22 その他条例等.....	128
(1) 坂井市自主防災組織の育成に関する要綱	128
(2) 坂井市災害弔慰金の支給等に関する条例	132
(3) 坂井市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	135
(4) 災害救助法による救助の程度と期間	154

1 防災関係機関連絡先

令和4年1月現在

(1) 市

機 関 名	所 在 地	電話番号
坂井市役所本庁	坂井市坂井町下新庄 1-1	66-1500
〃 三国支所	坂井市三国町中央 1-5-1	82-8900
〃 丸岡支所	坂井市丸岡町西里丸岡 12-21-1	68-0801
〃 春江支所	坂井市春江町随応寺 17-10	51-9401
嶺北消防本部	坂井市春江町随応寺 17-10	51-0119
嶺北消防署	坂井市春江町随応寺 17-10	51-0911
嶺北三国消防署	坂井市三国町中央 1-1-36	82-6119
嶺北丸岡消防署	坂井市丸岡町愛宕 1-1	66-0119
福井坂井地区広域市町村圏事務組合	あわら市笹岡 33-3-1	74-1324
五領川公共下水道事務組合	坂井市丸岡町熊堂 3-9	67-1602
坂井地区広域連合	坂井市坂井町上兵庫 40-15	72-3305
福井県後期高齢者医療広域連合	福井市西開発 4-202-1	54-6330
越前三国競艇企業団	坂井市三国町池上 80-1	77-3131

(2) 県

機 関 名	所 在 地	電話番号
福井県	福井市大手 3-17-1	21-1111
〃 危機対策・防災課	福井市大手 3-17-1	20-0308
〃 砂防防災課	福井市大手 3-17-1	20-0494
〃 河川課	福井市大手 3-17-1	20-0480
福井県警察本部	福井市大手 3-17-1	22-2880
坂井警察署	坂井市丸岡町笹和田 2-9-1	66-0110
坂井西警察署	坂井市三国町緑ヶ丘 4-15-40	82-0110
三国土木事務所	坂井市三国町水居 17-45	82-1111
坂井健康福祉センター	あわら市春宮 2-21-17	73-0600
福井県税事務所	福井市松本 3-16-10	21-0020
坂井農林総合事務所	坂井市三国町水居 17-45	81-3096
福井港湾事務所	坂井市三国町黒目 32-2-1	82-1120
福井空港事務所	坂井市春江町江留中 50-1-2	51-4066
福井県防災航空事務所	坂井市春江町江留中 50-1-2	51-6945
龍ヶ鼻・永平寺ダム統管理事務所	坂井市丸岡町上竹田 50-56-2	67-2841
坂井地区水道管理事務所	坂井市丸岡町山久保 5-27	66-4227
福井県畜産試験場	坂井市三国町平山 68-34	81-3130
(公財)福井県下水道公社	坂井市三国町池見 2-27	82-4660

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	連絡先	所 在 地	電話番号
中部管区警察局	総務監察・広域調整部広域調整第二課	名古屋市中区三の丸 2-1-1	052-951-6000
〃 (福井県情報通信部)	代表	福井市大手 3-17-1	22-2880
北陸総合通信局	総務課	金沢市広坂 2-2-60	076-233-4412
北陸財務局	総務課	金沢市新神田 4-3-10	076-292-7860
〃 (福井財務事務所)	総務課	福井市春山 1-1-54	25-8230
近畿厚生局	総務課	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6942-2241
福井労働局	総務課	福井市春山 1-1-54	22-2655
〃 (福井労働基準監督署)	業務課	福井市開発 1-121-5	54-7722
北陸農政局	代表	金沢市広坂 2-2-60	076-263-2161
〃 (福井県拠点)	代表	福井市日之出 3-14-15	30-1610
近畿中国森林管理局	代表	大阪市北区天満橋 1-8-75	050-3160-6700
〃 (福井森林管理署)	代表	福井市大手 2-11-15	050-3160-6105
中部経済産業局	総務企画部総務課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2683
近畿経済産業局	総務企画部総務課	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6001
中部近畿産業保安監督部	管理課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-0558
〃 近畿支部	管理課	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6061
北陸地方整備局	代表	新潟市中央区美咲町 1-1-1	025-280-8880
〃 (敦賀港湾事務所)	代表	敦賀市松栄町 7-28	0770-22-2590
中部地方整備局	代表	名古屋市中区三の丸 2-5-1	052-953-8119
〃 (岐阜国道事務所)	代表	岐阜市茜部本郷 1-36-1	058-271-9811
近畿地方整備局	代表	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-1141
〃 (福井河川国道事務所)	代表	福井市花堂南 2-14-7	35-2661
〃 (福井河川国道事務所九頭竜川鳴鹿大堰管理所)	代表	永平寺町法寺岡 5-26-1	63-7100
〃 (足羽川ダム工事事務所)	代表	福井市成和 1-2111	27-0642

機 関 名	連絡先	所 在 地	電話番号
〃 (九頭竜川ダム統合管理事務所)	代表	大野市中野 29-28	0779-66-5300
中部運輸局	総務部安全防 災・危機管理課	名古屋市中区 三の丸 2-2-1	052-952-8049
〃 (福井運輸支局)	総務企画担当	福井市西谷 1-1402	34-1601
大阪航空局	総務部安全企 画・保安対策課	大阪市中央区 大手前 4-1-76	06-6949-6212
〃 (小松空港事務所)	代表	小松市浮柳町 ヨ 21	0761-24-0828
東京管区気象台	総務部業務課	清瀬市中清戸 3-235	042-497-7208
〃 (福井地方気象台)	防災担当(窓口)	福井市豊島 2-5-2	24-0069
第八管区海上保安本部	総務部総務課	舞鶴市字下福 井 901	0773-76-4100
〃 (敦賀海上保安部)	管理課	敦賀市港町 7-15	0770-22-0666
〃 (福井海上保安署)	代表	坂井市三国町 山岸 50-2-2	82-4999
中部地方環境事務所	代表	名古屋市中区 三の丸 2-5-2	052-955-2130
国土地理院	代表	つくば市北郷 1 番	029-864-1111
〃 (北陸地方測量部)	代表	富山市牛島新 町 11-7	076-441-0888

(4) 自衛隊

機 関 名	連絡先	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部	総務部	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	072-782-0001
陸上自衛隊第 1 4 普通科連隊	第 3 科	金沢市野田町 1-8	076-241-2171
〃 第 3 7 2 施設中隊	代表	鯖江市吉江町 4-1	0778-51-4675
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部	舞鶴市余部下 1190	0773-62-2250
航空自衛隊第 6 航空団	防衛部	小松市向本折 町 戊 267	0761-22-2101
自衛隊福井地方協力本部	代表	福井市春山 1-1-54	23-1910

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
西日本電信電話(株)福井支店	福井市日之出 2-12-5	20-9332
(株)NTTドコモ北陸支社	金沢市西都 1-5	076-225-2005
KDDI(株)本社	東京都千代田区飯田橋 3-10-10 ガーデンエアタワー	03-3347-0077
ソフトバンク(株)本社	東京都港区海岸 1-7-1	
日本郵便株式会社三国郵便局	坂井市三国町錦 4-3-64	0570-943-975
〃 丸岡郵便局	坂井市丸岡町今福 12-4	0570-943-272
〃 春江郵便局	坂井市春江町江留下屋敷 230	51-1255
〃 坂井郵便局	坂井市坂井町新庄 3-101-1	66-2902
日本赤十字社福井県支部	福井市月見 2-4-1	36-3640
北陸電力(株)福井支店	福井市日之出 1-4-1	29-6966
(一社)福井県LPガス協会	福井市下江守町 26-35-4	34-3930
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	金沢市広岡 3-3-77	0570-002-486
JR春江駅	坂井市春江町中筋 1-1	
JR丸岡駅	坂井市坂井町上新庄 46-24	66-0166
えちぜん鉄道(株)	福井市松本上町 15-3-1	52-8888
日本通運(株)福井支店	福井市重立町 22-1	60-1101
中日本高速道路(株)福井保全・サービスセンター	福井市稲津町 16-7	41-3420
日本銀行福井事務所	福井市順化 1-1-1	22-4495
〃 金沢支店	金沢市香林坊 2-3-28	076-223-9541
坂井市土地改良合同事務所	坂井市坂井町下新庄 1-1	50-3064
日本放送協会福井放送局	福井市宝永 3-3-5	28-8850
福井放送(株)	福井市大和田 2-510	57-1000
福井テレビジョン放送(株)	福井市問屋町 3-410	21-2233
福井エフエム放送(株)	福井市御幸 1-1-1	21-2100
(株)福井新聞社	福井市大和田 2-801	57-5111
(株)日刊県民福井	福井市大手 3-1-8	28-8611
(一社)福井県医師会	福井市大願寺 3-4-10	24-0387

(6) 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
福井県農業協同組合 坂井基幹支店	坂井市坂井町上新庄 42-19	67-8200
坂井森林組合	あわら市御簾尾 15-6	74-2120
三国港機船底曳網漁業協同組合	坂井市三国町宿 1-17-33	82-0261
三国港漁業協同組合	坂井市三国町宿 1-17-23	82-3269
雄島漁業協同組合	坂井市三国町安島 3-101	82-0609
坂井市商工会坂井本所	坂井市坂井町下新庄 2-10-1	66-3324
〃 三国支所	坂井市三国町北本町 3-2-12	82-5055
〃 丸岡支所	坂井市丸岡町一本田 5-76	66-6555
〃 春江支所	坂井市春江町江留下相田 35	51-2211
(一社)坂井地区医師会	あわら市東善寺 5-27	73-5366
坂井市社会福祉協議会本部・さかい支部	坂井市坂井町下新庄 18-3-1	68-5070
〃 みくに支部	坂井市三国町楽円 53-16-1	82-1170
〃 まるおか支部	坂井市丸岡町西里丸岡 12-21-1	68-5060
〃 はるえ支部	坂井市春江町江留中 10-15-1	51-4545
福井銀行三国支店	坂井市三国町覚善 5-28-1	82-6688
〃 丸岡支店	坂井市丸岡町谷町 2-13	66-2300
〃 春江支店	坂井市春江町江留上中央 4-13	51-0020
〃 坂井町支店	坂井市坂井町新庄 3-103	66-0074
福邦銀行丸岡支店	坂井市丸岡町本町 2-13	66-2010
〃 春江支店	坂井市春江町為国 21-3-9	51-0089
北陸銀行三国支店	坂井市三国町南本町 1-2-40	81-2880
福井信用金庫三国営業部	坂井市三国町南本町 3-5-35	82-2525
〃 丸岡営業部	坂井市丸岡町西里丸岡 10-15	66-1801
〃 横地支店	坂井市丸岡町北横地 5-44	66-1808
〃 春江中央支店	坂井市春江町江留下宇和江 38	51-4040
〃 坂井支店	坂井市坂井町長畑 28-1	66-1806
福井ケーブルテレビ(株)	福井市豊島 1-3-1	20-3377
さかいケーブルテレビ(株)	坂井市春江町江留上昭和 131	58-0505

2 防災会議

(1) 坂井市防災会議条例

平成18年3月20日

条例第68号

改正 平成24年10月1日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、坂井市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 坂井市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 福井県職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 福井県警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市職員のうちから市長が任命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他市長が必要と認める者

6 委員の定数は、45人以内とする。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験ある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成24年10月1日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(坂井市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 坂井市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例(平成18年坂井市条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(2) 坂井市防災会議内規

(趣旨)

第1条 この内規は、坂井市防災会議条例(平成18年坂井市条例第68号)第5条の規定に基づき、坂井市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事、その他の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 防災会議の招集は、会長が行う。

2 会議招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

(代理出席等)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員又は代理者がともに出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議)

第4条 防災会議は、会長が議長となる。

2 防災会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。この場合、前条第1項の代理出席者は、委員とみなす。

(専決処分)

第5条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する時間的余裕がないと認められるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項のうち別記について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告し承認を求めなければならない。

(異動等の報告)

第6条 坂井市防災会議条例第3条第5項第1号から第3号まで及び7号の委員が異動等により変更があった場合には、後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

附 則

この内規は、平成18年10月16日から適用する。

別 記

- 1 坂井市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- 2 災害に関する情報を収集すること。
- 3 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
- 4 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(3) 坂井市防災会議委員名簿

区分	所 属	役 職
会長	坂井市	市長
1号	福井海上保安署	署長
2号	坂井健康福祉センター	所長
〃	坂井農林総合事務所	所長
〃	三国土木事務所	所長
〃	福井港湾事務所	所長
〃	福井空港事務所	所長
3号	坂井警察署	署長
〃	坂井西警察署	署長
4号	坂井市	副市長
5号	坂井市教育委員会	教育長
6号	嶺北消防本部	消防長
〃	坂井消防団	団長
7号	西日本電信電話(株)福井支店	支店長
〃	北陸電力株式会社	執行役員福井支店長
〃	福井県農業協同組合	地区担当理事
〃	坂井地区医師会	会長
〃	坂井市社会福祉協議会	会長
〃	坂井市防犯隊	隊長
8号	三国地区まちづくり協議会	会員
〃	丸岡地区まちづくり協議会	会員
〃	春江地区まちづくり協議会	会員
〃	坂井地区まちづくり協議会	会員
〃	坂井市防災士の会	会長
〃	福井工業大学工学部建築土木工学科	教授
9号	坂井市赤十字奉仕団	委員長
〃	さかい男女共同参画ネットワーク	理事
〃	坂井市婦人防火クラブ	会長
〃	NPO 法人坂井市住民会議さずな	理事

3 坂井市災害対策本部

(1) 坂井市災害対策本部条例

平成18年3月20日
条例第69号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、坂井市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成20年6月20日条例第24号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年6月21日から施行する。
- 附 則 (平成24年10月1日条例第25号) 抄
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 坂井市災害対策本部運営要綱

平成19年3月30日

告示第244号

改正 平成20年3月31日告示第129号

平成20年6月30日告示第150号

平成22年4月30日告示第91号

平成25年4月4日告示第87号

平成26年5月20日告示第127号

平成27年4月1日告示第139号

平成28年4月1日告示第70号

平成31年4月1日告示第136号

令和3年4月1日告示第176号

令和3年12月1日告示第333号

(趣旨)

第1条 この告示は、坂井市災害対策本部条例（平成18年坂井市条例第69号）第5条の規定に基づき、坂井市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(組織及び事務分掌)

第2条 本部は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部に参与を置き、参与は教育長をもって充て、本部の運営及び対策について意見を述べるとともに、本部長及び副本部長を補佐する。

5 本部員は、各部長、議会事務局長、会計管理者、三国病院事務局長及び各支所長をもって充てる。

6 本部に別表第1のとおり部を置き、部長は同表に掲げる者をもって充てる。

7 部に別表第1のとおり班を置き、班長及び班員は同表に掲げる者をもって充てる。

8 本部と班長の連絡を行うため、部長は班員の中から連絡員を指名する。

9 班の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

10 本部長は、必要に応じて班員の調整を行うことができる。

(本部会議)

第3条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、災害対策について協議するため本部会議を招集する。

3 本部長は、災害の状況に応じて、防災関係機関との連絡を図るため、必要に応じて防災関係機関に対して本部会議への出席を求めることができる。

4 本部員は、本部会議にそれぞれ事務分掌に関する資料を提出する。

(本部の設置)

第4条 本部長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条の2の規定に基づき本部を設置したときは、直ちに防災関係機関に通告する。

(事務局)

第5条 本部に関する事務を処理するため、総務部安全対策課に事務局を置く。

2 事務局長を置き、安全対策課長をもって充てる。

(現地災害対策本部)

第6条 本部長は、災害地における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて坂井市現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

2 現地災害対策本部長は、支所長をもって充て、本部長の命を受けて、現地本部の事務を掌理し、所部の職員を指揮監督する。

3 本部長は、現地本部に現地対策班を置き、班長及び班員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

4 本部長は、現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地本部を廃止する。

(配備体制等)

第7条 配備体制の種別及び配備基準等はおおむね別表第3に定めるとおりとする。

2 各部長は、遅滞なく職員の招集が行われるよう、あらかじめ職員の招集順位、連絡方法その他の招集体制を整備する。

(記録の励行)

第8条 指令、指示、連絡等の收受、伝達、報告、要請、照会その他災害対策に関する記録は、軽易なものを除き明確にしておかなければならない。

(本部の廃止)

第9条 本部長は、災害応急対策がおおむね完了し、又は災害の発生するおそれがなくなったときは、本部を廃止するとともに、防災関係機関に通告する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第129号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日告示第150号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月30日告示第91号)

この告示は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月4日告示第87号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月20日告示第127号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第139号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第70号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第136号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第176号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日告示第333号)

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)
災害対策本部の組織

本部長 市長
 副本部長 副市長
 参与 教育長
 本部員 総務部長、総合政策部長、財務部長、財務部技監、健康福祉部長、生活環境部長、産業政策部長、建設部長、教育部長、議会事務局長、会計管理者、三国病院事務局長、各支所長

部	部長	班	班長	班員 (所属)	
総務部	総務部長 議会事務局長 会計管理者	総務班	総務課長	総務課	
				安全対策課	
				職員課	
				秘書広報課	
				会計課	
				議会事務局	
				監査委員事務局	
		現地対策班	各支所長	各支所	
		総合政策部長	情報連絡班	企画政策課長	企画政策課
	情報統計課				
公共交通対策課					
まちづくり推進課					
財務部	財務部長 財務部技監	財政班	財政課長	財政課	
				監理課	
				営繕課	
				工事検査課	
		調査班	課税課長	課税課	
				納税課	
福祉生活部	健康福祉部長	福祉班	福祉総務課長	福祉総務課	
				社会福祉課	
				高齢福祉課	
				健康増進課	
				子ども福祉課	
				保育課	
	生活環境部長	市民生活班	市民生活課長	市民生活課	
				保険年金課	
				環境推進課	
産業建設部	産業政策部長	産業政策班	農業振興課長	農業振興課	
				林業水産振興課	
				農業委員会事務局	
				観光交流課	
				商工労政課	
	建設部長	建設班	建設課長	都市計画課	
				建設課	
			上下水道班	上下水道課長	上下水道課

部	部長	班	班長	班員（所属）
教育部	教育部長	教育施設・文化班	教育総務課長	教育総務課
				学校教育課
				生涯学習スポーツ課
				文化課
医療部	三国病院事務局長	医療班	三国病院副事務局長	三国病院事務局

別表第2（第2条関係）

災害対策本部の事務分掌

班名	課名	事務分掌			
総務班	総務課 安全対策課	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。			
		2 災害対策本部及び本部会議の庶務に関すること。			
		3 気象予警報、地震・津波情報等の収集、伝達に関すること。			
		4 避難情報の発令に関すること。			
		5 総合的な災害応急対策の立案及び各班との調整に関すること。			
		6 防災行政無線に関すること。			
		7 災害情報発信のツールに関すること。			
職員課	職員課	8 災害情報の収集、被害状況及び対策状況の取りまとめに関すること。			
		9 自主防災組織との連携に関すること。			
		10 住民の避難誘導に関すること。			
		11 避難所の開閉設及び連絡調整に関すること。			
		12 庁舎及び指定避難所の公衆無線 LAN の開放に関すること。			
		13 防災関係機関との連絡調整及び活動状況の把握に関すること。			
		14 県、消防、警察、自衛隊の派遣要請に関すること。			
		15 国、県等への報告に関すること。			
		16 救援物資及び備蓄物資の受入れ、配分、調整に関すること。			
		17 被災者相談窓口設置要請に関すること。			
		18 外国人の支援に関すること。			
		秘書広報課	秘書広報課	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	
				2 災害対策記録、写真等の整備に関すること。	
				3 災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報に関すること。	
				4 報道関係機関との連絡調整に関すること。	
		会計課	会計課	1 義援金の募集、受入れに関すること。	
				議会事務局	1 市議会との連絡調整に関すること。
				監査委員事務局	1 災害情報の収集、被害状況及び対策状況の取りまとめに関すること。
現地対策班	各支所	1 現地対策本部の運営に関すること。			
		2 災害情報の収集、整理、報告に関すること。			
		3 支所職員の非常招集及び動員に関すること。			
		4 備蓄物資に関すること。			
		5 区長との連絡に関すること。			
		6 防災行政無線の送受信に関すること。			
		7 災害指令の伝達及び災害情報の伝達に関すること。			
情報連絡班	企画政策課	1 災害協定都市等の受入れに関すること。			
		2 復旧・復興計画に関すること。			
		3 災害支援寄付の受付に関すること。			

班名	課名	事務分掌
情報連絡班	情報統計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内情報システムの保全及び被害調査に関すること。 2 電算システムの本復旧に関すること。 3 窓口業務用開始のための環境整備に関すること。 4 災害統計及び統計事務に関する関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報に関すること。
	公共交通対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通機関対策に関すること。
	まちづくり推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティアセンター連絡会に関すること。 2 災害ボランティアセンター開設・運営に関すること。 3 災害ボランティアに関すること。 4 所管する避難施設の保全管理及び開閉並びに連絡調整に関すること。
財政班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 国、県への陳情及び関係資料の作成に関すること。 3 災害救助法の適用要請に関すること。 4 災害救助法の事務の取りまとめに関すること。 5 公用負担などによる損失補償、弁償等に関すること。 6 義援金の配分に関すること。
	監理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設、市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2 配車計画及び車両確保に関すること。 3 被災者、出動職員の緊急輸送及び緊急輸送車両の確認手続きに関すること。 4 災害対策に必要な物品、燃料等の確保に関すること。 5 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。
	営繕課 工事検査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等被害状況調査の応援に関すること。 2 災害復旧事業に関すること。
調査班	課税課 納税課	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災証明書発行等に係る建物、宅地等及び居住者の被害調査に関すること。 2 市・県民税及び固定資産税の減額又は免除に関すること。 3 市税の徴収猶予等に関すること。
福祉班	福祉総務課 社会福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害救助法に基づく救助事務及び取りまとめに関すること。 3 要配慮者等への支援対策に関すること。 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 5 日赤奉仕団等の要請、受入れに関すること。 6 被災者生活再建支援法に関すること。 7 災害弔慰金等に関すること。 8 被災死亡人に関すること。 9 所管する福祉避難施設の保全管理及び開閉並びに連絡調整に関すること。 10 炊き出し及びその他避難者の援護に関すること。
	高齢福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 要配慮者等への支援対策に関すること。

班名	課名	事務分掌
福祉班	健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 医師会等関係機関及び医療機関との連絡調整に関すること。 3 医療救護班の編成、配置及び救護所の開設に関すること。 4 医療に関する救援労力の要請受入れ及び配置に関すること。 5 感染症の予防及び保健衛生に関すること。 6 医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。 7 健康調査、相談に関すること。
	子ども福祉課 保育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 所管する避難施設の保安全管理及び開閉並びに連絡調整に関すること。 3 保育園乳幼児等の避難、安全措置及び必要な対策に関すること。 4 児童館・放課後児童クラブ利用児童の避難、安全措置及び必要な対策に関すること 5 臨時保育に関すること。 6 乳幼児等の援助に関すること。
市民生活班	市民生活課	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の安否情報に関すること。 2 不明者の身元確認に関すること。 3 埋火葬・改葬許可及び火葬場使用許可に関すること。 4 被災者台帳の作成に関すること。 5 罹災証明書の発行に関すること。
	保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金等の減額又は免除に関すること。
	環境推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害による廃棄物処理及び地域のゴミの収集に関すること。 3 被災地の環境衛生及び保全に関すること。 4 愛玩動物の対策及び保護に関すること。 5 仮設トイレのし尿くみ取りに関すること。
産業政策班	農業振興課 農業委員会 事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設、農林関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農作物の防疫に関すること。 3 死亡獣畜の処理に関すること。 4 水閘門及び排水機の緊急操作に関すること。 5 主食（米、麦、乾パン等）の確保に関すること。 6 各土地改良区の事務に関すること。
	林業水産振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設、林業水産関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 漁港区域内の津波対策に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
	観光交流課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設、観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 風評被害対策に関すること。 3 観光客及び帰宅困難者への支援対策に関すること。
	商工労政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設、商工関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 風評被害対策に関すること。

班名	課名	事務分掌
建設班	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急危険度判定士の派遣要請及び受入れに関すること。 3 被災建築物の応急対策に関すること。 4 応急仮設住宅等の建設その他被災者の住宅対策に関すること。 5 応急仮設住宅の用地確保及び管理に関すること。
	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動及び排水対策に関すること。 2 河川、道路、その他公共土木施設の情報収集及び被害調査並びに応急対策に関すること。 3 防災パトロール及び応急復旧に関すること。 4 建設機械、建設資機材の確保調達に関すること。 5 建設業者等との連絡調整に関すること。 6 水閘門及び排水機の緊急操作に関すること。 7 道路等の障害物の除去に関すること。 8 道路除雪対策に関すること。
上下水道班	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管システムの保全及び被害調査に関すること。 2 上下水道についての広報に関すること。 3 上下水道部危機管理マニュアルに関すること。 4 上下水道施設（簡易水道含む。）の応急対策に関すること。 5 被災者に対する飲料水等の確保及び給水に関すること。 6 飲料水の水源の確保に関すること。 7 井戸水の水質検査及び消毒に関すること。 8 都市排水路の確認及び排水機の緊急操作に関すること。 9 仮設トイレの確保及び配置に関すること。
教育施設・文化班	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 所管する避難施設の保全管理及び開閉並びに連絡調整に関すること。
	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設における避難所の運営支援に関すること。 2 災害時における応急教育に関すること。 3 児童生徒の避難、安全措置及び必要な対策に関すること。 4 災害時の学校給食並びに児童及び生徒の健康管理に関すること。 5 学用品等の調達及び配分に関すること。
	生涯学習スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 所管する避難施設の保全管理及び避難所の開閉並びに避難所との連絡調整に関すること。
	文化課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害時の文化財の保護、被害調査及び応急対策に関すること。
医療班	三国病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 病院施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 医療救護班（医療関係者により構成）の編成に関すること。 3 災害時の病床確保、医療、助産に関すること。 4 医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。

別表第3（第7条関係）

配備体制

1 一般災害時(風水害等)

種別	配備基準	配備内容
注意体制	1 注意報が発表されたとき。	1 防災担当職員による情報連絡活動が円滑に行い得る体制（待機体制：自宅待機を含む。）
警戒体制	1 警報が発表されたとき。 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。	1 防災関係課等の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制 2 土砂災害警戒地域への広報体制 3 避難対策の準備体制
第1配備	1 小規模な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがあるとき。 2 相当規模の災害の発生が予想されるとき。 3 その他市長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めたとき。	1 災害対策連絡室の設置 2 気象・河川情報の伝達体制及び災害情報の収集体制 3 小規模災害に対処できる出動体制 4 避難対策の体制
第2配備	1 相当規模の災害が発生したとき。 2 局地的ではあるが、大規模な災害の発生が予想されるとき。	1 必要により災害対策本部の設置 2 災害の状況に対応した応急対策活動 3 非常配備に移行できる体制 4 避難対策の体制 5 全職員に自宅待機指示
非常配備	1 市域に係る特別警報が発表されたとき。 2 市内全域にわたり災害が発生したとき。 3 大規模な災害の発生が予想されるとき。 4 その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めたとき。	1 災害対策本部の設置 2 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制

2 地震津波災害時

種別	配備基準	配備内容
注意体制	1 市内で震度3の地震を観測したとき。	1 防災担当職員による情報連絡活動が円滑に行い得る体制
第1配備	1 市内で震度4の地震を観測したとき。 2 市内の沿岸に津波注意報が発表されたとき。 3 その他市長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めたとき。	1 災害対策連絡室の設置 2 地震・津波情報の伝達体制及び災害情報の収集体制 3 小規模災害に対処できる出動体制 4 避難対策の準備体制
第2配備	1 市内で震度5弱の地震を観測したとき。 2 市内の沿岸に津波警報が発表されたとき。 3 第1配備以降に市長が体制を強化する必要があると認めたとき。	1 必要により災害対策本部の設置 2 災害の状況に対応した応急対策活動 3 非常配備に移行できる体制 4 避難対策の体制 5 全職員に自宅待機指示
非常配備	1 市域に係る特別警報が発表されたとき。 2 市内で震度5強以上の地震を観測したとき。 3 市内の沿岸に大津波警報が発表されたとき。 4 第2配備以降大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 5 その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めたとき。	1 災害対策本部の設置 2 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制

3 豪雪災害時

体制	降雪の状況	作業内容
警戒体制	1 積雪量が50cmを超え、今後更に積雪が予測される時。	1 除雪要員の増強 2 委託業者による除雪の強化 3 排雪作業の準備及び開始 4 災害対策本部の設置準備
緊急体制	1 積雪量が90cm以上に達したとき。 2 更に今後降雪が予想される時(異常降雪状態)。	1 災害対策本部の設置 2 情報連絡の強化 3 排雪作業の強化 4 緊急路線の交通確保

備考 警戒体制以前の体制については、道路除雪基本計画で定める。

4 石油類大量流出時

種別	配備基準	配備内容
注意体制	1 県から油流出発生情報の伝達を受けたとき。	1 防災担当職員による情報連絡活動が円滑に行い得る体制（待機体制：自宅待機を含む。）
警戒体制	1 市又は近隣の海域で油流出事故が発生し、市域の海岸等に流出油が漂着する等被害が及ぶおそれがあり、厳重な警戒体制をとる必要が生じたとき。	1 防災関係課等の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制
非常配備 (災害対策本部設置)	1 市又は近隣の海域で油流出事故が発生し、市域の海岸等への流出油の漂着が著しく、又はそのおそれがあるなど大規模な被害が予想されるとき。	1 災害対策本部の設置 2 職員を状況に応じ必要数又は全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制

(3) 坂井市災害対策連絡室運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害の初期段階において応急対策等、情報の収集又は連絡体制を強化するために設置する坂井市災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 総務部長は、次の状況において必要と認めるときに連絡室を設置する。

- (1) 小規模な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがあるとき。
- (2) 相当規模の災害の発生が予想されるとき。

2 前項の規定にかかわらず総務部長は、市長が連絡室の設置の必要があると認めたときは、連絡室を設置する。

(組織)

第3条 連絡室は、室長及び連絡室員をもって組織する。

- 2 室長は、総務部長をもって充てる。
- 3 連絡室員は、健康福祉部長、産業政策部長、建設部長及び教育部長をもって充てる。

(連絡室会議)

第4条 室長は、災害の応急対策等について協議するため、必要に応じ連絡室会議を招集する。

- 2 室長は、災害の状況により防災関係機関との連絡を図るため、必要に応じ防災関係機関に対して連絡室会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡室に関する事務を処理するため、総務部安全対策課に事務局を置く。

- 2 事務局長を置き、安全対策課長をもって充てる。

(配備体制等)

第6条 連絡室を設置する場合の配備体制等は、坂井市災害対策本部運営要綱第7条の規定を準用する。

(廃止)

第7条 室長は、災害応急対策がおおむね完了し、又は災害の発生するおそれなくなったときは、連絡室を廃止する。

- 2 前項の規定にかかわらず、坂井市災害対策本部が設置されたときは、連絡室を廃止する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、連絡室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(4) 坂井市災害状況報告要領

(趣旨)

第1条 この告示は、災害発生時に災害対策本部の各部長が災害対策本部長に対して行う災害状況報告について、その内容及び方法を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な事故が原因で生ずる被害をいう。

(調査報告すべき災害の基準)

第3条 被害状況報告に当たっては、おおむね次にあげる事項に該当する場合は、速やかに報告するものとする。

(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(2) 災害対策本部を設置したもの

(3) 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても、全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(4) 災害による被害に対し国・県等の特別の財政援助を要するもの

(5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後第1項から第4項の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

(6) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの

(7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるもの

(8) 注意報又は警報が発表された場合において発生し、上記基準に該当しないもの

(9) その他特に報告の指示があったもの

(調査の内容)

第4条 調査の内容は、市民の生命、財産に関する事項並びに市の管理する施設に関する被害等とする。

(調査の方法)

第5条 調査の方法は、災害対策本部事務分掌に基づき、所掌の事務について各部班において調査し、各部長が取りまとめ本部長に対し報告する。

(調査報告の種類)

第6条 調査報告の種類、期限及び様式は次のとおりとする。

(1) 災害即報 災害が発生したときに直ちに災害の状況を本部長に報告する。

(2) 中間報告 発生報告後、災害の状況が変わるたびに本部長に報告する。

(3) 災害確定報告 応急対策が終了した後7日以内に本部長に報告する。

(4) 様式 別紙のとおり(適宜明細書を添付するものとする。)

(報告方法)

第7条 報告様式は次のとおりとする。

(1) 災害即報及び中間報告は、第1号様式により報告する。

(2) 災害確定報告は、第2号様式により報告する。

(被害程度の認定基準)

第8条 被害程度の認定を行う場合は、別表「被害程度の認定基準」により行う。

附 則

この告示は、平成18年3月20日から施行する。

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(第1号様式) (その1)

(災害概況即報)

報告日時	
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名

(第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時						
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(第2号様式) (災害確定報告)

都道府県				区		分		被害	
災害名 確定年月日		月 日 時確定		田	流失・埋没	ha			
					冠水	ha			
					畑	流失・埋没	ha		
						冠水	ha		
報告者名				そ	学 校	箇所			
区		分		被害		病 院	箇所		
人 的 被 害	死者	人		道 路	箇所				
	うち 災害関連死者	人		橋 り よ う	箇所				
	行方不明者	人		河 川	箇所				
	負傷者	重 傷	人	港 湾	箇所				
		軽 傷	人	砂 防	箇所				
住 家 被 害	全 壊		棟	の	清 掃 施 設	箇所			
			世帯		崖 く ず れ	箇所			
			人		鉄 道 不 通	箇所			
			人		被 害 船 舶 隻	隻			
半 壊		棟		水 道	戸				
		世帯		電 話 回 線	回線				
		人		電 気	戸				
一 部 破 損		棟		他	ガ ス	戸			
		世帯			ブ ロ ッ ク 塼 等	箇所			
		人							
床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯		り 災 者 数	人				
		人		火 災	建 物 件				
床 下 浸 水		棟		生 災	危 険 物 件				
		世帯		発	そ の 他 件				
		人							
非 住 家	公 共 建 物	棟							
	そ の 他	棟							

区		分		被害		都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称		
公 立 文 教 施 設		千 四 百		千 四 百			災 害 對 策 市 町 村 名	設 置	月 日 時
農 林 水 産 業 施 設		千 四 百		千 四 百				解 散	月 日 時
公 共 土 木 施 設		千 四 百		千 四 百					
そ の 他 の 公 共 施 設		千 四 百		千 四 百		災 害 對 策 市 町 村 法 名			
小 計		千 四 百		千 四 百			計 団 体		
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団 体				災 害 對 策 市 町 村 法 名			
そ の 他	農 産 被 害	千 四 百					計 団 体		
	林 産 被 害	千 四 百							
	畜 産 被 害	千 四 百							
	水 産 被 害	千 四 百							
商 工 被 害	千 四 百								
そ の 他	千 四 百						計 団 体		
被 害 總 額		千 四 百		千 四 百		消 防 職 員 出 動 延 人 数		人	
						消 防 団 員 出 動 延 人 数		人	
備 考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
	災害の概況								
	消防機関の活動状況								
その他（避難指示等の状況）									

別表 被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となった者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1ヵ月以上の治療を要する見込みのある者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
世帯等	世帯	生計を一つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	被災者	被災世帯の構成員とする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この基準中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。全壊、又は半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	文教施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専門学校及び専修学校における教育の用に供する施設とする。
	福祉施設	社会福祉法第2条の規定により、社会福祉事業により経営される施設とする。
	その他の公共建物	例えば、役所庁舎、コミュニティセンター及び図書館等の公用、又は公共の用に供する建物とする。
	公共建物以外の非住家	公共建物以外の倉庫、工場、車庫等の建物とする。

被害区分		認定基準
火災発生件数	火災発生件数	地震、又は火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危険物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 1 項により、市町長、消防組合管理者の許可を受け設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所及び危険物取扱所の施設とする。
公共土木施設の被害	市又は市の機関の維持管理に属する以下の施設とする。	
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。ただし、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
	砂防等施設	砂防法第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって、同法が準用される砂防のための施設、又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸及び地すべり等防止法第 2 条第 2 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）または海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
	港湾施設	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する基本施設、又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸、又はこれに設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設とする。	
農林水産業施設の被害	農業用施設	農地の利用、又は保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路、又は農地若しくは農作物の災害を防止するため必要な施設とする。
	林業用施設	林地の利用、又は保全上必要な公共的施設であって、林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体、又はその機関の維持管理に属するものを除く。）、林道とする。
	漁港施設	漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する施設であって、外かく施設、けい留施設及び水域施設とする。
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号）第 1 条の 3 に規定する施設とする。

被害区分		認定基準
農林水産業施設の被害	農地	耕作の目的に供される土地とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	その他の公共施設	公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用、又は公共の用に供する施設とする。
農産・林産・水産・畜産の被害 「農産」「林産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の被害をいい、それぞれの項目ごとに記入すること。		
商工業の被害 建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具及び操業率低下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。		
その他の被害	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶・漁船	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業、又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。

(その他)

- (1) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は朱書すること。
- (2) 災害に対しとられた措置
 - ① 災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。
 - ② 消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員、消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

(5) 自衛隊災害派遣要請要領

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策本部長が福井県知事に対して行う自衛隊の派遣要請の方法について定めるものとする。

(災害派遣要請の基準)

第2条 天災地変その他の災害において、人命又は財産を保護するための災害応急対策の実施が市の組織等を動員してもなおかつ不可能又は困難であると認められる場合、若しくは、災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がない場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

(災害派遣要請の依頼)

第3条 本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生したときは、別表第1により福井県知事（危機対策・防災課）に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

ただし、特に緊急やむを得ない場合、その他交通機関の途絶等やむを得ない理由により文書にて連絡がつかないときは、電信又は電話をもって行い、事後速やかに文書を提出する。この場合、口頭で要請する場合の連絡事項は次のとおりである。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

(派遣部隊の撤収要請)

第4条 本部長は、応急対策、復旧対策等の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上福井県知事あてに要請する。

附 則

この告示は、平成18年3月20日から施行するものとする。

別表第1 自衛隊災害派遣要請書

第 年 月 日
号 日

福井県知事

殿

坂井市長

印

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

次のとおり自衛隊の派遣を要請いたします。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

3 派遣を希望する勢力及びその任務

- (1) 水防、消防、通信、防疫、給水、輸送、通路の啓開等
- (2) 人員
- (3) 装備の概要（特に船舶、航空機等特殊の装備を必要とするとき。）

4 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域、でき得れば連絡場所、又は連絡者
- (2) 活動内容

5 その他参考事項

- (1) 現在までにとった処置及び今後における見通し
- (2) 派遣部隊の宿舎等

4 観測施設

令和3年10月現在

(1) 雨量観測所

番号	所在地	観測所名	観測者名
1	春江町江留中	春江-(気)	気象庁
2	三国町水居 17-45	三国土木	三国土木
3	丸岡町山久保 5 字上神明 坂井地区水道管理事務所	山久保	三国土木
4	丸岡町上竹田	龍ヶ鼻ダム	龍ヶ鼻・永平寺ダム統管
5	丸岡町上竹田	尾又	龍ヶ鼻・永平寺ダム統管
6	三国町平山	三国-(気)	気象庁

(福井県 河川・砂防総合情報、R3 福井県地域防災計画)

(2) 地震計

番号	所在地	測定場所名	備考
1	坂井町下新庄 1-1	福井坂井市坂井町 下新庄	坂井市防災センター
2	丸岡町西里丸岡 12-21-1	福井坂井市丸岡町 西里丸岡	坂井市役所丸岡支所
3	春江町随応寺 17-10	福井坂井市春江町 随応寺	坂井市役所春江支所

(福井県ホームページ)

(3) 震度計

番号	所在地	測定場所名	備考
1	三国町陣ヶ岡 16-13-6	福井坂井市三国町 陣ヶ岡	東尋坊気象レーダー観測所

(気象庁ホームページ)

(4) 気象庁震度階級

1 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- ア 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- イ 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- ウ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- エ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- オ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- カ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(5) 津波高と被害の程度

津波高と被害程度

津波強度		0	1	2	3	4	5
津波高 (m)		1	2	4	8	16	32
津波形態	緩斜面	岸で盛り上がる	沖でも水の壁 第二波砕波	先端に砕波を 伴うものが増える	第一波でも 巻き波砕波 を起こす		
	急斜面	速い潮汐	速い潮汐				
音			前面砕波による連続音 (海鳴り、暴風雨)				
				浜での巻き波砕波による大音響 (雷鳴、遠方では認識されない)			
					崖に衝突する大音響 (遠雷、発破、かなり遠くまで聞こえる)		
木造家屋	部分的破壊		全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊			
鉄・コン・ビル	持ちこたえる				全面破壊		
漁船			被害発生	被害率 50%	被害率 100%		
防潮林	被害軽微 津波軽減 漂流物阻止			部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 無効果		
養殖筏	被害発生						
沿岸集落			被害発生	被害率 50%	被害率 100%		
打上高 (m)		1	2	4	8	16	32

注：表中、津波高 (m) は船舶・養殖筏など海上にあるものに対しては汀線における津波の高さ、家屋や防潮林など陸上にあるものに関しては地面から測った浸水深となっている。最下段は一集落全体を対象とした表現となっており、その集落の浸水域内で発生した最高遡上高 (最高打ち上げ高) (m) とその浸水域内全体としての家屋被害率の被害程度との関係になっている。

出典：津波工学研究報告第 10 号 (1993 年)

5 災害危険箇所等の状況

令和3年10月現在

(1) 漁業、港湾指定一覧

番号	名称	指定区分	指定年月日	水面積	陸面積
1	梶漁港	農林水産省	昭29.7.12	34,500 m ²	9,062 m ²
2	崎漁港	農林水産省	昭29.7.12	10,200 m ²	44,400 m ²
3	安島漁港	農林水産省	昭27.10.21	48,425 m ²	17,275 m ²
4	福井港	国土交通省	昭46.7.1	2,100ha	207ha

(福井県ホームページ)

(2) 海岸保全区域指定一覧

番号	海岸名	地区海岸名	指定区分	指定延長m	面積
1	三国	浜地	国土交通省	1,160m	189,595.0 m ²
2	三国	安島第一	国土交通省	500m	25,294.0 m ²
3	三国	安島第二	国土交通省	395m	17,384.4 m ²
4	福井港	宿・米ヶ脇	国土交通省	1,370m	173,463 m ²
5	福井港	新保	国土交通省	2,521 m	171,755 m ²
6	福井港	福井	国土交通省	6,660m	1,653,470 m ²
7	梶	梶	水産庁	275m	31,790 m ²
8	崎	崎	水産庁	473m	24,800 m ²
9	安島	安島	水産庁	200m	5,660 m ²

(R3福井県地域防災計画)

(3) 土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧

番号	自治会名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域の名称		備考
			指定日		指定日	
1	山口	坂井市丸岡町吉谷 (15-030)	H21.9.18	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
2	上竹田	坂井市丸岡町上竹田 (15-031)	H21.9.18	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—

(4) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧

番号	自治会名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域の名称		備考
			指定日		指定日	
1	岡	坂井市丸岡上竹田 (15-I-175)	H17.3.31	坂井市丸岡上竹田 (15-I-175)	H17.3.31	—
2	岡	坂井市丸岡上竹田 (15-I-176)	H17.3.31	坂井市丸岡上竹田 (15-I-176)	H17.3.31	—
3	川上	坂井市丸岡川上 (15-II-2400)	H17.3.31	坂井市丸岡川上 (15-II-2400)	H17.3.31	—
4	曾谷	坂井市丸岡上竹田 (15-I-174-1)	H17.3.31	坂井市丸岡上竹田 (15-I-174-1)	H17.3.31	—
5	曾谷	坂井市丸岡上竹田 (15-I-174-2)	H17.3.31	坂井市丸岡上竹田 (15-I-174-2)	H17.3.31	—
6	曾谷	坂井市丸岡上竹田 (15-II-2406)	H17.3.31	坂井市丸岡上竹田 (15-II-2406)	H17.3.31	—
7	曾谷	坂井市丸岡上竹田 (15-II-2407)	H17.3.31	坂井市丸岡上竹田 (15-II-2407)	H17.3.31	—
8	山口	坂井市丸岡山口 (15-I-179)	H17.3.31	坂井市丸岡山口 (15-I-179)	H17.3.31	—
9	山口	坂井市丸岡山口 (15-II-2405)	H17.3.31	坂井市丸岡山口 (15-II-2405)	H17.3.31	—

番号	自治会名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域の名称		備考
			指定日		指定日	
10	山久保	丸岡町山久保 (15-I-2401)	H17.11.29	丸岡町山久保 (15-I-2401)	H17.11.29	—
11	坪江	丸岡町坪江 (15-I-173)	H17.11.29	丸岡町坪江 (15-I-173)	H17.11.29	—
12	坪江	丸岡町坪江 (15-I-2400)	H17.11.29	丸岡町坪江 (15-I-2400)	H17.11.29	—
13	坪江	丸岡町坪江 (15-II-2401)	H17.11.29	丸岡町坪江 (15-II-2401)	H17.11.29	—
14	山崎三ヶ	丸岡町山崎三ヶ (15-II-2400)	H17.11.29	丸岡町山崎三ヶ (15-II-2400)	H17.11.29	—
15	下久米田上	丸岡町下久米田 (15-II-2408)	H17.12.27	丸岡町下久米田 (15-II-2408)	H17.12.27	—
16	山竹田	丸岡町山竹田 (15-I-178)	H17.12.27	丸岡町山竹田 (15-I-178)	H17.12.27	—
17	山竹田	丸岡町山竹田 (15-II-2402)	H17.12.27	丸岡町山竹田 (15-II-2402)	H17.12.27	—
18	山竹田	丸岡町山竹田 (15-II-2403)	H17.12.27	丸岡町山竹田 (15-II-2403)	H17.12.27	—
19	山竹田	丸岡町山竹田 (15-II-2404)	H17.12.27	丸岡町山竹田 (15-II-2404)	H17.12.27	—
20	近庄	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-2411)	H18.12.26	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-2411)	H18.12.26	—
21	六呂瀬	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-2409)	H18.12.26	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-2409)	H18.12.26	—
22	六呂瀬	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-2410)	H18.12.26	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-2410)	H18.12.26	—
23	六呂瀬	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-2412)	H18.12.26	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-2412)	H18.12.26	—
24	坪江	坂井市丸岡町坪江 (15-II-02301)	H20.12.19	坂井市丸岡町坪江 (15-II-02301)	H20.12.19	—
25	坪江	坂井市丸岡町坪江 (15-II-02302)	H20.12.19	坂井市丸岡町坪江 (15-II-02302)	H20.12.19	—
26	川上	坂井市丸岡町川上 (15-II-02201)	H21.3.24	坂井市丸岡町川上 (15-II-02201)	H21.3.24	—
27	川上	坂井市丸岡町川上 (15-II-02702)	H21.3.24	坂井市丸岡町川上 (15-II-02702)	H21.3.24	—
28	上久米田	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00102)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00102)	H21.3.24	—
29	上久米田	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00103)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00103)	H21.3.24	—
30	上久米田	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00104)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00104)	H21.3.24	—
31	上久米田	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00105)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00105)	H21.3.24	—
32	上久米田	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00201)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00201)	H21.3.24	—
33	上久米田	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00202)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00202)	H21.3.24	—
34	上久米田	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00209)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00209)	H21.3.24	—
35	上久米田	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00210)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00210)	H21.3.24	—
36	上久米田	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00211)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00211)	H21.3.24	—
37	上久米田	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00301)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久 米田(15-II-00301)	H21.3.24	—

番号	自治会名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域の名称		備考
			指定日		指定日	
38	上久米田	坂井市丸岡町上久米田(15-Ⅱ-00304)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久米田(15-Ⅱ-00304)	H21.3.24	—
39	上久米田	坂井市丸岡町上久米田(15-Ⅲ-00120)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久米田(15-Ⅲ-00120)	H21.3.24	—
40	下久米田	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅱ-00101)	H21.3.24	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅱ-00101)	H21.3.24	—
41	下久米田	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅲ-00112)	H21.3.24	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅲ-00112)	H21.3.24	—
42	下久米田	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅲ-00116)	H21.3.24	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅲ-00116)	H21.3.24	—
43	下久米田	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅲ-00117)	H21.3.24	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅲ-00117)	H21.3.24	—
44	下久米田	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅲ-00113)	H21.3.24	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅲ-00113)	H21.3.24	—
45	下久米田	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅲ-00118)	H21.3.24	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅲ-00118)	H21.3.24	—
46	下久米田	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅲ-00119)	H21.3.24	坂井市丸岡町下久米田(15-Ⅲ-00119)	H21.3.24	—
47	山久保	坂井市丸岡町山久保(15-Ⅱ-01302)	H21.3.24	坂井市丸岡町山久保(15-Ⅱ-01302)	H21.3.24	—
48	舛田	坂井市丸岡町舛田(15-Ⅱ-02001)	H21.3.24	坂井市丸岡町舛田(15-Ⅱ-02001)	H21.3.24	—
49	舛田	坂井市丸岡町舛田(15-Ⅲ-02002)	H21.3.24	坂井市丸岡町舛田(15-Ⅲ-02002)	H21.3.24	—
50	内田	坂井市丸岡町内田(15-Ⅱ-01901)	H21.3.24	坂井市丸岡町内田(15-Ⅱ-01901)	H21.3.24	—
51	山口	坂井市丸岡町山口(15-Ⅰ-02601)	H21.3.24	坂井市丸岡町山口(15-Ⅰ-02601)	H21.3.24	—
52	山口	坂井市丸岡町山口(15-Ⅱ-02602)	H21.3.24	坂井市丸岡町山口(15-Ⅱ-02602)	H21.3.24	—
53	山口	坂井市丸岡町山口(15-Ⅱ-02609)	H21.3.24	坂井市丸岡町山口(15-Ⅱ-02609)	H21.3.24	—
54	山口	坂井市丸岡町山口(15-Ⅱ-02610)	H21.3.24	坂井市丸岡町山口(15-Ⅱ-02610)	H21.3.24	—
55	上竹田	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02401)	H21.3.24	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02401)	H21.3.24	—
56	上竹田	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02402)	H21.3.24	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02402)	H21.3.24	—
57	上竹田	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02403)	H21.3.24	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02403)	H21.3.24	—
58	上竹田	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02404)	H21.3.24	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02404)	H21.3.24	—
59	上竹田	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02405)	H21.3.24	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02405)	H21.3.24	—
60	上竹田	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02501)	H21.3.24	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02501)	H21.3.24	—
61	上竹田	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02504)	H21.3.24	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02504)	H21.3.24	—
62	上竹田	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02505)	H21.3.24	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02505)	H21.3.24	—
63	上竹田	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02506)	H21.3.24	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅱ-02506)	H21.3.24	—
64	上竹田	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅲ-02414)	H21.3.24	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅲ-02414)	H21.3.24	—
65	上竹田	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅲ-02507)	H21.3.24	坂井市丸岡町上竹田(15-Ⅲ-02507)	H21.3.24	—

番号	自治会名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域の名称		備考
			指定日		指定日	
66	山竹田	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02703)	H21.3.24	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02703)	H21.3.24	—
67	山竹田	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02704)	H21.3.24	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02704)	H21.3.24	—
68	山竹田	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02705)	H21.3.24	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02705)	H21.3.24	—
69	山竹田	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02706)	H21.3.24	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02706)	H21.3.24	—
70	山竹田	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02707)	H21.3.24	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02707)	H21.3.24	—
71	山竹田	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02710)	H21.3.24	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02710)	H21.3.24	—
72	山竹田	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02711)	H21.3.24	坂井市丸岡町山竹田(15-II-02711)	H21.3.24	—
73	山竹田	坂井市丸岡町山竹田(15-III-02716)	H21.3.24	坂井市丸岡町山竹田(15-III-02716)	H21.3.24	—
74	山竹田	坂井市丸岡町山竹田(15-III-02717)	H21.3.24	坂井市丸岡町山竹田(15-III-02717)	H21.3.24	—
75	山竹田	坂井市丸岡町山竹田(15-III-02719)	H21.3.24	坂井市丸岡町山竹田(15-III-02719)	H21.3.24	—
76	安島	坂井市三国町安島(14-I-153)	H21.3.24	坂井市三国町安島(14-I-153)	H21.3.24	—
77	安島	坂井市三国町安島(14-I-154)	H21.3.24	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
78	安島	坂井市三国町安島(14-I-155)	H21.3.24	坂井市三国町安島(14-I-155)	H21.3.24	—
79	安島	坂井市三国町安島(14-II-05901)	H21.3.24	坂井市三国町安島(14-II-05901)	H21.3.24	—
80	池上	坂井市三国町池上(14-I-08702)	H21.3.24	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
81	池上	坂井市三国町池上(14-II-2200)	H21.3.24	坂井市三国町池上(14-II-2200)	H21.3.24	—
82	池上	坂井市三国町池上(14-II-2201)	H21.3.24	坂井市三国町池上(14-II-2201)	H21.3.24	—
83	池上	坂井市三国町池上(14-II-08706)	H21.3.24	坂井市三国町池上(14-II-08706)	H21.3.24	—
84	池上	坂井市三国町池上(14-II-08707)	H21.3.24	坂井市三国町池上(14-II-08707)	H21.3.24	—
85	池上	坂井市三国町池上(14-II-08708)	H21.3.24	坂井市三国町池上(14-II-08708)	H21.3.24	—
86	池上	坂井市三国町池上(14-II-08709)	H21.3.24	坂井市三国町池上(14-II-08709)	H21.3.24	—
87	池上	坂井市三国町池上(14-II-08711)	H21.3.24	坂井市三国町池上(14-II-08711)	H21.3.24	—
88	池上	坂井市三国町池上(14-II-08712)	H21.3.24	坂井市三国町池上(14-II-08712)	H21.3.24	—
89	池上	坂井市三国町池上(14-II-08713)	H21.3.24	坂井市三国町池上(14-II-08713)	H21.3.24	—
90	池上	坂井市三国町池上(14-II-08715)	H21.3.24	坂井市三国町池上(14-II-08715)	H21.3.24	—
91	池上	坂井市三国町池上(14-II-08716)	H21.3.24	坂井市三国町池上(14-II-08716)	H21.3.24	—
92	覚善	坂井市三国町覚善(14-I-162)	H21.3.24	坂井市三国町覚善(14-I-162)	H21.3.24	—
93	覚善	坂井市三国町覚善(14-I-2202)	H21.3.24	坂井市三国町覚善(14-I-2202)	H21.3.24	—

番号	自治会名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域の名称		備考
			指定日		指定日	
94	覚善	坂井市三国町覚善 (14-II-2202)	H21.3.24	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
95	覚善	坂井市三国町覚善 (14-II-07601)	H21.3.24	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
96	覚善	坂井市三国町覚善 (14-II-07602)	H21.3.24	坂井市三国町覚善 (14-II-07602)	H21.3.24	—
97	梶	坂井市三国町梶 (14-I-157)	H21.3.24	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
98	梶	坂井市三国町梶 (14-I-158-1)	H21.3.24	坂井市三国町梶 (14-I-158-1)	H21.3.24	—
99	梶	坂井市三国町梶 (14-I-158-2)	H21.3.24	坂井市三国町梶 (14-I-158-2)	H21.3.24	—
100	梶	坂井市三国町梶 (14-I-06201)	H21.3.24	坂井市三国町梶 (14-I-06201)	H21.3.24	—
101	梶	坂井市三国町梶 (14-II-06203)	H21.3.24	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
102	梶	坂井市三国町梶 (14-II-06004)	H21.3.24	坂井市三国町梶 (14-II-06004)	H21.3.24	—
103	加戸	坂井市三国町加戸 (14-I-2200)	H21.3.24	坂井市三国町加戸 (14-I-2200)	H21.3.24	—
104	加戸	坂井市三国町加戸 (14-I-2201)	H21.3.24	坂井市三国町加戸 (14-I-2201)	H21.3.24	—
105	加戸西	坂井市三国町加戸西 (14-II-07901)	H21.3.24	坂井市三国町加戸西 (14-II-07901)	H21.3.24	—
106	加戸西	坂井市三国町加戸西 (14-II-07902)	H21.3.24	坂井市三国町加戸西 (14-II-07902)	H21.3.24	—
107	加戸東	坂井市三国町加戸東 (14-II-07903)	H21.3.24	坂井市三国町加戸東 (14-II-07903)	H21.3.24	—
108	崎	坂井市三国町崎 (14-I-156)	H21.3.24	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
109	崎	坂井市三国町崎 (14-II-06001)	H21.3.24	坂井市三国町崎 (14-II-06001)	H21.3.24	—
110	平山	坂井市三国町平山 (14-II-08401)	H21.3.24	坂井市三国町平山 (14-II-08401)	H21.3.24	—
111	平山	坂井市三国町平山 (14-II-08201)	H21.3.24	坂井市三国町平山 (14-II-08201)	H21.3.24	—
112	平山	坂井市三国町平山 (14-II-08203)	H21.3.24	坂井市三国町平山 (14-II-08203)	H21.3.24	—
113	新保	坂井市三国町新保 (14-I-159)	H21.3.24	坂井市三国町新保 (14-I-159)	H21.3.24	—
114	新保	坂井市三国町新保 (14-I-160)	H21.3.24	坂井市三国町新保 (14-I-160)	H21.3.24	—
115	新保	坂井市三国町新保 (14-I-161)	H21.3.24	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
116	新保	坂井市三国町新保 (14-I-09101)	H21.3.24	坂井市三国町新保 (14-I-09101)	H21.3.24	—
117	新保	坂井市三国町新保 (14-II-09102)	H21.3.24	坂井市三国町新保 (14-II-09102)	H21.3.24	—
118	新保	坂井市三国町新保 (14-II-09103)	H21.3.24	坂井市三国町新保 (14-II-09103)	H21.3.24	—
119	米納津	坂井市三国町米納津 (14-II-10501)	H21.3.24	坂井市三国町米納津 (14-II-10501)	H21.3.24	—
120	山崎三ヶ	坂井市丸岡町山崎三ヶ (15-II-00501)	H21.6.23	坂井市丸岡町山崎三ヶ (15-II-00501)	H21.6.23	—
121	山崎三ヶ	坂井市丸岡町山崎三ヶ (15-III-00508)	H21.6.23	坂井市丸岡町山崎三ヶ (15-III-00508)	H21.6.23	—

番号	自治会名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域の名称		備考
			指定日		指定日	
122	与河	坂井市丸岡町与河(15-Ⅱ-01601)	H21.6.23	坂井市丸岡町与河(15-Ⅱ-01601)	H21.6.23	—
123	与河	坂井市丸岡町与河(15-Ⅱ-01602)	H21.6.23	坂井市丸岡町与河(15-Ⅱ-01602)	H21.6.23	—
124	野中山王	坂井市丸岡町野中山王(15-Ⅱ-00401)	H21.6.23	坂井市丸岡町野中山王(15-Ⅱ-00401)	H21.6.23	—
125	野中山王	坂井市丸岡町野中山王(15-Ⅲ-00413)	H21.6.23	坂井市丸岡町野中山王(15-Ⅲ-00413)	H21.6.23	—
126	野中山王	坂井市丸岡町野中山王(15-Ⅲ-00436)	H21.6.23	坂井市丸岡町野中山王(15-Ⅲ-00436)	H21.6.23	—
127	野中山王	坂井市丸岡町野中山王(15-Ⅲ-00437)	H21.6.23	坂井市丸岡町野中山王(15-Ⅲ-00437)	H21.6.23	—
128	宿	坂井市三国町宿(14-I-150)	H22.7.16	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
129	宿	坂井市三国町宿(14-Ⅱ-05401)	H22.7.16	坂井市三国町宿(14-Ⅱ-05401)	H22.7.16	—
130	宿	坂井市三国町宿(14-Ⅱ-05402)	H22.7.16	坂井市三国町宿(14-Ⅱ-05402)	H22.7.16	—
131	宿	坂井市三国町宿(14-Ⅱ-05403)	H22.7.16	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
132	宿	坂井市三国町宿(14-Ⅱ-05404)	H22.7.16	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
133	米ヶ脇	坂井市三国町米ヶ脇(14-I-151-1)	H22.7.16	坂井市三国町米ヶ脇(14-I-151-1)	H22.7.16	—
134	米ヶ脇	坂井市三国町米ヶ脇(14-I-151-2)	H22.7.16	坂井市三国町米ヶ脇(14-I-151-2)	H22.7.16	—
135	米ヶ脇	坂井市三国町米ヶ脇(14-I-152)	H22.7.16	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
136	米ヶ脇	坂井市三国町米ヶ脇(14-I-05801)	H22.7.16	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
137	緑ヶ丘	坂井市三国町緑ヶ丘(14-Ⅱ-06806)	H22.7.16	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
138	森町、四日市	坂井市三国町山王(14-I-147)	H23.10.28	坂井市三国町山王(14-I-147)	H27.6.30	—
139	栄町	坂井市三国町山王(14-I-148-2)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
140	玉井、安養寺、御所垣内、山上西、森町	坂井市三国町山王(14-I-149)	H23.10.28	坂井市三国町山王(14-I-149)	H27.6.30	—
141	四日市	坂井市三国町山王(14-I-00101)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
142	森町	坂井市三国町山王(14-Ⅱ-00701)	H23.10.28	坂井市三国町山王(14-Ⅱ-00701)	H27.6.30	—
143	観音	坂井市三国町山王(14-Ⅱ-01506)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
144	観音	坂井市三国町山王(14-Ⅱ-01507)	H23.10.28	坂井市三国町山王(14-Ⅱ-01507)	H27.6.30	—
145	山上西	坂井市三国町山王(14-I-148-1)	H23.10.28	坂井市三国町山王(14-I-148-1)	H27.6.30	—
146	石切、上旭、下西	坂井市三国町南本町(14-I-01501)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
147	上西	坂井市三国町南本町(14-I-01502)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
148	新緑	坂井市三国町南本町(14-I-01503)	H23.10.28	坂井市三国町南本町(14-I-01503)	H27.6.30	—

番号	自治会名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域の名称		備考
			指定日		指定日	
149	新緑	坂井市三国町南本町(14-II-01509)	H23.10.28	坂井市三国町南本町(14-II-01509)	H27.6.30	—
150	上錦、下錦	坂井市三国町錦(14-I-03801)	H23.10.28	坂井市三国町錦(14-I-03801)	H27.6.30	—
151	上錦、下錦	坂井市三国町錦(14-I-03802)	H23.10.28	坂井市三国町錦(14-I-03802)	H27.6.30	—
152	上錦、下錦	坂井市三国町錦(14-I-03803)	H23.10.28	坂井市三国町錦(14-I-03803)	H27.6.30	—
153	上錦、下錦	坂井市三国町錦(14-I-03804)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
154	上錦	坂井市三国町錦(14-I-03805)	H23.10.28	坂井市三国町錦(14-I-03805)	H27.6.30	—
155	下錦	坂井市三国町錦(14-II-03806)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
156	上錦	坂井市三国町錦(14-II-03807)	H23.10.28	坂井市三国町錦(14-II-03807)	H27.6.30	—
157	上錦	坂井市三国町錦(14-II-03808)	H23.10.28	坂井市三国町錦(14-II-03808)	H27.6.30	—
158	上錦	坂井市三国町錦(14-II-03809)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域は未指定)	H30.1.26	H30.1.26R 新規指定、Y再指定
159	上錦	坂井市三国町錦(14-I-06801)	H23.10.28	坂井市三国町錦(14-I-06801)	H27.6.30	—
160	桜ヶ丘、運動公園	坂井市三国町緑ヶ丘(14-I-06814)	H30.1.26	坂井市三国町緑ヶ丘(14-I-06814)	H30.1.26	H30.1.26R 新規指定、Y再指定
161	浜滝谷	坂井市三国町滝谷(14-I-05101)	H23.10.28	坂井市三国町滝谷(14-I-05101)	H27.6.30	—
162	つつじヶ丘	坂井市三国町つつじヶ丘(14-I-05301)	H23.10.28	坂井市三国町つつじヶ丘(14-I-05301)	H27.6.30	—
163	つつじヶ丘	坂井市三国町つつじヶ丘(14-II-05302)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
164	米ヶ脇	坂井市三国町米ヶ脇(14-I-05802)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
165	米ヶ脇	坂井市三国町米ヶ脇(14-I-05803)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
166	グリーンハイツ	坂井市三国町青葉台(14-I-06702)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
167	グリーンハイツ	坂井市三国町青葉台(14-II-06704)	H23.10.28	坂井市三国町青葉台(14-II-06704)	H27.6.30	—
168	新宿二丁目	坂井市三国町新宿(14-I-05701)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
169	新宿二丁目	坂井市三国町新宿(14-I-05702)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
170	運動公園	坂井市三国町運動公園(14-II-06703)	H23.10.28	坂井市三国町運動公園(14-II-06703)	H27.6.30	—
171	桜ヶ丘	坂井市三国町緑ヶ丘(14-II-06803)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域は未指定)	H30.1.26	H30.1.26R 新規指定、Y再指定
172	緑ヶ丘5丁目	坂井市三国町緑ヶ丘(14-I-06802)	H23.10.28	坂井市三国町緑ヶ丘(14-I-06802)	H27.6.30	—
173	緑ヶ丘5丁目	坂井市三国町緑ヶ丘(14-III-2200)	H23.10.28	坂井市三国町緑ヶ丘(14-III-2200)	H27.6.30	—
174	黒目	坂井市三国町黒目(14-I-10101)	H23.10.28	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
175	緑ヶ丘	坂井市緑ヶ丘(14-I-06807)	H27.6.30	坂井市緑ヶ丘(14-I-06807)	H27.6.30	新興宅地開発

番号	自治会名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域の名称		備考
			指定日		指定日	
176	中央	坂井市中央 (14-II-11601)	H27.6.30	坂井市中央 (14-II-11601)	H27.6.30	新興宅地開発

(5) 急傾斜地崩壊危険区域指定状況

番号	区域名	位置	指定年月日	指定番号	指定地面積
1	中元	三国町中元	S48. 3. 30	258	1. 03
			S57. 4. 1		
2	中元第2	三国町中元・玉井 山王3丁目、山王6丁目	S53. 3. 17	225	1. 22
			H 1. 3. 22	253	
3	宿	三国町宿	S48.12. 26	1043	0. 51
4	安島	三国町安島	S48.12. 26	1043	1. 15
5	安島第2	三国町安島	S52. 2. 25	127	0. 52
6	安島第3	三国町安島	S52. 2. 25	127	0. 47
7	米ヶ脇	三国町米ヶ脇・宿	S50. 1. 28	69	2. 94
8	米ヶ脇2	三国町米ヶ脇	S53. 7. 14	659	0. 18
9	桜谷	三国町桜谷	S52. 2. 25	127	0. 79
10	崎	三国町崎	S53. 3. 17	225	1. 34
			H 2. 3. 30	250	
11	新保	三国町新保	S54. 4. 24	377	0. 51
12	梶第1	三国町梶	S55. 3. 28	221	0. 37
			S58. 5. 13	480	
13	梶第2	三国町梶	S55. 3. 28	221	0. 75
14	新保第3	三国町新保	S57. 4. 1	292	0. 51
15	覚善	三国町覚善	S61. 3. 18	173	0. 16

(6) 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧

[水系名：九頭竜川]

番号	自治会名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域の名称		備考
			指定日		指定日	
1	岡	坂井市丸岡上竹田 (15-1-1-4)	H17.3.31	坂井市丸岡上竹田 (15-1-1-4)	H17.3.31	—
2	小黑	坂井市丸岡小黑 (15-1-1-18)	H17.3.31	(土砂災害特別警戒 区域はなし)	(なし)	—
3	小黑	坂井市丸岡小黑 (15-1-1-19)	H17.3.31	(土砂災害特別警戒 区域はなし)	(なし)	—
4	曾谷	坂井市丸岡上竹田 (15-1-1-29)	H17.3.31	坂井市丸岡上竹田 (15-1-1-29)	H17.3.31	—
5	山口	坂井市丸岡山口 (15-1-1-3)	H17.3.31	坂井市丸岡山口 (15-1-1-3)	H17.3.31	—
6	山久保	丸岡町山久保 (15-1-1-8)	H17.11.29	(土砂災害特別警戒 区域はなし)	(なし)	—
7	田屋	丸岡町与河 (15-1-1-32S)	H17.11.29	丸岡町与河 (15-1-1-32S)	H17.11.29	—
8	舂田	丸岡町舂田 (15-1-1-16)	H17.11.29	(土砂災害特別警戒 区域はなし)	(なし)	—
9	六呂瀬	丸岡町上久米田 (15-1-1-27)	H17.11.29	丸岡町上久米田 (15-1-1-27)	H17.11.29	—
10	六呂瀬	丸岡町上久米田 (15-1-1-28)	H17.11.29	(土砂災害特別警戒 区域はなし)	(なし)	—
11	坪江	丸岡町坪江 (15-1-1-1)	H17.11.29	(土砂災害特別警戒 区域はなし)	(なし)	H25. 1. 18 再指定、R 解除

番号	自治会名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域の名称		備考
			指定日		指定日	
12	山崎三ヶ	丸岡町山崎三ヶ (15-1-1-20)	H17.11.29	丸岡町山崎三ヶ (15-1-1-20)	H17.11.29	—
13	山崎三ヶ	丸岡町山崎三ヶ (15-1-1-33)	H17.11.29	丸岡町山崎三ヶ (15-1-1-33)	H17.11.29	—
14	赤坂	丸岡町赤坂 (15-1-1-10)	H17.12.27	丸岡町赤坂 (15-1-1-10)	H17.12.27	—
15	内田	丸岡町内田 (15-1-1-15)	H17.12.27	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
16	曾々木	丸岡町曾々木 (15-1-1-12)	H17.12.27	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
17	曾々木	丸岡町曾々木 (15-1-1-13)	H17.12.27	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
18	下久米田上	丸岡町下久米田 (15-1-1-21)	H17.12.27	丸岡町下久米田 (15-1-1-21)	H17.12.27	—
19	下久米田上	丸岡町下久米田 (15-1-1-34S)	H17.12.27	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
20	女形谷	丸岡町女形谷 (15-1-1-9-1)	H17.12.27	丸岡町女形谷 (15-1-1-9-1)	H17.12.27	—
21	女形谷	丸岡町女形谷 (15-1-1-9-2)	H17.12.27	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
22	山竹田	丸岡町山竹田 (15-1-1-5)	H17.12.27	丸岡町山竹田 (15-1-1-5)	H17.12.27	—
23	山竹田	丸岡町山竹田 (15-1-1-7)	H17.12.27	丸岡町山竹田 (15-1-1-7)	H17.12.27	—
24	山竹田	丸岡町山竹田 (15-1-1-30)	H17.12.27	丸岡町山竹田 (15-1-1-30)	H17.12.27	—
25	上久米田	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-23)	H18.12.26	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
26	上久米田	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-24)	H18.12.26	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-24)	H18.12.26	—
27	上久米田	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-25)	H18.12.26	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-25)	H18.12.26	—
28	上久米田	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-36)	H18.12.26	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
29	六呂瀬	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-35S)	H18.12.26	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-35S)	H18.12.26	—
30	山口	坂井市丸岡町山口 (15-1-1-2)	H20.2.29	(土砂災害特別警戒区域はなし)	(なし)	—
31	山口	坂井市丸岡町山口 (15-1-1-26)	H20.2.29	坂井市丸岡町山口 (15-1-1-26)	H20.2.29	—
32	山竹田	坂井市丸岡町山竹田 (15-1-1-6)	H20.2.29	坂井市丸岡町山竹田 (15-1-1-6)	H20.2.29	—
33	上久米田	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00201)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00201)	H21.3.24	—
34	上久米田	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00202)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00202)	H21.3.24	—
35	上久米田	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00204)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00204)	H21.3.24	—
36	上久米田	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00205)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00205)	H21.3.24	—
37	上久米田	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00206)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00206)	H21.3.24	—

番号	自治会名	土砂災害警戒区域の名称		土砂災害特別警戒区域の名称		備考
			指定日		指定日	
38	上久米田	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00207)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00207)	H21.3.24	—
39	上久米田	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00301)	H21.3.24	坂井市丸岡町上久米田 (15-1-1-00301)	H21.3.24	—
40	下久米田	坂井市丸岡町下久米田 (15-1-1-00102)	H21.3.24	坂井市丸岡町下久米田 (15-1-1-00102)	H21.3.24	—
41	山口	坂井市丸岡町山口 (15-1-1-02602)	H21.3.24	坂井市丸岡町山口 (15-1-1-02602)	H21.3.24	—
42	上竹田	坂井市丸岡町上竹田 (15-1-1-02401)	H21.3.24	坂井市丸岡町上竹田 (15-1-1-02401)	H21.3.24	—
43	山竹田	坂井市丸岡町山竹田 (15-1-1-02601)	H21.3.24	坂井市丸岡町山竹田 (15-1-1-02601)	H21.3.24	—
44	山竹田	坂井市丸岡町山竹田 (15-1-1-02701)	H21.3.24	坂井市丸岡町山竹田 (15-1-1-02701)	H21.3.24	—
45	小黒	坂井市丸岡町小黒 (15-1-1-00501)	H21.6.23	坂井市丸岡町小黒 (15-1-1-00501)	H21.6.23	—

(7) 砂防指定地指定箇所

[水系名：九頭竜川]

番号	河川名		位置	告示番号		告示年月日	面積
	河川名	溪流名					
1	竹田川	竹田川	丸岡町上竹田	建設省	2029	S34. 10. 23	26. 68
2	五味川	五味川	丸岡町豊原・田屋	建設省	73	S36. 1. 23	10. 17
3	五領川	大谷川	丸岡町上久米田	建設省	73	S36. 1. 23	19. 48
4	檜ノ木谷川	檜ノ木谷川	丸岡町上竹田	建設省	1869	S39. 7. 28	21. 28
5	清滝川	沢尻川	丸岡町川上	建設省	1869	S39. 7. 28	2. 76
6	竹田川	戸谷川	丸岡町上竹田	建設省	1570	S61. 9. 26	0. 79
7	五領川	荒谷川	丸岡町上久米田	建設省	1808	S63. 8. 25	1. 57
8	五味川	五味川	丸岡町豊原	建設省	481	H 4. 3. 2	1. 32
9	五領川	近庄谷川	丸岡町上久米田	建設省	272	H 6. 2. 14	14. 89
10	竹田川	吉谷川	丸岡町山口	国土交通省	1698	H13. 12. 5	0. 63
11	竹田川	七廻谷川	丸岡町坪江	国土交通省	1263	H21. 12. 2	6. 97
計	11箇所						106. 54

(8) 民有保安林面積

単位：h a

	水源 かん養	土砂流 出防備	土砂流 堤防備	潮害 防備	干害 防備	なだれ 防止	魚付き	保健	風致	計
三国町							(1)	(68)		(69)
				91			2		3	96
丸岡町								(347)		(347)
	3, 694	49				8				3, 751

(9) 山腹崩壊危険地区一覧(民有林)

番号	保安林等	面積 (ha)	治進 山抄 事状 業況	位置		公共施設等					
				大字	字	人 家				公共施設	道路
						50 戸 以上	49 ～ 10 戸	9 ～ 5 戸	4 戸 以下		
1	有	1	一部概成	三国町安島	22 字若松			6			県
2	無	1	無	三国町加戸	138 字西八尻		45				国
3	無	2	無	丸岡町坪江	37 字菰谷山		32				国
4	有	3	無	丸岡町川上	21 字三ノ瀬				1		県
5	無	4	無	丸岡町千田外三ヶ入会	1 字砂高山						県
6	有	8	一部概成	丸岡町山竹田	15 字的煙出シ						県
7	有	2	無	丸岡町与河	132 字夫婦岩大平				1		県
8	有	4	概成	丸岡町山竹田	24 字猿滑与四号羅						県
9	有	2	概成	丸岡町山竹田	26 字コウヤ				1		県
10	無	2	無	丸岡町山竹田	9 字鍋割谷奥						国
11	無	3	無	丸岡町山竹田	8 字登谷奥						国
12	無	9	無	丸岡町山竹田	29 字ガンガ坂西山	170					市
13	無	2	無	丸岡町山口	6 字高山	77					市
14	無	5	無	丸岡町上竹田	45 字新上山	188					国
15	無	4	無	丸岡町上竹田	46 字向ヒ山				1		国
16	無	1	無	丸岡町上竹田	72 字的場		22				国
17	無	1	無	丸岡町上竹田	82 字戸谷						国
18	無	1	無	丸岡町赤坂	43 字片平山		26				市
19	有	6	無	丸岡町小黑	106 字春日谷		24			1	林
20	無	1	一部概成	丸岡町山崎三ヶ	64 字奥ノ谷		21				市
21	無	2	無	丸岡町山崎三ヶ	63 字榎谷						市
22	無	2	無	丸岡町下久米田	58 字王ノ宮山				1		林
23	無	2	無	丸岡町上久米田	42 字飛谷山		22				市
24	無	2	無	丸岡町上久米田	43 字馬場谷	62					県
25	無	1	無	丸岡町川上	19 字西山						市
26	無	13	一部概成	丸岡町上竹田	75 字尾股谷						林
27	無	1	無	丸岡町上竹田	77 字川戸谷						林
28	無	1	無	丸岡町上竹田	77 字川戸谷						林
29	無	1	一部概成	丸岡町上竹田	77 字川戸谷						林
30	無	1	一部概成	丸岡町上竹田	76 字水上谷						林
31	無	1	無	丸岡町上竹田	76 字水上谷						林
32	無	4	無	丸岡町山久保	56 字釜ヶ淵谷		13				国
33	無	1	無	丸岡町与河	130 字愛若谷	66					市
34	無	1	無	丸岡町内田	19 字西寺谷		35				市
35	有	2	概成	丸岡町山竹田	25 字柳谷大幡						県

(10) 崩壊土砂流出危険地区一覧(民有林)

番号	保安林等	面積 (ha)	治進 山抄 事状 業況	位置		公共施設等					
				大字	字	人 家				公共施設	道路
						50 戸 以上	49 ～ 10 戸	9 ～ 5 戸	4 戸 以下		
1	無	0.33	無	丸岡町坪江	38字七廻り谷	64					市
2	無	3.30	概成	丸岡町与河	134字末所谷		42				県
3	無	0.11	一部概成	丸岡町川上入会山	4字カシ谷			6			県
4	有	10.31	概成	丸岡町長畝外三ヶ	9字小屋ヶ谷			9			県
5	有	6.48	概成	丸岡町山竹田	17字曾々木谷山				4		県
6	有	0.36	無	丸岡町山竹田	25字柳谷大幡				3		県
7	無	0.48	無	丸岡町山竹田	13字一ノ谷二ノ谷				3		県
8	無	0.30	無	丸岡町山竹田	11字交ヶ谷		14				県
9	無	3.56	無	丸岡町山竹田	4字寺谷重谷	87					国
10	無	3.78	無	丸岡町上竹田	78字戸谷禪師	355				6	国
11	無	0.60	無	丸岡町山口	1字柴山	110					国
12	無	0.51	概成	丸岡町女形谷	62字南ヶ谷	410				7	市
13	無	0.33	無	丸岡町豊原	64字耳巢山	375					市
14	無	0.39	無	丸岡町舛田	35字三枚谷	111					市
15	無	0.92	無	丸岡町小黒	107字池ノ谷	647				3	県
16	無	1.50	無	丸岡町小黒	1字孫谷口	358				1	市
17	無	2.81	無	丸岡町下久米田	49字岩ノ木	217					県
18	無	5.90	無	丸岡町上久米田	65字長崎谷	278					国
19	有	0.09	無	丸岡町上竹田	77字川戸谷						林
20	有	0.45	概成	丸岡町上竹田	62字熊ヶ巻				2		県
21	有	0.12	一部概成	丸岡町山竹田	25字柳谷大幡				3		県
22	有	0.40	無	丸岡町油為頭	9字石倉	84					国
23	有	1.39	一部概成	丸岡町上竹田	77字川戸谷8						林
24	有	0.23	一部概成	丸岡町上竹田	77字川戸谷1						林
25	有	0.40	無	丸岡町上竹田	77字川戸谷2-甲						林
26	有	0.58	一部概成	丸岡町上竹田	73字榎木谷支流1			5			林
27	有	1.68	一部概成	丸岡町上竹田	73字榎木谷本流				4		県
28	有	0.23	一部概成	丸岡町女形谷	66字モクロシ谷	57					市
29	有	4.85	一部概成	丸岡町上竹田	75字尾股谷						林
30	有	1.41	概成	丸岡町上竹田	74字方谷						林
31	有	0.86	未成	丸岡町牛ヶ島	4字勢戸沼	134					市
32	有	3.18	概成	丸岡町上竹田	76字水上谷						林
33	有	1.53	一部概成	丸岡町山口	1字柴山	85				2	国

(11) なだれ危険箇所(国土交通省所管分)

番号	危険箇所名	大字小字等地名	備考
1	崎	三国町崎	—
2	梶	三国町梶	—
3	三国新保(1)	三国町新保	—
4	三国新保(2)	三国町新保	—
5	覚善(1)	三国町覚善	—
6	覚善(2)	三国町覚善	—

番号	危険箇所名	大字小字等地名	備考
7	緑ヶ丘	三国町緑ヶ丘二丁目	—
8	坪江(1)	丸岡町坪江	—
9	曾谷	丸岡町曾谷	—
10	上竹田	丸岡町上竹田	—
11	山竹田	丸岡町山竹田	—
12	山口	丸岡町山口	—
13	坪江(3)	丸岡町坪江	—
14	赤坂	丸岡町赤坂	—
15	田屋	丸岡町田屋	—
16	小黒	丸岡町小黒	—
17	下久米田	丸岡町下久米田	—
18	上久米田(1)	丸岡町上久米田	—
19	上久米田(3)	丸岡町上久米田	—

(12) 防災重点ため池一覧

番号	名称	所在地
1	川上	丸岡町川上
2	桃ヶ谷向野	三国町覚善

6 消防関係

令和4年1月1日現在

(1) 消防署の状況

① 消防機械

所属	名 称	年式	メーカー		級別	登録番号	無線呼出名称
			シャーシ	ポンプ			
本部	嶺北本部指揮1	H25	トヨタ			830 さ 2013	れいほくほんぶしき 1
	嶺北本部指令1	H19	マツダ			800 さ 5645	れいほくほんぶしれい 1
	嶺北本部支援車 1	H23	日野			800 は 869	れいほくほんぶしえん 1
	救急啓発広報車	H22	ニッサン			800 さ 7024	
	マイクロバス	H25	トヨタ			230 さ 2013	
	組合バス	H18	ニッサン			200 は 173	
	本部連絡車	H25	ニッサン			880 あ 625	
	本部連絡1	H23	トヨタ			500 ゆ 8017	
	本部連絡2	H29	ダイハツ			580 ほ 2835	
	本部連絡4	H24	ダイハツ			480 き 3217	
	本部搬送車	H6	トヨタ			88 な 7675	
嶺北消防署	嶺北指揮1	H29	トヨタ			800 さ 9892	れいほくしき 1
	嶺北1	H21	日野	日本機械	A-2	830 さ 2010	れいほく 1
	嶺北2	H20	日野	モリタ	A-2	830 す 2008	れいほく 2
	嶺北化学1	H28	いすゞ	ドラクマル	A-2	830 せ 2016	れいほくかがく 1
	嶺北梯子1 (屈折)	H18	日野	日本機械	25m(A-1)	800 は 503	れいほくはしご 1
	嶺北救急1	H23	トヨタ		高規格	830 せ 2011	れいほくきゅうきゅう 1
	嶺北救急2	R3	トヨタ		高規格	800 す 1525	れいほくきゅうきゅう 2
	嶺北搬送1	H26	いすゞ			800 さ 8373	れいほくはんそう 1
	嶺北連絡1	H17	ニッサン			800 さ 4237	れいほくれんらく 1
	嶺北連絡2	H10	トヨタ			88 な 9838	
嶺北あわら消防署	あわら指揮1	R2	三菱			800 す 1207	あわらしき 1
	あわら1	H25	日野	モリタ	A-2	830 そ 2012	あわら 1
	あわら2	H17	日野	モリタ	A-2	800 さ 4704	あわら 2
	あわら化学1	H31	日野	日本機械	A-2	800 は 1792	あわらかがく 1
	あわら救助1	H13	日野	帝国繊維		800 は 156	あわらきゅうじょ 1
	あわら梯子1	H11	日野	モリタ	30m(A-2)	88 そ 3725	あわらはしご 1
	あわら救急1	H24	トヨタ		高規格	830 さ 2012	あわらきゅうきゅう 1
	あわら救急2	H20	トヨタ		高規格	800 さ 5783	あわらきゅうきゅう 2
	あわら搬送1	H26	いすゞ			800 さ 8372	あわらはんそう 1
	あわら連絡1	H11	三菱			800 さ 171	あわられんらく 1
あわら軽消 1	H25	スズキ			880 あ 621	あわらけいしょう 1	
救急分所	あわら4	H27	日野	モリタ	A-2	800 さ 8720	あわら 4
嶺北丸岡消防署	丸岡指揮1	H30	スバル			800 す 299	まるおかしき 1
	丸岡1	H28	日野	長野	A-2	830 た 2015	まるおか 1
	丸岡2	H17	日野	モリタ	A-2	800 さ 4267	まるおか 2
	丸岡化学1	H13	三菱	モリタ	A-2	830 て 119	まるおかかがく 1
	丸岡救助1	H10	いすゞ	帝国繊維		88 そ 3697	まるおかきゅうじょ 1
	丸岡救急1	H25	ニッサン		高規格	800 さ 8181	まるおかきゅうきゅう 1
	丸岡救急2	H28	日産		高規格	800 さ 9467	まるおかきゅうきゅう 2
	丸岡搬送1	H17	トヨタ			800 さ 4709	まるおかはんそう 1
	丸岡連絡1	H15	トヨタ			800 さ 3145	まるおかれんらく 1
丸岡軽消 1	H26	ダイハツ			880 あ 694	まるおかけいしょう 1	

所属	名 称	年式	メーカー		級別	登録番号	無線呼出名称
			シャーシ	ポンプ			
嶺北 三国消防署	三国指揮1	H30	三 菱			800 す 312	みくにしき 1
	三国1	H20	日 野	モリタ	A-2	830 さ 2009	みくに 1
	三国2	H17	日 野	長野	A-2	800 さ 4255	みくに 2
	三国3	R3	ト ヨ タ	モリタ		800 す 1675	みくに 3
	三国泡タンク1	R2	日 野	モリタ		800 は 1923	みくにあわたんく 1
	三国大化高1	H31	日 野	モリタ	A-1	800 は 1793	みくにだいかこう 1
	三国救助1	H13	日 野	日本機械		830 せ 2001	みくにきゅうじょ 1
	三国救急1	H24	ニ ッ サ ン		高規格	800 さ 7758	みくにきゅうきゅう 1
	三国救急2	H30	ト ヨ タ		高規格	800 さ 9955	みくにきゅうきゅう 2
	三国搬送1	H14	日 野			800 さ 2360	みくにはんそう 1
	三国連絡1	H14	三 菱			800 さ 2416	みくにれんらく 1
	三国連絡2	H10	三 菱			88 な 9888	みくにれんらく 2

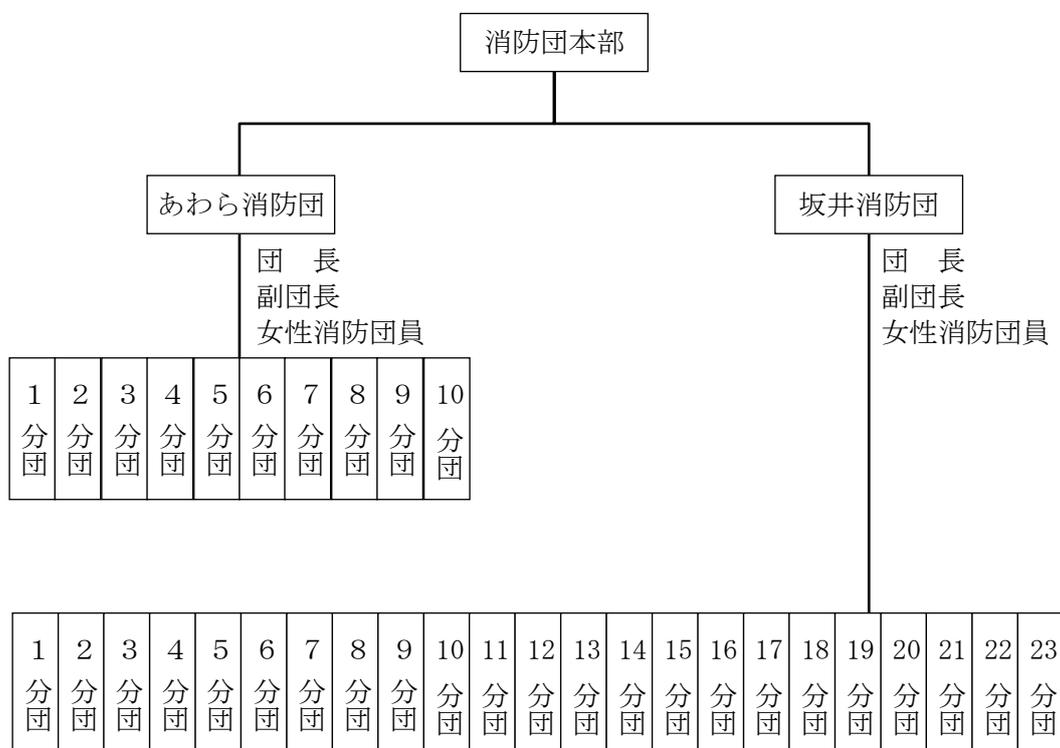
② 現有消防水利

公設防火水槽				公設消火栓					プール	合計
20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上 50 m ³ 未満	50 m ³ 以上	小計	100 mm 以上 150 mm 未満	150 mm 以上 200 mm 未満	200 mm 以上 250 mm 未満	250 mm 以上	小計		
43	644	51	738	1,723	678	194	171	2,766	24	3,528

私設防火水槽		
40 m ³ 未満	40 m ³ 以上	合計
20	192	212

(2) 消防団の状況

① 消防団組織機構図



② 消防団員数

階級別 団別定数		現 在 員							
		合 計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
あわら消防団	264	250(5)	1	3	10	16	1(1)	18	201(4)
坂井消防団	509	460(16)	1	4	23	35	1(1)	45(2)	351(13)
合 計	773	710(21)	2	7	33	51	2(2)	63(2)	552(17)

③ 保有消防車両一覧

分団名	番号	配置場所	シャーシ	初年度登録	ポンプ		小型ポンプ	
			メーカー		メーカー	級 別	メーカー	級 別
第1分団	1	上金屋	トヨタ	令和2年	モリタ	A-2		
	2	友末	トヨタ	平成16年			トーハツ	B-2
第2分団	3	山竹田	トヨタ	平成9年	モリタ	A-2		
	4	上竹田	トヨタ	平成3年			トーハツ	B-2
	5	山竹田	トヨタ	昭和61年			シバウラ	B-3
第3分団	6	愛宕	トヨタ	平成29年	日本機械	A-2		
第4分団	7	本町	トヨタ	令和2年	モリタ	A-2		
第5分団	8	寅国	トヨタ	平成23年	モリタ	A-2		
	9	板倉	ニッサン	平成17年			シバウラ	B-2
	10	舟寄	トヨタ	平成15年			シバウラ	B-2
第6分団	11	下安田	トヨタ	平成29年	日本機械	A-2		
第7分団	12	中筋	トヨタ	平成27年	モリタ	A-2	シバウラ	C-1
第8分団	13	江留上昭和	トヨタ	平成26年	モリタ	A-2	シバウラ	C-1
第9分団	14	江留中	トヨタ	平成26年	モリタ	A-2	シバウラ	C-1
第10分団	15	松木	トヨタ	平成23年	モリタ	A-2	シバウラ	C-1
第11分団	16	上小森	トヨタ	平成29年	モリタ	A-2	シバウラ	C-1
第12分団	17	上兵庫	トヨタ	平成22年	モリタ	A-2	シバウラ	C-1
第13分団	18	長畑	トヨタ	平成26年	モリタ	A-2	シバウラ	C-1
第14分団	19	東	日野	平成20年	モリタ	A-2	シバウラ	C-1
第15分団	20	高柳	トヨタ	平成8年	日本機械	A-2	シバウラ	C-1
第16分団	21	池見	トヨタ	平成29年	モリタ	A-2	シバウラ	B-2
第17分団	22	黒目	トヨタ	平成28年	モリタ	A-2	シバウラ	B-2
第18分団	23	新保	トヨタ	平成28年	モリタ	A-2	シバウラ	B-2
第19分団	24	宿	日野	令和3年	ネイチャー	A-2	シバウラ	B-2
第20分団	25	安島	トヨタ	平成10年	日本機械	A-2	シバウラ	B-2
	26	崎	日野	令和3年	ネイチャー	A-2	シバウラ	B-2
第21分団	27	池上	いすゞ	平成14年	日本機械	A-2	シバウラ	B-2
	28	加戸	ニッサン	平成8年	日本機械	A-2	シバウラ	B-2
第22分団	29	西今市	ニッサン	平成8年	日本機械	A-2	シバウラ	B-2
第23分団	30	錦	トヨタ	平成9年	モリタ	A-2	シバウラ	B-2

7 防災無線の概要

(1) 坂井市防災行政無線局管理運用規程

平成18年3月20日

坂井市訓令第17号

改正 平成20年3月31日訓令第5号

平成22年3月29日訓令第2号

平成22年4月30日訓令第5号

平成28年4月1日訓令第29号

平成29年4月1日訓令第4号

令和3年4月1日訓令第12号

(目的)

第1条 この訓令は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、坂井市地域防災計画その他関係法令に基づき、円滑な通信の確保を図るため設置する坂井市防災無線の管理について電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか、この基準の定めるところにより当該無線局の効果的な利用を図り、住民の安全と福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。

(2) 無線設備 無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備をいう。

(3) MCA無線 財団法人近畿移動無線センターが運用する800メガヘルツ帯のデジタルMCA（マルチ・チャンネル・アクセス）陸上移動通信システムを活用した無線通信システムの総体をいう。

(4) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点において運用する無線局をいう。

(5) 電話接続装置 庁舎内内線電話と陸上移動局間において相互通信できる装置をいう。

(6) 固定局 送受信所と通信所間の通信回線を構成する無線局をいう。

(7) 遠隔制御器 庁舎外から有線回線により制御台を介して通信操作を行う制御器をいう。

(8) 同報親局 子局及び戸別受信機を相手方として同報通信業務を行う無線局をいう。

(9) 子局 同報親局からの電波を受けて拡声装置により情報を伝達する屋外に設置する受信設備をいう。

(10) 戸別受信機 同報親局からの電波を受けて拡声装置により情報を伝達する屋内に設置する受信設備をいう。

(11) 同報通信 同報親局より子局及び戸別受信機を相手方として送信のみを行う通信をいう。

(12) 移動通信 基地局と陸上移動局及び移動局間で行う通信をいう。

(構成等)

第3条 坂井市防災無線局の構成及び周波数、名称、設置場所等は、別表第1のとおりとする。

(総括管理者)

第4条 坂井市防災無線局に総括管理者を置き、総括管理者には、総務部長を充てる。

2 総括管理者は、当該無線局管理、運用の業務を統括し、管理責任者を指揮監督する。

(管理責任者)

第5条 坂井市防災行政無線局に管理責任者を置き、管理責任者には、本庁においては安全対策課長、支所においては支所長の職にある者をもって充てる。

2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、当該無線局を管理、運用の業務を行うとともに、無線取扱者を指揮監督する。

(無線取扱者)

第6条 坂井市防災行政無線局に無線取扱者を置き、無線取扱者には、無線従事者の資格を有する者を充てる。

2 無線取扱者は、管理責任者の命を受け、当該無線局を管理、運用し、その無線局に関わる業務を所掌する。

(無線従事者の配置、要請等)

第7条 管理責任者は、無線設備の運用体制に見合った無線従事者を配置し、常に無線従事者の育成に留意するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌の記載を行うものとする。

2 監視制御局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である警報局の無線設備の操作を指揮監督する。

(通信事項)

第9条 通信事項は、次の各号に限るものとする。

(1) 津波情報(地震の震源地、襲来時期及び予想される津波の大きさに関する情報をいう。)に関すること。

(2) 地震、台風等の非常事態に関すること。

(3) 前2号の必要に応じ、避難ルートや避難場所等に関すること。

(4) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧その他緊急を要する通信

(5) 市の公示事項及び国、県その他公共機関からの周知事項の通信

(6) その他市長が認めた通信

(通信の制限)

第10条 管理責任者は、災害の発生その他特に理由があると認めるときは、通信について制限することができる。

(通信方法)

第11条 移動通信を行う場合には、通信の通報主体を明らかにした上で、通信事項を別表第2により簡潔、明瞭に通信しなければならない。

(備え付け書類等の管理)

第12条 管理責任者は、電波法関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 無線取扱者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌(様式第1号)は、毎月管理責任者の査閲を受けるものとする。

4 管理責任者は、無線従事者選任、解任届及び無線業務日誌の写を整理保管していくものとする。

(保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、毎日点検、毎月点検及び年点検を行うものとする。

2 無線設備の故障修理、改修工事及び電氣的試験を伴う保守点検その他無線従事者の技術又は操作範囲を超える保守業務は、専門業者と保守契約を結び、委託実施するものとする。

3 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

4 管理責任者は、前項の基準に基づく報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるとともに、その結果について無線取扱者に通知し、処理経過を業務日誌(様式第2号)に記録するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確保及び通信運用の習熟を図るため、次のとおり定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に合わせた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごとに1回

2 訓練は、通信統制訓練、住民への安全情報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、無線従事者に対して電波法等関係法令及び無線設備の取扱要領の研修を行うものとする。

(その他)

第16条 この訓令に定めるもののほか、運用管理に関し必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月30日訓令第5号）

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第29号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

設備所属	種別		設置場所	設置数	呼称名称・番号	
本庁	移動局 (MCA無線) 周波数:800 MHz帯	陸上移動局	可搬型	安全対策課	1	ぼうさいそうむ
			可搬型		18	そうむ 101~118
			携帯型		15	そうむ 119~133
			可搬型	建設課	1	ぼうさいけんせつ
			携帯型		4	けんせつ 201~204
			可搬型	上下水道課	1	ぼうさいすいどう
			携帯型		4	すいどう 301~304
			可搬型	農業振興課	1	ぼうさいさんぎょう
	携帯型	1	さんぎょう 401			
	固定局 周波数:800 MHz帯	同報親局	親局設備	防災無線室	1	—
三国支所	移動局 (MCA無線) 周波数:800 MHz帯	陸上移動局	可搬型	三国支所	1	ぼうさいみくに
			携帯型		4	みくに 501~504
			可搬型	雄島小学校	1	505
	固定局 周波数:800 MHz帯	同報親局	補助局設備	三国支所	1	—
		屋外子局	—	三国町内	61	—
固定局 周波数:60 MHz帯	屋外子局	—	三国町内	3	—	
丸岡支所	移動局 (MCA無線) 周波数:800 MHz帯	陸上移動局	可搬型	丸岡支所	1	ぼうさいまるおか
			携帯型		4	まるおか 601~604
			半固定型	竹田コミュニ ティセンター	1	ぼうさいまるおかたけ だ
	固定局 周波数:800 MHz帯	同報親局	補助局設備	丸岡支所	1	—
		屋外子局	—	丸岡町内	73	—
		屋外子局	—	丸岡町内	3	—

設備所属	種別			設置場所	設置数	呼称名称・番号
	周波数：60 MHz帯					
春江支所	移動局 (MCA無線) 周波数：800 MHz帯	陸上移動局	可搬型	春江支所	1	ぼうさいはるえ
			携帯型		4	はるえ 701～704
	固定局 周波数：800 MHz帯	同報親局	補助局設備	春江支所	1	—
			屋外子局	—	春江町内	71
本庁	移動局 (MCA無線) 周波数：800 MHz帯	陸上移動局	可搬型	安全対策課	1	ぼうさいさかい
			携帯型		2	さかい 801～802
	固定局 周波数：800 MHz帯	屋外子局	—	坂井町内	44	—

○ 坂井市MCA無線配置

番号	呼び名	設置場所	タイプ	個別番号	機体番号	複信
1	防災総務	安全対策課	可搬/管理	100	03-00-00097263	
2	総務 1 0 1	安全対策課	可搬	101	03-00-00097264	複信
3	総務 1 0 2	安全対策課	可搬	102	03-00-00097265	
4	総務 1 0 3	安全対策課	可搬	103	03-00-00097266	
5	総務 1 0 4	安全対策課	可搬	104	03-00-00097267	
6	総務 1 0 5	安全対策課	可搬	105	03-00-00097268	
7	総務 1 0 6	安全対策課	可搬	106	03-00-00097269	
8	総務 1 0 7	安全対策課	可搬	107	03-00-00097270	
9	総務 1 0 8	安全対策課	可搬	108	03-00-00097271	
10	総務 1 0 9	安全対策課	可搬	109	03-00-00097272	
11	総務 1 1 0	安全対策課	可搬	110	03-00-00097273	
12	総務 1 1 1	安全対策課	可搬	111	03-00-00097274	
13	総務 1 1 2	安全対策課	可搬	112	03-00-00097275	
14	総務 1 1 3	安全対策課	可搬	113	03-00-00097276	
15	総務 1 1 4	安全対策課	可搬	114	03-00-00097277	
16	総務 1 1 5	安全対策課	可搬	115	03-00-00097278	
17	総務 1 1 6	安全対策課	可搬	116	03-00-00097279	
18	総務 1 1 7	安全対策課	可搬	117	03-00-00097280	
19	総務 1 1 8	安全対策課	可搬	118	03-00-00097281	
20	総務 1 1 9	安全対策課	携帯	119	05-00-05006086	
21	総務 1 2 0	安全対策課	携帯	120	05-00-05006087	
22	総務 1 2 1	安全対策課	携帯	121	05-00-05006088	
23	総務 1 2 2	安全対策課	携帯	122	05-00-05006089	
24	総務 1 2 3	安全対策課	携帯	123	05-00-05006090	
25	総務 1 2 4	安全対策課	携帯	124	05-00-05006091	
26	総務 1 2 5	安全対策課	携帯	125	05-00-05006092	
27	総務 1 2 6	安全対策課	携帯	126	05-00-05006093	
28	総務 1 2 7	安全対策課	携帯	127	05-00-05006094	
29	総務 1 2 8	安全対策課	携帯	128	05-00-05006095	
30	総務 1 2 9	安全対策課	携帯	129	05-00-05006096	
31	総務 1 3 0	安全対策課	携帯	130	05-00-05006097	
32	総務 1 3 1	安全対策課	携帯	131	05-00-05006098	
33	総務 1 3 2	安全対策課	携帯	132	05-00-05006099	
34	総務 1 3 3	安全対策課	携帯	133	05-00-05006100	
35	防災建設	建設課	可搬	200	03-00-00097283	
36	建設 2 0 1	建設課	携帯	201	03-00-10030679	複信
37	建設 2 0 2	建設課	携帯	202	03-00-10030680	
38	建設 2 0 3	建設課	携帯	203	03-00-10030681	
39	建設 2 0 4	建設課	携帯	204	03-00-10030682	
40	防災水道	上下水道課	可搬	300	03-00-00097284	
41	水道 3 0 1	上下水道課	携帯	301	03-00-10030683	複信
42	水道 3 0 2	上下水道課	携帯	302	03-00-10030684	
43	水道 3 0 3	上下水道課	携帯	303	03-00-10030685	
44	水道 3 0 4	上下水道課	携帯	304	03-00-10030686	
45	防災産業	農業振興課	可搬	400	03-00-00097285	

番号	呼び名	設置場所	タイプ	個別番号	機体番号	複信
46	産業 4 0 1	農業振興課	携帯	401	03-00-10030687	複信
47	防災三国	三国支所	可搬	500	03-00-00097286	
48	三国 5 0 1	三国支所	携帯	501	03-00-10030688	
49	三国 5 0 2	三国支所	携帯	502	03-00-10030689	
50	三国 5 0 3	三国支所	携帯	503	03-00-10030690	
51	三国 5 0 4	三国支所	携帯	504	03-00-10030691	
52	三国 5 0 5	三国支所 雄島小	車載	505	03-00-00136368	
53	防災丸岡	丸岡支所	可搬	600	03-00-00097287	
54	丸岡 6 0 1	丸岡支所	携帯	601	03-00-10030692	
55	丸岡 6 0 2	丸岡支所	携帯	602	03-00-10030693	
56	丸岡 6 0 3	丸岡支所	携帯	603	03-00-10030694	
57	丸岡 6 0 4	丸岡支所	携帯	604	03-00-10030695	
58	防災丸岡竹田	竹田コミュニティ センター	半固定	650	03-00-00097288	
59	防災春江	春江支所	可搬	700	03-00-00097289	
60	春江 7 0 1	春江支所	携帯	701	03-00-10030696	
61	春江 7 0 2	春江支所	携帯	702	03-00-10030697	
62	春江 7 0 3	春江支所	携帯	703	03-00-10030698	
63	春江 7 0 4	春江支所	携帯	704	03-00-10030699	
64	防災坂井	安全対策課	可搬	800	03-00-00097290	
65	坂井 8 0 1	安全対策課	携帯	801	03-00-10030700	
66	坂井 8 0 2	安全対策課	携帯	802	03-00-10030701	

別表第2（第11条関係）

無線局の通信例

呼出局	応答局
<p>(1) 相手局を呼び出すとき。 相手局の呼出名称 1回 こちらは、ぼうさい〇〇 1回 自局の呼出名称 1回 どうぞ 1回</p> <p>例 「〇〇1、こちらは防災〇〇、どうぞ」 「通信事項一、どうぞ」</p>	<p>相手局の呼出名称 1回 こちらは 1回 自局の呼出名称 1回 どうぞ 1回</p> <p>「防災〇〇、こちらは、〇〇1、どうぞ」</p>
<p>(2) 相手局が受信していることが確実であるときは、相手局の応答を待たないで送信することができる。</p> <p>例 「〇〇1、こちらは防災〇〇、ただいまの事故で死傷者なし、どうぞ」</p>	<p>応答は、相手局呼出名称を省略することができる。</p> <p>「〇〇1了解、どうぞ」</p>
<p>(3) 基地局から2以上の陸上移動局への同時通信</p> <p>相手局の呼出名称 1回 こちらは 1回 自局の呼出名称 1回 どうぞ 1回</p> <p>例 「〇〇101及び〇〇102、こちらは防災〇〇、どうぞ」</p>	<p>応答は、呼出しを受けた順に行う。</p> <p>相手局の呼出名称 1回 こちらは 1回 自局の呼出名称 1回 どうぞ 1回</p> <p>「防災〇〇、こちらは〇〇101、どうぞ」 「防災〇〇、こちらは〇〇102、どうぞ」 「〇〇101了解、どうぞ」 「〇〇102了解、どうぞ」</p>
<p>例2 相手局が受信していることが確実であるとき</p> <p>「〇〇101及び〇〇102、こちらは防災〇〇、通信事項一、どうぞ」</p> <p>例3 「〇〇所属陸上移動各局、こちらは防災〇〇、通信事項、どうぞ」</p>	<p>「〇〇1、了解」 「〇〇2、了解」 「〇〇、了解」 「〇〇、了解」</p>
<p>(4) 試験電波の発射</p> <p>ただいま試験中 3回 こちらは 1回 自局の呼出名称 1回 1分間聴取 「本日は晴天なり」の連続（以上通信事項を10秒以内で行う。）</p>	<p>陸上移動局は、基地局の一括呼出し後、すぐ応答しないで順位に従って応答するものとする。</p> <p>自局の呼出名称 1回 メリット 1回</p>

呼出局	応答局
相手局の呼出名称 1回 メリット 1回	

備考 基地局通信所から陸上移動各局を呼び出す場合で、自局の呼出名称「防災〇〇」の次に課名
 を知らせるときは、次の例による。
 「〇〇1、こちらは防災〇〇、●●課から〇〇1、どうぞ」

様式第1号(第12条関係)

無線業務日誌

管理運用責任者		合 議												無線従事者	
				年 月 日											
日	通 信 回 数											計	備 考		
	〇〇 1	〇〇 2	〇〇 3	〇〇 4	〇〇 5	〇〇 101	〇〇 102	〇〇 103	〇〇 104	〇〇 105	〇〇 106				
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
<hr/>															
30															
31															
計															
<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信の実施状況とその措置の概要 ・空電、混信、受信感度の減退等の通信状況 ・周波数偏差を測定した場合、その結果と措置内容 ・機器の故障の事実及びその措置内容 ・電波の規正について指示を受けたときは、その事実及び措置内容 ・電波法令に違反して運用した無線局を認めたときはその事実 															

様式第2号(第13条関係)

無線局業務日誌抄録

無線管理者	係

年 月 日

無線管理者 様

無線取扱責任者

氏名 印

無線局名	期 間	年 月 日から	
呼出名称 〔 〕 を記録		年 月 日まで	
無線従事者の資格	員 数	今月中の無線従事者の移動状況	
	人	選任 人	解任 人
	人	選任 人	解任 人
延べ通信時間又は 通信回数	通 信 時 間	通 信 回 数	
	時間 分	回	
機器の故障 の事実及び これに対す る措置の概 要		
空電、混 信、受信感 度の減退等 不良の通信 状態の概要		
その他参考 となる事項		

(2) 屋外拡声子局一覧

① 三国町

番号	設置場所
1	三国町安島 27-64-1 安島自治会館
2	三国町崎 22-17 崎区民館
3	三国町梶 38-37-2 貴船神社横駐車場
4	三国町梶 30-8-1 丸岡藩砲台跡駐車場
5	三国町浜地 29-24 浜地区民館
6	三国町崎 65-8-1 マリントウン崎内公園
7	三国町安島 59-53-3 観光案内所
8	三国町陣ヶ岡 16-3 雄島小学校
9	三国町陣ヶ岡 8-1-49 アジサイハイツ陣ヶ岡公園
10	三国町米ヶ脇 2-515-12 米ヶ脇地内
11	三国町新宿 1-1210-1 新宿 1 丁目区民館
12	三国町宿 3-1224 坂井消防団第 2 0 分団
13	三国町宿 1-503-34 三国港駅
14	三国町嵩 38-2-5 嵩集落生活改善センター
15	三国町平山 23-1-39 平山公園
16	三国町平山 85-14-1 平山広場
17	三国町覚善 11-120 覚善バス停
18	三国町加戸 93-7-3 坂井消防団第 2 4 分団
19	三国町加戸 34-30-1 加戸幼保園
20	三国町池上 47-6 池上西公園
21	三国町池上 90-34-2 池上東公園
22	三国町池上 109-12-2 城ヶ原八幡神社
23	三国町中央 1-502-1 三国中央公園
24	三国町水居 24-13-2 水居団地
25	三国町運動公園 2-701 運動公園 2 丁目地内
26	三国町緑ヶ丘 4-701 新緑ヶ丘団地
27	三国町緑ヶ丘 4-1920-11 桜ヶ丘第 2 公園
28	三国町山王 6-21-1-2 四日市公園
29	三国町三国東 2-66 三国東なか公園
30	三国町三国東 4-103-1 三国東団地
31	三国町山王 3-416 桜谷公園
32	三国町殿島 122 殿島区内公園

番号	設置場所
33	三国町南本町 3-3-46 キンダーホール(跡地)
34	三国町錦 3-671-3 上錦区民館
35	三国町錦 4-501-7 坂井消防団第 2 6 分団
36	三国町神明 1-4-20 三国図書館
37	三国町新保 10-2-1 新保中央駐車場
38	三国町新保 18-21 J A 花咲ふくい新保支店(跡地)
39	三国町新保 45-35 新保緑園公園
40	三国町山岸 23-29-8 山岸北公園
41	三国町下野 17-24 下野荒井集落生活改善センター
42	三国町黒目 33-1306 パープルタウン黒目 2 号公園
43	三国町黒目 15-7-1 坂井消防団第 1 8 分団
44	三国町西野中 22-28 西野中集落生活改善センター
45	三国町下野 48-54 下野区民館
46	三国町下野 58-16 浜四郷コミュニティセンター
47	三国町横越 8-20-1 横越区内公園
48	三国町沖野々 1-55-1 沖野々ふれあい会館
49	三国町米納津 7-2 米納津春日神社
50	三国町米納津 46-68 米納津大願寺
51	三国町西今市 16-35 三国東部コミュニティセンター
52	三国町藤沢 12-12-2 藤沢集落生活改善センター
53	三国町玉江 13-4 玉ノ江集落生活改善センター
54	三国町楽円 2-10-1 金井区民館
55	三国町楽円 18-18 楽円神明神社
56	三国町油屋 1-37-1 油屋遊園地
57	三国町川崎 111-7 川崎集落農事集会場
58	三国町野中 2-8 野中区公園
59	三国町石丸 113-9 石丸地内
60	三国町池見 24-52-6 池見地内バス停
61	三国町米ヶ脇 4- 米ヶ脇自衛消防団倉庫前
62	三国町神明 2- 神明 2-地内
63	三国町青葉台 青葉台緑地
64	三国町黒目 22-51-1 テクノポート

② 丸岡町

番号	設置場所
1	丸岡町東二ツ屋 2-39-1 東二ツ屋ふれあい会館
2	丸岡町上金屋 12-4-1 上金屋八幡神社
3	丸岡町為安 1-12 為安八坂神社
4	丸岡町友末 10-21 友末区ふれあい会館
5	丸岡町坪ノ内 10-28 坪ノ内若一神社
6	丸岡町下久米田 14-46 下久米田集落センター
7	丸岡町上久米田 15-16-1 上久米田集落生活改善センター
8	丸岡町新鳴鹿 2-115 新鳴鹿 2 丁目公園
9	丸岡町南横地 4-45-3 南横地ふれあい会館
10	丸岡町北横地 15-39 北横地二区憩うさ会館
11	丸岡町四ツ屋 7-8 四ツ屋区集落センター
12	丸岡町磯部新保 4-20-8 磯部新保二区ふれあい会館
13	丸岡町羽崎 18-9-23 羽崎 18 字第 1 公園
14	丸岡町羽崎 22-7-4 九頭竜大橋公民館
15	丸岡町磯部福庄 10-20-1 磯部福庄集落センター
16	丸岡町今市 16-11-2 今市児童館 (再送)
17	丸岡町南今市 413 南今市公園
18	丸岡町反保 2-32 反保稲荷神社
19	丸岡町上安田 17-62-2 上安田ふれあい会館
20	丸岡町安田新 21-33 安田新集落生活改善センター
21	丸岡町下安田 24-1-1 地先 下安田区民会館
22	丸岡町新九頭竜 2-147 新九頭竜 2 丁目公園
23	丸岡町西瓜屋 5-37 西瓜屋公園
24	丸岡町一本田中 35-81 一本田中 35 字公園
25	丸岡町西里丸岡 12-21-1 丸岡支所
26	丸岡町一本田 13-8 一本田神明社
27	丸岡町舟寄 159-41 舟寄区
28	丸岡町舟寄 51-46 舟寄 5 区ふれあい会館
29	丸岡町長崎 9-17 長崎集落生活改善センター
30	丸岡町八ツ口 8-10 八ツ口八幡神社
31	丸岡町高柳 19-10-2 高柳集落生活改善センター
32	丸岡町高柳 2-12-11 高柳 2 字公園
33	丸岡町吉政 36-18 高棕中部吉政生活改善センター
34	丸岡町寅国 16-17 寅国 16 字
35	丸岡町猪爪 7-76 猪爪 7 丁目公園
36	丸岡町猪爪 4-501 猪爪四丁目公園
37	丸岡町儀間 17-1-1 儀間生活改善センター
38	丸岡町高瀬 3-25 高瀬区生活改善センター

番号	設置場所
39	丸岡町筑後清水 13-52 筑後清水生活改善センター
40	丸岡町四ツ柳 18-1 四ツ柳公民館
41	丸岡町油為頭 11-17-1 油為頭集落生活改善センター
42	丸岡町野中山王 11-36 野中山王集落生活改善センター
43	丸岡町大森 9-37 大森公民館
44	丸岡町山崎三ヶ 25-32-5 山崎三ヶふれあい会館
45	丸岡町末政 11-132-901 末政 2 区東部集会所
46	丸岡町霞町 3-10-1 丸岡図書館
47	丸岡町霞町 1-13-1 城のまちコミュニティセンター
48	丸岡町一本田福所 12-5-1 地先 一本田福所集落生活改善センター
49	丸岡町一本田福所 30-10-18 一本田福所 30 字公園
50	丸岡町朝陽 1-226 丸岡朝陽公園
51	丸岡町栄 1-601 栄 1 丁目第 1 公園
52	丸岡町城北 6-14 城北第 1 公園
53	丸岡町玄女 24-8 玄女ふれあい会館
54	丸岡町千田 13-7-2 千田集落生活改善センター
55	丸岡町長畝 58-3 長畝ふれあい会館
56	丸岡町山久保 27-49 山久保区生活改善センター
57	丸岡町女形谷 39-14 女形谷白山神社
58	丸岡町女形谷 58-10-2 女形谷区多目的研修集会所
59	丸岡町赤坂 7-13 赤坂ふれあい会館
60	丸岡町三本木 17-17-2 三本木ふれあい会館
61	丸岡町与河 68-8 与河区生活改善センター
62	丸岡町田屋 77-60 田屋生活改善センター
63	丸岡町内田 7-11 内田八坂神社
64	丸岡町舂田 6-1-1 舂田春日神社
65	丸岡町小黒 33-1-1 小黒多目的研修集会所
66	丸岡町篠岡 16-3-3 篠岡笠間神社
67	丸岡町里丸岡 2-101 里丸岡 2 丁目公園
68	丸岡町愛宕 7-1 愛宕コミュニティ消防センター
69	丸岡町川上 11-20-1 川上ふれあい会館
70	丸岡町坪江 17-13-1 坪江集落センター
71	丸岡町乗兼 14-21 坪江地区児童館
72	丸岡町堀水 11-49-1 堀水区ふれあい会館
73	丸岡町里竹田 3-6-1 里竹田ふれあい会館
74	丸岡町上竹田 37-47 上竹田 37 字
75	丸岡町山竹田 119-5-902 竹田コミュニティセンター (再送)
76	丸岡町山竹田 113-7-1 山竹田区多目的研修集会所

③ 春江町

番号	設置場所
1	春江町江留上昭和 4-5 江留上コミュニティセンター
2	春江町江留上緑 4-1 緑公園
3	春江町江留上旭 4-1 江留上旭公園
4	春江町江留上昭和 87 昭和区民センター
5	春江町江留上錦 207 江留上公園
6	春江町江留上新町 216 新町公園
7	春江町為国西の宮 7-1 為国 八坂神社
8	春江町為国亀ヶ久保 55 亀ヶ久保公園
9	春江町為区 23-24 為国 22 字公園
10	春江町境元町 7-1 境 八幡神社
11	春江町江留下高道 71-1 江留下霊園
12	春江町江留下 30-7 江留下 八幡神社
13	春江町沖布目 17-31 沖布目コミュニティセンター
14	春江町沖布目 40-7-56 沖布目豊島公園
15	春江町大針 8-31 大針 八幡神社
16	春江町藤鷲塚 17-25 藤鷲塚 八幡神社
17	春江町藤鷲塚 2-3-19 藤鷲塚公園
18	春江町藤鷲塚 38-9 地先 藤鷲塚区
19	春江町江留中 18-5-3 江留中集落生活改善センター
20	春江町江留中 31-8 地先 江留中区
21	春江町随応寺 17-10 春江支所
22	春江町東太郎丸 9-25 東太郎丸ふれあい会館
23	春江町本堂 1-30 本堂 八幡神社
24	春江町西太郎丸 3-16-6 矢島ふれあい会館
25	春江町西太郎丸 11-2-1 西太郎丸集落生活改善センター
26	春江町西太郎丸 18-13-47 西太郎丸公園
27	春江町千歩寺 8-12 千歩寺集落改善センター
28	春江町中庄 35-78-1 中庄集落生活改善センター
29	春江町針原 53-28-18 針原 53 字公園
30	春江町針原 23-37 針原集落生活改善センター
31	春江町針原 32-21-1 針原平柳集会所
32	春江町千歩寺 32-1-3 春日野第 1 公園
33	春江町中庄 61-35 中庄区
34	春江町田端 26-29 田端 神明神社
35	春江町田端 34-1-38 福町公園
36	春江町高江 8-7 高江集落センター

番号	設置場所
37	春江町高江 1-1-9 京町第 3 公園
38	春江町松木 3-21 松木 白山神社
39	春江町金剛寺 10-1 金剛寺 春日神社
40	春江町安沢 14-52-2 安沢生活改善センター
41	春江町大牧 19-10 大牧集落センター
42	春江町大牧 2-21-83 リリィタウン第 2 公園
43	春江町井向 20-5-1 井向集落生活改善センター
44	春江町西長田 34-37-1 西長田 長田神社
45	春江町西長田 18-21 県営西長田駅駐車場
46	春江町石塚 52-39-3 石塚集落センター
47	春江町石塚 54-80-1 石塚区
48	春江町取次 4-16 取次ふれあい会館
49	春江町正善 9-30 正善 神明神社
50	春江町布施田新 2-31 布施田新 神明神社
51	春江町姫王 11-12 地先 姫王区
52	春江町定広 14-40-1 定広 八幡神社
53	春江町木部西方寺 5-20-5 木部西方寺 紀倍神社
54	春江町辻 6-3-2 辻区ふれあい会館
55	春江町上小森 20-23 上小森 小森神社
56	春江町下小森 2-1-13 下小森 2 字第 2 公園
57	春江町堀越 5-39-2 堀越区
58	春江町中筋 34-42 中筋 春日神社
59	春江町中筋高田 1 中筋 春江東保育園
60	春江町中筋 41-3-6 中筋 41 字第 2 公園
61	春江町中筋三ツ屋 905 三ツ屋公園
62	春江町中筋大手 151 中筋第 1 公園
63	春江町中筋北浦 51 中筋第 2 公園
64	春江町中筋 100-18 春江東小学校
65	春江町正蓮花 16-39-2 正蓮花 諏訪神社
66	春江町正蓮花 6-14 正蓮花集落センター
67	春江町正蓮花 21-13 春江東グラウンド
68	春江町寄安 10-38 寄安 住吉神社
69	春江町定重 6-9 定重 白山神社
70	春江町いちい野北 803 いちい野北公園
71	春江町いちい野中央 504 いちい野中央公園

④ 坂井町

番号	設置場所
1	坂井町長畑 27-1 東十郷小学校
2	坂井町宮領 39-125 宮領 39 字公園 (中宮領区)
3	坂井町田島 2-34 田島新コミュニティセンター
4	坂井町田島窪 6-35-1 田島窪区 八幡神社
5	坂井町若宮 40-42 若宮区
6	坂井町若宮 14-1-2 若宮新区
7	坂井町福島 36-14-1 福島生活改善センター
8	坂井町東長田 31-7 東長田集落センター
9	坂井町徳分田 26-23 徳分田区コミュニティセンター
10	坂井町上新庄 42-54-1 上新庄集落生活改善センター
11	坂井町下新庄 1-1 坂井市役所
12	坂井町下新庄 19-5-1 坂井体育館
13	坂井町五本 19-29 五本区公民館
14	坂井町河和田 39-23 河和田集落生活改善センター
15	坂井町長屋 33-4 長屋児童館
16	坂井町御油田 8-33-1 御油田生活改善センター
17	坂井町朝日 3-15 朝日公園
18	坂井町下関 47-5 交流センター下関
19	坂井町下関 20-35-2 安光区 黒龍神社
20	坂井町上関 33-1 上関集落センター
21	坂井町上関 19-2 島田集落生活改善センター
22	坂井町東 26-16-4 大関小学校

番号	設置場所
23	坂井町蔵垣内 17-26-2 下蔵 春日神社
24	坂井町蔵垣内 43-6 上蔵区
25	坂井町蔵垣内 32-23-16 南蔵垣内集会所
26	坂井町西 5-3 西鯉集落センター
27	坂井町大味 8-17 大味上区民館
28	坂井町大味 135-6 大味下区
29	坂井町大味 31-5 新大味集落センター
30	坂井町上兵庫 65-5 兵庫小学校
31	坂井町上兵庫 62-6-1 上兵庫コミュニティセンター
32	坂井町下兵庫 93-24 下兵庫区民会館
33	坂井町下兵庫 228-18 北兵庫
34	坂井町下兵庫 278-44 舟戸ふれあい会館
35	坂井町下兵庫 248-5-2 相生区
36	坂井町清永 13-22-1 清永公民館
37	坂井町島 8-82 島区
38	坂井町木部東 11-4 木部東集落センター
39	坂井町東荒井 19-9-1 東荒井区
40	坂井町蛸 7-66 蛸区民会館
41	坂井町高柳 75-23 高柳公民館
42	坂井町今井 46-46-2 今井公民館
43	坂井町折戸 32-58 折戸運動公園
44	坂井町木部新保 22-44 木部新保区 紀倍神社

8 災害時応援協定締結先一覧

令和3年11月現在

番号	分類	協定名称	協定締結先	締結日	協定内容
1	自治体	福井県・市町村災害時相互応援協定	県、県内市町	平成8年 2月23日	食料・飲料水・生活必需品・資機材・車両の提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋、児童生徒の受入、住宅の斡旋
2	〃	大規模災害時の相互応援に関する協定	兵庫県伊丹市 他 15市	平成9年 3月27日	食料・飲料水・生活必需品・資機材・車両の提供、職員の派遣
3	〃	越前・加賀みずといで湯の文化連邦 災害時相互応援協定書	加賀市、あわら市	平成8年 7月9日	食料・飲料水・生活必需品・資機材・車両の提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋、児童生徒の受入、住宅の斡旋
4	〃	福井県防災ヘリコプター応援協定	福井県、県内市町	平成9年 4月1日	防災ヘリコプターの応援
5	〃	大規模災害時の相互応援に関する協定	宮崎県延岡市	平成23年 11月18日	食料・飲料水・生活必需品・資機材・車両の提供、職員の派遣、児童生徒の受入、住宅の斡旋
6	物資・食料	災害時における飲料水等の供給に関する協定書	北陸コカ・コーラ ボトリング(株)	平成21年 3月26日	飲料の供給
7	〃	災害時における飲料水等の供給に関する協定書	サントリーフーズ (株)	平成21年 3月26日	飲料の供給
8	〃	災害時における自動販売機による飲料水の供給に関する協定書	コーシン・サント リービバレッジ (株)	平成21年 3月26日	災害対応型自動販売機内の飲料の提供
9	〃	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策セ ンター	平成24年 3月1日	物資の供給
10	〃	災害時における救援物資提供に関する協定	(株)日立製作所 福井支店	平成24年 3月23日	物資・食料の供給
11	〃	災害時における支援協力に関する協定書	セッツカートン (株)	平成24年 5月8日	段ボール製品の供給
12	〃	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	福井県民生活協同 組合	平成25年 11月18日	生活物資・食料等の供給
13	ライフ ライン	災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定	(一社)福井県エル ピーガス協会坂井 市連絡協議会	平成19年 4月2日	LPガスの供給
14	〃	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	(一財)北陸電気 保安協会	平成21年 10月2日	電気施設の応急復旧

番号	分類	協定名称	協定締結先	締結日	協定内容
15	〃	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	坂井市電設協会	平成 21 年 10 月 2 日	電気施設の応急復旧
16	〃	災害時における協力に関する協定	(社) 坂井市管工 事業協同組合	平成 22 年 10 月 1 日	上下水道施設の応急復旧
17	〃	災害時における被災施設等の 応急対策業務に関する協定書	(公社) 福井県下 水道管路維持協会	平成 23 年 3 月 11 日	下水道施設の応急復旧
18	〃	災害時における下水道事業に 係る相互支援協定書	永平寺町、五領川 公共下水道事務組 合	平成 22 年 3 月 30 日	下水道事業に係る応急対策及び 復旧対策
19	〃	災害時における上水道施設復 旧の応援協力に関する協定書	荏原商事 (株) 北 陸支社	令和 3 年 3 月 10 日	上水道施設の応急対策 (応急給水 作業の支援等)
20	〃	災害時における上下水道業務 の応援協力に関する協定書	(株) NJS・E&M	令和 3 年 3 月 10 日	上下水道業務の支援 (窓口対応・ 現地応急措置の支援等)
21	〃	大規模災害時における相互連 携及び道路啓開等に関する確 認書	北陸電力(株)、北陸 電力送配電(株)	令和 3 年 11 月 19 日	電力の早期復旧
22	建築 土木	災害時における公共土木施設 の応急対策に関する協定書	(一社) 坂井郡建 設業協会	令和 2 年 9 月 7 日	公共土木施設等の復旧
23	〃	災害時における応急対策業務 に関する協定書	(一社) 福井県建 築工業会 坂井支部	平成 20 年 5 月 27 日	障害物の除去、水防作業、道路・ 河川・ライフライン等の応急復旧
24	〃	災害時における建築物の解体 撤去に関する協定	(一社) 福井県解 体工事業協会	令和 3 年 4 月 1 日	建築物の解体、災害廃棄物の撤去
25	〃	災害時における応急活動資機 材の提供等に関する協定	(一社) 福井県自 動車整備振興会坂 井東支部、坂井西 支部	平成 21 年 1 月 21 日	資機材の提供 (被災者の救援、障害物の除去)
26	〃	災害時における応急対策業務 に関する協力協定書	(一社) 福井県造 園協会	平成 24 年 7 月 20 日	障害物の除去、道路・河川・ライ フライン等の応急復旧、資機材の 調達
27	〃	災害時における建築物に係る 応急対策に関する協定	福井県木材組合連 合会 坂井支部	平成 22 年 7 月 16 日	建物の応急復旧
28	〃	災害時における道路復旧等に 関する協力協定	(株) ガイアート T・K 福井営業所	平成 22 年 10 月 19 日	道路等の応急復旧
29	〃	災害時における応急対策業務 に関する協定	坂井市造園協議会	平成 23 年 3 月 18 日	障害物の除去、道路・河川・ライ フライン等の応急復旧、資機材の 調達

番号	分類	協定名称	協定締結先	締結日	協定内容
30	測量・建設	災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定	坂井市測量・建設コンサルタント協会	平成 22 年 7 月 16 日	公共施設等の被害状況調査
31	医療	災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社) 坂井地区医師会	平成 19 年 3 月 1 日	救護班の編成・派遣
32	情報伝達	九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所	平成 20 年 8 月 1 日	放流警報スピーカーによる災害情報の伝達
33	〃	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	令和元年 11 月 1 日	災害時における市 HP のキャッシュサイトの設置、避難場所マップ等の公開、避難情報等の掲載、緊急情報の配信
34	〃	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話(株)	令和 3 年 3 月 19 日	避難施設への特設公衆電話の設置・利用・管理等
35	その他	災害時における郵便局と坂井市の相互協力に関する協定書	郵便事業者	平成 19 年 3 月 1 日	災害情報の提供、施設・用地の提供、臨時郵便箱の設置
36	〃	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 24 年 4 月 3 日	災害時等の応援協定
37	〃	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 25 年 6 月 3 日	災害時における家屋被害認定調査

(地域協定書)

番号	分類	協定名称	協定締結先	締結日	協定内容
1	物資・食料	災害時の協力に関する協定書	今町自主防災会(株)かじ惣坂井市	平成 26 年 3 月 3 日	食料、飲料水、避難場所等の提供
2	〃	災害時の協力に関する協定書	磯部地区区長会・まち協 磯部地区内企業 15 社 坂井市	平成 26 年 10 月 29 日	食料、飲料水、避難場所等の提供
3	〃	災害時の協力に関する協定書	医療法人 聖仁会 藤井医院 介護老人保健施設 東尋坊ひまわりの丘・雄島地区区長会	平成 28 年 11 月 25 日	避難場所、並びに医療の提供、生活物資の確保・供給の協力など、災害時の応急救助
4	〃	災害時の協力に関する協定書	社会福祉法人 双和会 軽費老人ホーム 東尋坊ハイツ・雄島地区区長会	平成 28 年 11 月 25 日	避難場所、並びに医療の提供、生活物資の確保・供給の協力など、災害時の応急救助
5	〃	災害時の協力に関する協定書	社会福祉法人 清水新生会 特別養護老人ホーム かがやき荘・雄島地区区長会	平成 28 年 11 月 25 日	避難場所、並びに医療の提供、生活物資の確保・供給の協力など、災害時の応急救助

番号	分類	協定名称	協定締結先	締結日	協定内容
6	〃	災害時の協力に関する協定書	社会福祉法人 白女林 特別養護老人ホーム 白楽荘・雄島地区区長会	平成 29 年 12 月 22 日	避難場所、並びに医療の提供、生活物資の確保・供給の協力など、災害時の応急救助
7	避難所・避難場所	災害時における施設使用に関する協定書	福井県総合グリーンセンター・新鳴鹿地区	平成 29 年 11 月 14 日	地震及びその他の災害時における避難所としての施設使用
8	〃	災害時の一時避難場所としての使用に関する協定書	医療法人 慈風会 宮崎病院・喜宝区	令和 3 年 4 月 1 日	災害時の一時避難場所の使用
9	〃	災害時における協力に関する協定書	長畝地区区長会、のうねの郷づくり推進協議会、城のまち区長会、城のまちまちづくり協議会、株式会社吉勝重建、坂井市	令和 3 年 6 月 10 日	災害時の屋内外における避難場所の提供等
10	〃	災害時における協力に関する協定書	京町区、東洋染工株式会社、坂井市	令和 3 年 10 月 6 日	災害時の屋内外における避難場所の提供等

9 避難所施設等

令和3年10月現在

(1) 指定避難所及び避難所

管理番号	所在地	指定避難所	自主避難所	避難所	福祉避難所	指定避難所及び避難所名称	備考	
1	三 国 町	○				三国南小学校	指定緊急避難場所兼	
2		○				三国北小学校	指定緊急避難場所兼	
3		○				三国中学校	指定緊急避難場所兼	
4			○			三国コミュニティセンター		
5				○		三国南幼保園		
6				○		みくに未来幼保園		
7				○		県立三国高等学校	県教育委員会施設	
8				○		三国体育館		
9		雄 島	○				雄島小学校	指定緊急避難場所兼
10				○			雄島コミュニティセンター	
11					○		雄島こども園	
12		加 戸 ・ 公 園 台	○				加戸小学校	指定緊急避難場所兼
13				○			加戸・公園台コミュニティセンター	
14					○		加戸幼保園	
15					○		池上児童館	
16					○		三国競艇場	
17				○		○	三国運動公園健康管理センター	
18		新 保			○		新保体育館	避難場所兼
19				○			新保コミュニティセンター	
20		浜 四 郷	○				三国西小学校	指定緊急避難場所兼
21				○			浜四郷コミュニティセンター	
22					○		臨海体育館	
23		三 国 木 部		○			三国木部コミュニティセンター	
24		三 国 東 部		○			三国東部コミュニティセンター	
25	丸 岡 町	○				鳴鹿小学校	指定緊急避難場所兼	
26			○			鳴鹿コミュニティセンター		

管理番号	所在地区	指定避難所	自主避難所	避難所	福祉避難所	指定避難所及び避難所名称	備考	
27	丸岡町		○			鳴鹿第二コミュニティセンター		
28		鳴鹿		○		鳴鹿幼保園		
29				○		福井県総合グリーンセンター（緑の相談所）		
30		磯部	○				丸岡南中学校	指定緊急避難場所兼
31			○				磯部小学校	指定緊急避難場所兼
32				○			磯部コミュニティセンター	
33					○		安田幼保園	
34					○		新九頭竜児童館	
35					○		今市児童館	
36			高椋	○				丸岡中学校
37		○					高椋小学校	指定緊急避難場所兼
38					○		高椋幼保園	
39				○			高椋コミュニティセンター	
40				○			高椋西部コミュニティセンター	
41					○		今福保育園	
42					○		丸岡今福体育館	
43					○		丸岡武道館	
44					○		西瓜屋児童館	
45					○		日東シンコースタジアム丸岡合宿所	
46		高椋東部	○				明章小学校	指定緊急避難場所兼
47				○			高椋東部コミュニティセンター	
48		城のまち	○				平章小学校	指定緊急避難場所兼
49				○			丸岡城のまちコミュニティセンター	
50					○		丸岡体育館	
51					○		霞幼保園	
52		長畝	○				長畝小学校	指定緊急避難場所兼
53				○			のうねの郷コミュニティセンター	
54			○			のうねの郷第二コミュニティセンター		
55				○	○	丸岡総合福祉保健センター		
56				○		県立丸岡高等学校	県教育委員会施設	

管理番号	所在地区	指定避難所	自主避難所	避難所	福祉避難所	指定避難所及び避難所名称	備考	
57	丸岡町	長畝		○		県立丸岡高等学校定時制	県教育委員会施設	
58				○		城北児童館		
59				○		坪江地区児童館		
60		竹田	○			坂井市竹田農山村交流センター ちくちくぼんぼん	指定緊急避難場所兼	
61				○		竹田コミュニティセンター		
62					○		丸岡温泉たけくらべ	
63	春江町	江留上		○		県教育総合研究所	県教育委員会施設	
64				○		江留上コミュニティセンター		
65		春江中部	○			春江中学校	指定緊急避難場所兼	
66			○			春江小学校	指定緊急避難場所兼	
67				○		春江中コミュニティセンター		
68					○		春江幼保園	
69					○		児童科学館	
70						○	春江総合福祉センターいちい荘	
71			春江西部	○			春江西小学校	指定緊急避難場所兼
72					○		春江西コミュニティセンター	
73					○		春江中保育園	
74					○		春江西幼保園	
75						○	ハートピア春江	
76		大石	○			大石小学校	指定緊急避難場所兼	
77				○		大石コミュニティセンター		
78					○		春江北幼保園	
79					○		ユリーム春江	
80		春江東部	○			春江東小学校	指定緊急避難場所兼	
81					○		春江東幼保園	
82				○			春江東コミュニティセンター	
83				○		春江東保育園		
84					○		春江 B&G 海洋センター	
85	坂井町	東十郷	○			坂井中学校	指定緊急避難場所兼	
86			○			東十郷小学校	指定緊急避難場所兼	
87				○			東十郷コミュニティセンター	

管理番号	所在地区	指定避難所	自主避難所	避難所	福祉避難所	指定避難所及び避難所名称	備考	
88	坂井町			○		県立坂井高等学校		
89				○		坂井こども園		
90		東十郷			○		坂井児童センター	
91					○		坂井武道館	
92					○		長屋児童館	
93						○	坂井老人福祉センター 志游館	
94		大関	○				大関小学校	指定緊急避難場所兼
95				○			大関コミュニティセンター	
96					○		地域交流センターいねす	
97		兵庫	○				兵庫小学校	指定緊急避難場所兼
98				○			兵庫コミュニティセンター	
99					○		兵庫児童館	
100		坂井木部	○				木部小学校	指定緊急避難場所兼
101				○			坂井木部コミュニティセンター	
102				○		坂井木部児童館		

(2) 指定緊急避難場所及び避難場所

管理番号	所在地区	指定緊急避難場所					避難場所	指定緊急避難場所及び避難場所名称	面積(ha)	備考
		地震	津波	洪水	土砂	火災				
1	三国	○	○	○	○	○		三国中学校	2.4	指定避難所兼
2		○	○	○	○	○		三国南小学校	1.3	指定避難所兼
3		○	○	○	○	○		三国北小学校	1.7	指定避難所兼
4							○	三国グラウンド	1.0	
5	雄島	○	○	○	○	○		雄島小学校	0.9	指定避難所兼
6							○	雄島こども園	0.1	
7							○	海浜自然公園	22.0	
8	加戸	○	○	○	○	○		加戸小学校	1.3	指定避難所兼
9							○	三国運動公園	28.1	
10	新保						○	新保体育館	0.1	
11							○	三里浜緩衝緑地	134.4	
12	浜四郷	○	○	○	○	○		三国西小学校	0.8	指定避難所兼
13							○	テクノポート 福井総合公園芝生広場	1.7	
—							○	三里浜緩衝緑地	134.4	
14	鳴鹿	○	—	○	○	○		鳴鹿小学校	0.9	指定避難所兼
15	磯部	○	—	○	—	○		磯部小学校	0.8	指定避難所兼
16		○	—	○	—	○		丸岡南中学校	2.3	指定避難所兼
17	高椋	○	—	○	—	○		高椋小学校	1.0	指定避難所兼
18		○	—	○	—	○		丸岡中学校	1.3	指定避難所兼
19							○	日東シンコースタジアム 丸岡	7.6	
20	高椋東部	○	—	○	○	○		明章小学校	1.2	指定避難所兼
21	城のまち	○	—	○	—	○		平章小学校	0.6	指定避難所兼
22		○	—	—	—	○		霞ヶ城ふれあい広場	0.8	
23							○	霞ヶ城公園	2.1	

管理番号	所在地区		指定緊急避難場所					避難場所	指定緊急避難場所及び避難場所名称	面積(ha)	備考	
			地震	津波	洪水	土砂	火災					
24	丸岡町	長畝	○	—	○	○	○		長畝小学校	1.0	指定避難所兼	
25								○	丸岡運動公園	3.9		
26		竹田	○	—	○	○	○		坂井市竹田農山村交流センター ちくちくぼんぼん	0.8	指定避難所兼	
27	春江町	江留上	○	—	—	—	○		春江防災公園	0.5		
28								○	江留上公園グラウンド	0.5		
29		春江中部	○	—	○	—	○		春江小学校	1.2	指定避難所兼	
30				○	—	○	—	○		春江中学校	1.9	指定避難所兼
31		春江西部	○	—	○	—	○		春江西小学校	0.9	指定避難所兼	
32								○	文化の森公園	7.4		
33		大石	○	—	○	—	○		大石小学校	0.9	指定避難所兼	
34								○	ゆりの里公園	0.7		
35								○	春江北グラウンド	0.8		
36		春江東部	○	—	○	—	○		春江東小学校	0.8	指定避難所兼	
37							○	春江東グラウンド	1.0			
38	坂井町	東十郷	○	—	○	—	○		坂井中学校	1.7		
39				○	—	○	—	○		東十郷小学校	0.5	指定避難所兼
40									○	坂井グラウンド	1.9	
41									○	東十郷中央公園グラウンド	0.8	
42		大関	○	—	○	—	○		大関小学校	0.7	指定避難所兼	
43		兵庫	○	—	○	—	○		兵庫小学校	0.5	指定避難所兼	
44		坂井木部	○	○	○	—	○		木部小学校	0.5	指定避難所兼	
45							○	木部ふれあい公園	1.5			

(3) 県営住宅の管理戸数 (団地別・種類別・構造別)

令和3年2月1日現在

所在 市町村	団地名	建設 年度	敷地面積 (㎡)		管理戸数				戸数計
			県有地	借地	公営住宅			改良住宅	
					木造	中層 耐火 構造	高層 耐火 構造	中層 耐火 構造	
福井市	町屋	S38～	43,044			264	190	24	478
	幾久	S46	4,668			106			106
	社	S43	3,710			38			38
	上野	S62～H元	14,152			126			126
	杉の木台	S47～S52	32,496			336			336
	大安寺	S53～S54	5,465			48			48
	下荒井	S54～S55	9,083			120			120
	清水 グリーンハイツ	S48～S54	19,405			202			202
計			132,023			1,240	190	24	1,454
大野市	中野	S33		1,692	2				2
鯖江市	米岡	S37～S38	6,863		2				2
	御幸ヶ丘	H5～H12	36,007			300			300
あらわ市	旭	S33		2,063	2				2
越前市	北日野	S52～S53		6,647		80			80
坂井市	霞ヶ丘	H2～H4	5,256			54			54
	中筋	S40～S41		3,219	4				4
高浜町	日置	S40		807	2				2
総計16団地			180,149	14,428	12	1,674	190	24	1,900
				194,577			1,876		

(R3 福井県地域防災計画)

(4) 公営住宅等管理戸数 (事業主体別・種類別・構造別)

令和4年3月現在

事業 主体	管理戸数												総数
	公営住宅						改良住宅			特定公共賃貸住宅			
	木造	準耐 火構 造平 屋建	準耐 火構 造2 階建	低層 耐火 構造	中高 層耐 火構 造	小計	準耐 火構 造2階 建	中層 耐火 構造	小計	木造	中層 耐火 構造	小計	
坂井市					422	422		144	144		12	12	578

10 医療関係

令和3年9月現在

(1) 医療施設等

① 医師会

番号	医療機関名	所在地	電話番号
1	坂井地区医師会	あわら市東善寺5-27	73-5366
2	福井県歯科医師会	福井市大願寺3-4-1	21-5511

② 病院（兼要配慮者利用施設）

番号	医療機関名	所在地	電話番号	病床数	土砂災害警戒区域等	浸水想定区域(m)
1	坂井市立三国病院	三国町中央 1-2-34	82-0480	105床	—	0.5-3.0
2	宮崎病院	三国町北本町 2-2-6	82-1002	60床	—	—
3	藤田神経内科病院	丸岡町羽崎 31-12-1	67-1120	44床	—	0.5-3.0
4	春江病院	春江町針原 65-7	51-0029	137床	—	3.0-5.0

※ 浸水想定区域(m)欄には、想定最大規模降雨における浸水深を表示した。

③ 診療所（兼要配慮者利用施設）

番号	医療機関名	所在地	電話番号	病床数	土砂災害警戒区域等	浸水想定区域(m)
1	医療法人中瀬整形外科医院	丸岡町里丸岡 1-40	67-3777	19床	—	0.5-3.0
2	春日レディースクリニック	春江町江留上新町 8	51-6080	17床	—	0.5-3.0
3	東外科医院	丸岡町霞町 1-50	66-2228	19床	—	0.5-3.0

※ 浸水想定区域(m)欄には、想定最大規模降雨における浸水深を表示した。

④ 感染症指定医療機関

番号	医療機関名	所在地	電話番号	病床数
第一種感染症指定医療機関				
1	福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1	54-5151	2床(陰圧 2床)
第二種感染症指定医療機関				
1	福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1	54-5151	2床(陰圧 2床)
2	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1	36-3630	4床(陰圧 4床)
3	福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21	0779-88-0350	4床(陰圧 4床)
4	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31	0778-51-2260	4床 (簡易陰圧 4床)
5	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60	0770-22-3611	2床 (簡易陰圧 2床)
6	公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	0770-52-0990	2床(陰圧 2床)
合計				18床(陰圧 12床 簡易陰圧 6床)

(R3 福井県地域防災計画)

⑤ 結核病床を有する医療機関

番号	医療機関名	所在地	電話番号	病床数
1	福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1	54-5151	6床(陰圧6床)
2	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1	36-3630	10床(陰圧10床)
3	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1	23-1111	4床(陰圧2床)
4	公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	0770-52-0990	8床(陰圧8床)
合 計				28床(陰圧26床)

(R3 福井県地域防災計画)

⑥ 県内DMATの現況

DMAT指定病院(機関)	チーム数
県立病院	3
福井県済生会病院	3
福井大学医学部附属病院	3
福井赤十字病院(日本赤十字福井県支部)	3
公立丹南病院	1
福井勝山総合病院	2
市立敦賀病院	2
杉田玄白記念公立小浜病院	4
福井総合病院	2
独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター	1
計	24

(R3 福井県地域防災計画)

(2) 医薬品等調達先

① 医薬品調達先

団体名	所在地	電話番号
福井県医薬品卸業協会	福井市重立町 28-45 明祥(株) 福井支店内	53-2626

② 保存血液供給業者

団体名	所在地	電話番号
福井県赤十字血液センター	福井市月見 3-3-23	36-0221

11 文教対策等

令和3年5月現在

(1) 学校施設

① 小中学校（兼要配慮者利用施設）

番号	施設名	所在地	児童生徒数 (人)	電話番号	備考	土砂災害 警戒区域等	浸水想定 区域 (m)
1	三国南小学校	三国町山王 1-1-50	194	82-0158	市立	急傾斜地の崩壊	—
2	三国北小学校	三国町緑ヶ丘 1-4-1	260	82-0159	市立	—	—
3	雄島小学校	三国町陣ヶ岡 16-3	236	82-0359	市立	—	—
4	加戸小学校	三国町加戸 30-1	152	82-1020	市立	—	—
5	三国西小学校	三国町山岸 31-1	144	81-3011	市立	—	—
6	平章小学校	丸岡町霞町 2-41	283	66-0059	市立	—	0.5-3.0
7	長畝小学校	丸岡町松川 2-131	311	66-0322	市立	—	0.5-3.0
8	高棕小学校	丸岡町寅国 2-13	439	66-0265	市立	—	0.5-3.0
9	鳴鹿小学校	丸岡町楽間 4-40	93	66-2756	市立	—	0-0.5
10	磯部小学校	丸岡町上安田 7-24	465	66-2079	市立	—	0.5-3.0
11	明章小学校	丸岡町油為頭 14-5	89	67-3434	市立	—	0-0.5
12	春江小学校	春江町境 28-28	558	51-0172	市立	—	0.5-3.0
13	春江西小学校	春江西太郎丸 3-3	328	51-0152	市立	—	0.5-3.0
14	大石小学校	春江町上小森 5-7-1	234	72-0030	市立	—	0.5-3.0
15	春江東小学校	春江町中筋 29-1	320	58-5820	市立	—	0.5-3.0
16	東十郷小学校	坂井町長畑 27-1	407	66-0144	市立	—	0-0.5
17	大関小学校	坂井町東 24-3	155	72-0003	市立	—	0-0.5
18	兵庫小学校	坂井町上兵庫 65-5	110	72-0009	市立	—	0.5-3.0
19	木部小学校	坂井町高柳 117-1	94	72-0184	市立	—	0.5-3.0
20	三国中学校	三国町錦 1-7-3	523	82-1177	市立	急傾斜地の崩壊	—
21	丸岡中学校	丸岡町寅国 5-15	543	66-1313	市立	—	0.5-3.0
22	丸岡南中学校	丸岡町高瀬 15-2	348	67-7722	市立	—	—
23	春江中学校	春江町江留中 15-15	762	51-0188	市立	—	0.5-3.0
24	坂井中学校	坂井町上新庄 28-21	396	66-0386	市立	—	0-0.5

※ 浸水想定区域(m)欄には、想定最大規模降雨における浸水深を表示した。

② 幼稚園（兼要配慮者利用施設）

番号	施設名	所在地	児童 生徒数 (人)	電話番号	備考	土砂災害 警戒区域等	浸水想定 区域 (m)
1	緑幼稚園	丸岡町霞町 1-5	39	66-1194	私立	—	0.5-3.0

※ 浸水想定区域(m)欄には、想定最大規模降雨における浸水深を表示した。

※ 児童生徒数は、令和3年12月1日現在のものを表示した。

③ 高等学校（兼要配慮者利用施設）

番号	施設名	所在地	生徒数 (人)	電話番号	備考	土砂災害 警戒区域等	浸水想 定区域 (m)
1	県立三国高等学校	三国町緑ヶ丘 2-1-3	414	81-3255	県立	急傾斜地の崩壊	—
2	県立丸岡高等学校	丸岡町篠岡 23-11-1	335	66-0160	県立	—	—
3	県立丸岡高等学校 定時制	丸岡町内田 13-6	85	66-0324	県立	—	0.5-3.0
4	県立坂井高等学校	坂井町宮領 57-5	722	66-0268	県立	—	0.5-3.0

※ 浸水想定区域(m)欄には、想定最大規模降雨における浸水深を表示した。

④ 特別支援学校（兼要配慮者利用施設）

番号	施設名	所在地	児童 生徒数 (人)	電話番号	備考	土砂災害 警戒区域等	浸水想 定区域 (m)
1	嶺北特別支援学校	丸岡町熊堂 3-36	176	67-0100	県立	—	3.0-5.0

※ 浸水想定区域(m)欄には、想定最大規模降雨における浸水深を表示した。

(2) コミュニティセンター

番号	施設名	所在地	電話番号
1	三国コミュニティセンター	三国町神明 1-4-20	82-6400
2	雄島コミュニティセンター	三国町宿 2-3-45	82-3553
3	加戸・公園台コミュニティセンター	三国町加戸 136-7-7	82-0356
4	新保コミュニティセンター	三国町新保 37-1-23	82-0355
5	浜四郷コミュニティセンター	三国町下野 58-16	81-3001
6	三国木部コミュニティセンター	三国町楽園 30-1	81-2778
7	三国東部コミュニティセンター	三国町西今市 16-35	81-2761
8	鳴鹿コミュニティセンター	丸岡町上金屋 5-10-12	66-7452
9	鳴鹿第二コミュニティセンター	丸岡町新鳴鹿 1-159	66-1094
10	磯部コミュニティセンター	丸岡町下安田 19-15	66-7430
11	高椋コミュニティセンター	丸岡町西里丸岡 12-21-1	68-0843
12	高椋西部コミュニティセンター	丸岡町舟寄 77-15-2	66-0047
13	高椋東部コミュニティセンター	丸岡町板倉 45-47	66-4422
14	丸岡城のまちコミュニティセンター	丸岡町霞町 1-13-1	66-1276
15	のうねの郷コミュニティセンター	丸岡町八ヶ郷 24-9	66-7446
16	のうねの郷第二コミュニティセンター	丸岡町坪江 11-36	66-0493
17	竹田コミュニティセンター	丸岡町山竹田 119-3	67-2543
18	江留上コミュニティセンター	春江町江留上大和 4-8	51-0829
19	春江中コミュニティセンター	春江町随応寺 17-17	51-1104
20	春江西コミュニティセンター	春江町本堂 22-15	51-5219
21	大石コミュニティセンター	春江町上小森 6-12	72-0002
22	春江東コミュニティセンター	春江町中筋 28-1-1	51-0187
23	東十郷コミュニティセンター	坂井町長畑 25-11-1	66-4567
24	大関コミュニティセンター	坂井町東 12-5-1	72-1957
25	兵庫コミュニティセンター	坂井町上兵庫 44-25-1	72-1898
26	坂井木部コミュニティセンター	坂井町高柳 117-9	72-0007

(3) スポーツ施設

施設の概要(抄)			
NO	名称	施設の所在地	電話番号
坂井市体育施設(公益財団法人 坂井市スポーツ協会管理施設)			
1	三国運動公園	陸上競技場	三国町運動公園 1 内 0776-82-5580 三国運動公園 管理事務所
2		野球場	
3		人工芝グラウンド	
4		テニスコート	
5		屋内ゲートボール場	
6		屋外ゲートボール場	
7		マレットゴルフコース	
8		こども広場・中央広場等	
9	三国体育館	三国町中央 1-6-2	0776-82-4686 (三国体育館)
10	三国グラウンド	三国町中央 1-6-2	0776-82-4686 (三国体育館)
11	三国艇庫	三国町米ヶ脇 4-9-1	0776-82-4686 (三国体育館)
12	春江体育館	春江町西太郎丸 12-14	0776-51-4242 (春江体育館)
13	春江B&G海洋センター	体育館	春江町正蓮花 21-7 0776-51-6166 春江B&G海洋 センター
14		ゲートボール場	
15		プール	
16	春江テニスコート	春江町西太郎丸 13-11	0776-51-4242 (春江体育館)
17	春江北グラウンド	春江町中庄 13-2	0776-51-4242 (春江体育館)
18	春江東グラウンド	春江町正蓮花 21-12-1	0776-51-4242 (春江体育館)
19	江留上公園グラウンド	春江町江留上錦 207	0776-51-4242 (春江体育館)
20	坂井体育館	坂井町下新庄 19-7-1	0776-68-0123 (坂井体育館)
21	坂井グラウンド	坂井町上新庄 13-1-1	0776-68-0123 (坂井体育館)
22	坂井武道館	坂井町上新庄 14-3	0776-68-0123 (坂井体育館)
23	坂井屋内スポーツセンター	坂井町上新庄 14-2-3	0776-68-0123 (坂井体育館)
24	東十郷中央公園	グラウンド	坂井町長畑 22-17-1 0776-68-0123 (坂井体育館)
25		テニスコート	
26		ゲートボール場	
27	丸岡体育館	丸岡町霞町 3-1-2	0776-66-8920 (丸岡体育館)
28	丸岡運動公園	多目的屋内スポーツセンター	丸岡町内田 16-1 0776-68-0390 多目的屋内 スポーツセンター
29		テニスコート	
30		グラウンド	

施 設 の 概 要 (抄)			
NO	名称	施設の所在地	電話番号
坂井市体育施設 (公益財団法人 坂井市スポーツ協会管理施設)			
31	日東シンコースタジアム丸岡	合宿所	0776-67-4040 丸岡スポーツランド クラブハウス
32		人工芝グラウンド	
33		クラブハウス	
34		サッカー場	
35		ゲートボール場	
36	丸岡武道館	丸岡町今福 13-29	0776-66-4500 (丸岡今福体育館)
37	鳴鹿テニス場	丸岡町上金屋 9-13	0776-66-8920 (丸岡体育館)
38	丸岡今福体育館	丸岡町今福 13-27	0776-66-4500 丸岡今福体育館
39	丸岡ゲートボール場	丸岡町愛宕 6	0776-66-8920 (丸岡体育館)
40	霞ヶ城公園屋内球技練習場	丸岡町霞町 1-59 内	0776-66-8920 (丸岡体育館)
41	丸岡情報団地公園テニス場	丸岡町熊堂 3-1-6-5	0776-66-8920 (丸岡体育館)
坂井市屋内温水プール・フィットネスセンター (アクアスポーツ株式会社管理施設)			
42	丸岡B&G海洋センター	丸岡町長崎 6-77	0776-67-4646
43	丸岡フィットネスセンター	丸岡町長崎 6-77	0776-66-5665
44	三国運動公園屋内温水プール	三国町運動公園 1-4-1	0776-82-8833

(4) 生涯学習施設

番号	施設名	所在地	電話番号
1	みくに龍翔館	三国町緑ヶ丘 4-2-1	82-5666
2	坂井市みくに市民センター (みくに未来ホール)	三国町中央 1-5-1	82-7200
3	文化の森・YURI 文化情報交流館	春江町西太郎丸 15-22	51-8800
4	三国図書館	三国町神明 1-4-20	81-2900
5	丸岡図書館	丸岡町霞町 3-10-1	67-1500
6	春江図書館	春江町西太郎丸 15-22	51-8810
7	坂井図書館	坂井町下新庄 12-3-1	67-2666

(5) 給食センター

番号	施設名	所在地	電話番号
1	三国学校給食センター	三国町楽円 53-3-2	81-3571
2	春江坂井学校給食センター	春江町為国 20-1-2	51-6868

12 社会福祉施設の状況

令和4年3月現在

(1) 老人福祉施設（兼要配慮者利用施設）

番号	種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号	土砂災害 警戒区域等	浸水想定 区域(m)
1	軽費老人ホーム(A型)	東尋坊ハイツ	三国町陣ヶ岡 35-1-8	82-5822	—	—
2	〃 (ケアハウス)	花しょうぶ	丸岡町安田新 4-3-2	68-1500	—	0-0.5
3	〃 (ケアハウス)	スプリングヒルズ	春江町西太郎丸 21-12-1	63-5585	—	0.5-3.0
4	有料老人ホーム	東尋坊ロイヤルハイツ	三国町陣ヶ岡 35-1-8	82-5003	—	—
5	〃	アプトケア・三国	三国町三国東 2-9-23	60-0105	—	0.5-3.0
6	〃	すいせんの家 ナイトケア	丸岡町霞町 1-23	67-7739	—	0-0.5
7	〃	すいせんの家 横地	丸岡町北横地 38-2-1	67-7774	—	0-0.5
8	〃	吾亦紅	丸岡町羽崎 31-5	67-6656	—	0.5-3.0
9	〃	竹田のさと 笑楽日	丸岡町山口 59-13	50-2392	—	(0.5-3.0)
10	〃	永喜庵	丸岡町長畝 24-6	68-0058	—	0.5-3.0
11	サービス付き高齢者 向け住宅	アプトケア・三国	三国町三国東 2-9-23	60-0105	—	0.5-3.0
12	〃	ケアホーム生喜庵	丸岡町長畝 16-3-1	68-0058	—	0.5-3.0
13	〃	サンシャインゆり	春江町本堂 27-1	51-8787	—	0.5-3.0
14	老人福祉センター	いちい荘	春江町江留中 10-15-1	51-4545	—	0.5-3.0
15	〃	志遊館	坂井町下新庄 19-1	67-0640	—	0-0.5
16	介護予防拠点施設	いこいの家	丸岡町霞町 1-2	68-0151	—	0.5-3.0
17	〃	つどいの家	丸岡町下安田 19-11	68-0150	—	0.5-3.0
18	〃	ふれ愛の家	丸岡町長崎 8-5-3	68-0201	—	0-0.5

※浸水想定区域(m)欄には、想定最大規模降雨における浸水深を表示した。()は法指定河川以外の河川における想定最大規模降雨による浸水深。

(2) 介護保険施設（兼要配慮者利用施設）

番号	種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号	土砂災害 警戒区域等	浸水想定 区域(m)
1	指定介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム白楽荘	三国町梶 49-18	82-1282	—	—
2	〃	長寿園	丸岡町八ヶ郷 22-4	66-6734	—	0.5-3.0
3	〃	ガーデンハイツ春江	春江町針原 48-28-1	51-6233	—	0.5-3.0
4	〃	豊楽園	坂井町下関 42-4-1	72-2630	—	0-0.5
5	指定介護老人保健施設	東尋坊ひまわりの丘	三国町陣ヶ岡 16-13-18	82-8500	—	—
6	〃	ディーパあかね	丸岡町羽崎 31-11-3	67-0811	—	0.5-3.0
7	〃	介護老人保健施設 ライフケアはるさか	春江町中筋 100-77	58-0183	—	0.5-3.0
8	〃	坂井ケアセンター	坂井町折戸 1-58	72-7373	—	0.5-3.0
9	介護療養型医療施設	東外科医院	丸岡町霞町 1-50	66-2228	—	0.5-3.0
10	指定認知症対応型共同 生活介護事業所 指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事務所	グループホームみやざき	三国町北本町 2-2-6	82-1002	—	—

番号	種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号	土砂災害警戒区域等	浸水想定区域(m)
11	〃	グループホーム白楽荘 みくにの里	三国町梶 49-18	82-2243	—	—
12	〃	グループホームかがやき荘	三国町陣ヶ岡 13-3	82-5151	—	—
13	〃	グループホームまるおか	丸岡町八ヶ郷 23-19-3	67-7771	—	0.5-3.0
14	〃	グループホームしおんの里	丸岡町安田新 4-3-1	68-0007	—	0-0.5
15	〃	あかねの里	丸岡町羽崎 31-11-3	67-6581	—	0.5-3.0
16	〃	グループホームゆり	春江町本堂 27-1-1	51-8100	—	0.5-3.0
17	〃	県民せいきょう 坂井きらめきグループホーム	坂井町大味 56	72-3903	—	0.5-3.0
18	〃	認知症対応型共同生活介護 湯池野	坂井町下関 42-4-2	72-0100	—	0-0.5
19	〃	グループホームさかい	坂井町折戸 1-58	72-3422	—	0.5-3.0
20	地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 白楽荘みくに湊	三国町梶 49-18	82-1282	—	—
21	〃	特別養護老人ホーム かがやき荘	三国町陣ヶ岡 13-3	82-5151	—	—
22	〃	長寿の郷	丸岡町八ヶ郷 22-5	67-8905	—	0.5-3.0
23	〃	地域密着型介護老人福祉施設 生喜庵	丸岡町長畝 16-3-1	68-0058	—	0.5-3.0
24	〃	ケアセンターゆり	春江町本堂 27-1-1	51-8100	—	0.5-3.0
25	〃	プライムハイツ春江	春江町針原 59-2	51-0400	—	0.5-3.0
26	〃	地域密着型介護老人福祉施設 湯池野	坂井町下関 42-4-2	72-0100	—	0-0.5
27	指定小規模多機能型 居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所 アプトケア・三国	三国町三国東 2-9-23	60-0105	—	0.5-3.0
28	〃	まるおかデイホーム	丸岡町八ヶ郷 23-19-3	67-7771	—	0.5-3.0
29	〃	小規模多機能型居宅介護施設 きなっせ	春江町中筋 100-75	58-0182	—	0.5-3.0
30	〃	県民せいきょう小規模多機能ホーム 坂井きらめきハウス	坂井町大味 56	72-3902	—	0.5-3.0
31	〃	小規模多機能介護施設 しんじょういこい	坂井町上新庄 52-29	60-2110	—	0.5-3.0
32	看護小規模多機能型 居宅介護事業所	看護小規模多機能型 居宅介護事業所かがやき	三国町陣ヶ岡 13-3	82-5151	—	—
33	〃	デイホームゆり	春江町本堂 27-1-1	63-6308	—	0.5-3.0
34	〃	看護小規模多機能型 緑の家 シンシア	坂井町下兵庫 132-6-1	63-5233	—	0.5-3.0
35	指定通所介護事業所	通所介護事業所 アプトケア・三国	三国町三国東 2-9-23	60-0105	—	0.5-3.0
36	〃	デイハウスいってこさ	三国町殿島 5-23	82-8711	—	0.5-3.0

番号	種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号	土砂災害 警戒区域等	浸水想定 区域(m)
37	〃	リハビリデイサービス あすなる	三国町覚善 8-65-1	81-3383	—	0.5-3.0
38	〃	デイサービスセンター あじさい園	三国町梶 49-18	82-5383	—	—
39	〃	デイサービス 山のいえ 笑楽日	丸岡町山口 59-13	67-2396	—	(0.5-3.0)
40	〃	まるおかデイサービスセ ンター	丸岡町八ヶ郷 23-19-3	67-7771	—	0.5-3.0
41	〃	坂井市社協霞の郷 デイサービスセンター	丸岡町八ヶ郷 21-7-1	68-5065	—	0.5-3.0
42	〃	長寿園デイサービスセン ター りんどう	丸岡町里丸岡 3-7	67-0300	—	0.5-3.0
43	〃	長寿園デイサービスセン ター りらく	丸岡町西瓜屋 6-17	66-6803	—	0.5-3.0
44	〃	デイサービスセンター はなさき	丸岡町一本田 33-14	66-1111	—	0.5-3.0
45	〃	理学療法士のデイサービ ス P E P	丸岡町霞町 4-40-1	63-6763	—	0.5-3.0
46	〃	デイサービスセンター カルミア春江	春江町江留下屋敷 54-1	51-1250	—	0.5-3.0
47	〃	デイサービス いこいはるえ	春江町為国亀ヶ久保 134	58-0151	—	0.5-3.0
48	〃	運動型デイサービス アクティ	春江町中筋 100-75	58-0189	—	0.5-3.0
49	〃	デイサービスセンター こもれびの郷	春江町本堂 23-21	58-0080	—	0.5-3.0
50	〃	デイサービス リハビリハウス陽和縁 (春江支所)	春江町西長田 40-46	72-3900	—	0.5-3.0
51	〃	ゆりデイサービスセンター	春江町本堂 27-1-1	51-8100	—	0.5-3.0
52	〃	デイ・フィットネス楽ら く 春江店	春江町江留上錦 63	51-0678	—	0.5-3.0
53	〃	ガーデンハイツ春江 デイサービスセンター	春江町針原 48-28-1	51-6233	—	0.5-3.0
54	〃	県民せいきょう坂井きら めき デイサービス	坂井町大味 56	72-3701	—	0.5-3.0
55	〃	デイサービス リハビリセンター木の花	坂井町下新庄 18-15-1	50-1000	—	—
56	〃	トゥモローズ ホームリ ハビリセンター 坂井	坂井町下新庄 18-16-1	50-2551	—	—
57	〃	デイサービスセンター さかい生喜庵	坂井町上新庄 40-59	67-7717	—	0-0.5
58	〃	デイサービス リハビリハウス陽和縁 (坂井支所)	坂井町上兵庫 60-27	72-3900	—	0-0.5

番号	種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号	土砂災害 警戒区域等	浸水想定 区域(m)
59	〃	豊楽園デイサービスセンター	坂井町下関 42-4-1	72-2630	—	0-0.5
60	〃	さかいデイサービスセンター	坂井町折戸 1-58	72-3411	—	0.5-3.0
61	地域密着型通所生活 介護事業所	茶話本舗デイサービスは るえ	丸岡町城北 1-21	43-1170	—	0.5-3.0
62	〃	すいせんの家 デイサー ビス	丸岡町北横地 38-3-1	67-7739	—	0-0.5
63	〃	すいせんの家 横地	丸岡町北横地 38-2-1	67-7774	—	0-0.5
64	〃	Be' 健ハウス	春江町下小森 1-3-1	43-0307	—	0.5-3.0
65	〃	美健針原	春江町針原 21-36	51-6514	—	0.5-3.0
66	指定認知症対応型通 所介護事業所	認知症対応型通所介護事 業所 アプトケア・三国	三国町三国東 2-9-23	60-0105	—	0.5-3.0
67	〃	宮崎病院認知症対応型通 所介護 そよかぜ	三国町北本町 2-2-6	82-1002	—	—
68	〃	デイサービスセンター いこい・ほほえみ	三国町梶 49-18	82-5383	—	—
69	〃	小規模デイサービス あおぞら	三国町陣ヶ岡 35-1-8	82-1510	—	—
70	〃	長寿の郷デイホーム おもいでな	丸岡町八ヶ郷 22-5	67-8900	—	0.5-3.0
71	〃	あかねの里	丸岡町羽崎 31-11-3	67-6581	—	0.5-3.0
72	〃	認知症対応型通所介護 ありんこ	春江町江留下宇和江 19	50-2883	—	0.5-3.0
73	〃	プライムハイツ春江 デイサービスセンター	春江町針原 59-2	51-0400	—	0.5-3.0
74	〃	県民せいきょう坂井きら めき あったかホーム	坂井町大味 56	72-3801	—	0.5-3.0
75	〃	潟池野デイサービスセン ター	坂井町下関 42-4-2	72-0100	—	0-0.5
76	指定通所リハビリ テーション事業所	宮崎病院	三国町北本町 2-2-6	82-1002	—	—
77	〃	東尋坊 ひまわりの丘	三国町陣ヶ岡 16-13-18	82-8500	—	—
78	〃	ディーパあかね	丸岡町羽崎 31-11-3	67-8484	—	0.5-3.0
79	〃	藤田神経内科病院	丸岡町羽崎 31-12-1	67-1120	—	0.5-3.0
80	〃	介護老人保健施設 ライフケアはるさか	春江町中筋 100-77	58-0183	—	0.5-3.0
81	〃	春江病院 通所リハビリ	春江町針原 65-7	51-0029	—	3.0-5.0
82	〃	坂井ケアセンター	坂井町折戸 1-58	72-7373	—	0.5-3.0
83	指定短期入所生活介 護事業所	白楽荘みくに湊短期入所 生活介護事業所	三国町梶 49-18	82-1282	—	—
84	〃	かがやき荘	三国町陣ヶ岡 13-3	82-5151	—	—
85	〃	長寿園	丸岡町八ヶ郷 22-4	66-6734	—	0.5-3.0

番号	種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号	土砂災害 警戒区域等	浸水想定 区域(m)
86	〃	長寿の郷	丸岡町八ヶ郷 22-5	67-8905	—	0.5-3.0
87	〃	ショートステイ 生喜庵	丸岡町長畝 16-3-1	68-0058	—	0.5-3.0
88	〃	短期入所生活介護 はるさか	春江町中筋 100-75	58-0182	—	0.5-3.0
89	〃	ショートステイ やすらぎ春江	春江町本堂 27-1-1	51-8100	—	0.5-3.0
90	〃	ガーデンハイツ春江	春江町針原 48-28-1	51-6233	—	0.5-3.0
91	〃	プライムハイツ春江	春江町針原 59-2	51-0400	—	0.5-3.0
92	〃	豊楽園	坂井町下関 42-4-1	72-2630	—	0-0.5
93	〃	短期入所生活介護 渦池野	坂井町下関 42-4-2	72-0100	—	0-0.5
94	〃	ショートステイ やすらぎさかい	坂井町折戸 1-58	72-3423	—	0.5-3.0
95	短期入所療養介護	東尋坊 ひまわりの丘	三国町陣ヶ岡 16-13-18	82-8500	—	—
96	〃	東外科医院	丸岡町霞町 1-50	66-2228	—	0.5-3.0
97	〃	ディーパあかね	丸岡町羽崎 31-11-3	67-1121	—	0.5-3.0
98	〃	坂井ケアセンター	坂井町折戸 1-58	72-7373	—	0.5-3.0
99	指定特定施設入所 者生活介護事業所 指定介護予防特定 施設入所者生活介護 事業所	有料老人ホーム 東尋坊ロイヤルハイツ	三国町陣ヶ岡 35-1-8	82-5003	—	—
100	〃	吾亦紅	丸岡町羽崎 31-5	67-6656	—	0.5-3.0
101	〃	ケアハウス スプリングヒルズ	春江町西太郎丸 21-12-1	63-5585	—	0.5-3.0
102	〃	サンシャインゆり	春江町本堂 27-1-1	51-8787	—	0.5-3.0

※浸水想定区域(m)欄には、想定最大規模降雨における浸水深を表示した。() は法指定河川以外の河川における想定最大規模降雨による浸水深。

(3) 障害福祉サービス施設（兼要配慮者利用施設）

番号	種別	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域等	浸水想定区域(m)
1	指定居宅介護事業所	坂井市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション	坂井町下新庄 18-3-1	67-5152	—	—
2	〃	しいのみホームヘルプ事業所	丸岡町西里丸岡 15-19	67-3603	—	0.5-3.0
3	〃	夕陽ヘルパーステーション	三国町緑ヶ丘 1-2-19	82-0791	—	—
4	〃	陽だまり舎訪問介護サービス	丸岡町羽崎 31-2-5	67-6000	—	0.5-3.0
5	指定短期入所事業所	障害者支援施設ライフかすみ	丸岡町女形谷 59-17	66-1272	土石流	—
6	〃	短期入所 空と海	三国町米ヶ脇 1-4-3	81-4746	—	—
7	〃	短期入所 美咲	三国町新宿 2-2-18	97-8511	—	—
8	〃	CoCo やわらぎ	春江町西長田 15-43-4	97-6855	—	0.5-3.0
9	指定生活介護事業所	はるえ生活介護事業所	春江町江留上昭和 2-28	51-5166	—	0.5-3.0
10	〃	生活介護事業所ハーモニカすみ	坂井町下新庄 18-11-1	66-8010	—	0-0.5
11	〃	丸岡南中事業所	丸岡町高瀬 15-11-1	68-0761	—	—
12	〃	多機能型支援センターすまいる	坂井町大味 30-21	72-7777	—	0-0.5
13	〃	はんだか生活支援事業所	丸岡町西里丸岡 15-19	68-1316	—	0.5-3.0
14	〃	コミュニティーまるおか	丸岡町西里丸岡 4-38	66-2244	—	0.5-3.0
15	〃	坂井市社会福祉協議会 希望園	三国町新保 42-2-7	82-2365	—	—
16	〃	坂井市社会福祉協議会霞の郷 デイサービスセンター	丸岡町八ヶ郷 21-7-1	68-5065	—	0.5-3.0
17	〃	トゥモローズホームリハビリセンター 坂井	坂井町下新庄 18-16-1	50-2551	—	—
18	〃	デイサービスリハビリセンター木の花	坂井町下新庄 18-15-1	50-1000	—	—
19	指定自立訓練事業所	コミュニティーまるおか	丸岡町西里丸岡 4-38	66-2244	—	0.5-3.0
20	〃	CoCo やわらぎ	春江町西長田 15-43-4	97-6855	—	0.5-3.0
21	指定就労移行支援事業所	障害者就労支援事業所つづきの家	丸岡町南横地 10-44	66-6776	—	0.5-3.0
22	〃	就労支援センターワークかすみ	丸岡町赤坂 1-3-1	66-1272	—	—
23	指定就労継続支援A型事業所	丸岡南中事業所	丸岡町高瀬 15-11-1	68-0761	—	0-0.5
24	〃（休止）	エイティーンズ加工株式会社	丸岡町石上 2-34	67-5818	—	0.5-3.0
25	〃	ありがとう福井株式会社	三国町中央 2-1-34	81-2202	—	0.5-3.0
26	〃	一般社団法人ほのぼののハーツ さかい事業所	丸岡町小黑 74-2-1	66-0621	—	0.5-3.0

番号	種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号	土砂災害 警戒区域等	浸水想定 区域(m)
27	〃	一般社団法人クリクラ北陸	丸岡町猪爪 6-23	66-0881	—	0.5-3.0
28	〃	ハッピーワーク丸岡	丸岡町一本田中 6-4	66-8670	—	0.5-3.0
29	指定就労継続支 援B型事業所	障害者就労支援事業所 つづきの家	丸岡町南横地 10-44	66-6776	—	0.5-3.0
30	〃	就労支援センターワーク かすみ	丸岡町赤坂 1-3-1	66-1272	—	—
31	〃	はんだか就労支援事業所	丸岡町西里丸岡 15-19	68-1316	—	0.5-3.0
32	〃	スマイルネットワーク さかい・スマイル農園	坂井町大味 115-14	72-1586	—	0.5-3.0
33	〃	三国希望園	三国町新保 42-2-7	82-2365	—	—
34	〃	産直市場ピアファーム	三国町北本町 2-2-25	82-8755	—	—
35	〃	就労継続支援事業所つく しクラブ	丸岡町羽崎 4-8-1	67-7727	—	0.5-3.0
36	〃	コミュニティーまるおか	丸岡町西里丸岡 4-38	66-2244	—	0.5-3.0
37	〃	ネクステクノカレッジ春江	春江町藤鷲塚 40-30	50-3590	—	0.5-3.0
38	〃	Omusubi 春江事業所	春江町中筋 34-40	50-3691	—	0.5-3.0
39	指定共同生活援 助事業所	たにまちホーム	丸岡町谷町 1-16	68-1139	—	0.5-3.0
40	〃	いぬいホーム	丸岡町本町 4-17	67-5810	—	0.5-3.0
41	〃	空と海	三国町米ヶ脇 1-4-3	81-4746	—	—
42	〃	かすみホーム	丸岡町一本田福所 22-24-5	67-2892	—	0.5-3.0
43	〃	すだちホーム	丸岡町一本田中 48-4-1	66-8061	—	0-0.5
44	〃	めぶきホーム	丸岡町一本田 32-7-1	67-6261	—	0.5-3.0
45	〃	わたなべホーム	丸岡町西瓜屋 5-9	66-4960	—	0.5-3.0
46	〃	つばさホーム	丸岡町西里丸岡 32-7-2	67-7120	—	0.5-3.0
47	〃	まち中ホーム	丸岡町一本田 35-41	67-5990	—	0.5-3.0
48	〃	ハーツ丸岡ハイム	丸岡町小黒 74-10	66-0246	—	0.5-3.0
49	〃	グループホームコミュニ ティかすみ	丸岡町女形谷 58-16	67-0456	土石流	—
50	〃	コスモスホーム	丸岡町女形谷 59-17	66-1272	—	—
51	〃	そよかぜホーム	丸岡町女形谷 58-8	67-7575	土石流	—
52	〃	ハウスまるおか	丸岡町西里丸岡 8-7	66-2244	—	0.5-3.0
53	〃	美咲ホーム	三国町新宿 2-2-18	97-8511	—	—
54	指定障害者支援施設	障害者支援施設ライフかすみ	丸岡町女形谷 59-17	66-1272	土石流	—
55	日中一時支援事業所	AOZORA 福井	春江町中筋 16-10-2	63-6098	—	0.5-3.0
56	〃	スマイルネットワークさ かい日中一時支援事業所	坂井町大味 115-14	72-1586	—	0.5-3.0

※ 浸水想定区域(m)欄には、想定最大規模降雨における浸水深を表示した。

(4) 児童福祉施設 (兼要配慮者利用施設)

番号	種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号	土砂災害 警戒区域等	浸水想定 区域(m)
1	児童厚生施設	福井県児童科学館	春江町東太郎丸 3-1	51-8000	—	0.5-3.0
2	児童厚生施設 (児童館)	池上児童館	三国町池上 26-1	82-5925	—	—
3	〃	西瓜屋児童館	丸岡町西瓜屋 9-10-1	66-5954	—	0.5-3.0
4	〃	坪江地区児童館	丸岡町乗兼 14-21	66-0493	—	0.5-3.0
5	〃	今市児童館	丸岡町今市 16-11	66-8904	—	0.5-3.0
6	〃	城北児童館	丸岡町城北 6-6	66-4483	—	0.5-3.0
7	〃	磯部公民館児童室	丸岡町下安田 19-15	66-7430	—	0.5-3.0
8	〃	新九頭竜児童館	丸岡町新九頭竜 2-147	66-3890	—	0.5-3.0
9	〃	春江児童室	春江町江留上大和 4-8	51-5656	—	0.5-3.0
10	〃	兵庫児童館	坂井町上兵庫 62-11	72-1503	—	0.5-3.0
11	〃	長屋児童館	坂井町長屋 33-4	66-8655	—	0.5-3.0
12	〃	坂井児童センター	坂井町宮領 50-42-6	66-1761	—	0.5-3.0
13	〃	大関児童館	坂井町東 12-5-1	72-1957	—	—
14	〃	坂井木部児童館	坂井町高柳 117-11	72-3388	—	0.5-3.0
15	公立保育所・幼保 連携型認定こども園	加戸幼保園	三国町加戸 34-30-1	82-0097	—	—
16	〃	みくに未来幼保園	三国町神明 1-5-46	81-2373	—	—
17	〃	三国南幼保園	三国町南本町 1-4-35	81-2910	—	—
18	〃	雄島こども園	三国町陣ヶ岡 16-13-3	82-0094	—	—
19	〃	安田幼保園	丸岡町下安田 19-9	66-0196	—	0.5-3.0
20	〃	今福保育園	丸岡町今福 13-7	66-1196	—	0.5-3.0
21	〃	霞幼保園	丸岡町霞町 3-10-1	66-0848	—	0.5-3.0
22	〃	鳴鹿幼保園	丸岡町上金屋 5-15	66-2757	—	0.5-3.0
23	〃	高椋幼保園	丸岡町寅国 2-13	67-4633	—	0.5-3.0
24	〃	春江幼保園	春江町江留下屋敷 220	51-2372	—	0.5-3.0
25	〃	春江中保育園	春江町本堂 5-42	51-0480	—	0.5-3.0
26	〃	春江東保育園	春江町中筋高田 11	51-2288	—	0.5-3.0
27	〃	春江北幼保園	春江町中庄 11-2-3	51-9622	—	0.5-3.0
28	〃	春江西幼保園	春江町松木 11-7	51-3046	—	0.5-3.0
29	〃	春江東幼保園	春江町中筋 29-1	58-5833	—	0.5-3.0
30	〃	坂井こども園	坂井町宮領 40-25-1	66-5959	—	0.5-3.0
31	私立保育所・幼保 連携型認定こども園	米納津保育所	三国町黒目 18-18	81-3069	—	—
32	〃	認定こども園三国ひかり	三国町楽円 53-3	81-6565	—	0.5-3.0

番号	種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号	土砂災害 警戒区域等	浸水想定 区域(m)
33	〃	三国松涛こども園	三国町運動公園 2-15-15	82-7369	—	—
34	〃	つぼみ保育園	丸岡町坪江 9-11	66-2564	—	0.5-3.0
35	〃	もみじ保育園	丸岡町板倉 45-9	67-6760	—	0-0.5
36	〃	まごころ認定こども園	丸岡町長崎 8-5-3	68-0756	—	0-0.5
37	〃	しろの子保育園	丸岡町本町 4-60	68-0360	—	0.5-3.0
38	〃	わかかこども園	丸岡町愛宕 9-1	68-0181	—	0.5-3.0
39	〃	よつば保育園	丸岡町磯部福庄 24-18	68-1112	—	0.5-3.0
40	〃	春江みどり保育園	春江町江留下宇和江 9	51-0285	—	0.5-3.0
41	〃	いと勢認定こども園	春江町江留下高道 67	51-2715	—	0.5-3.0
42	〃	春江ゆり保育園	春江町随応寺東 3	51-5200	—	0.5-3.0
43	〃	認定こども園大関保育園	坂井町大味 27-14	72-1870	—	0-0.5
44	〃	すずらん保育園	坂井町高柳 117-11-2	72-1244	—	0.5-3.0
45	〃	るんびに保育園	坂井町下兵庫 56-4	72-0229	—	0.5-3.0
46	〃	坂井松涛こども園	坂井町長畑 14-1-1	50-2181	—	0.5-3.0
47	地域型保育事業	プチわかか	丸岡町吉政 35-19	50-2788	—	0.5-3.0
48	指定児童発達支援事業所	北風と太陽 丸岡	丸岡町里丸岡 2-5	73-2239	—	0.5-3.0
49	〃	子ども発達支援センター こぶし園	丸岡町西里丸岡 15-6	68-0524	—	0.5-3.0
50	指定放課後等デイサービス事業所	ほっこり AOZORA	春江町中筋 16-10-2	63-6098	—	0.5-3.0
51	〃	放課後等デイサービス事業 すまいる	坂井町東 24-22	72-2282	—	0-0.5
52	〃	すまいるステーション	春江町江留下昭和 2-28	51-5166	—	0.5-3.0
53	〃	子ども発達支援センター こぶし園	丸岡町西里丸岡 15-6	68-0524	—	0.5-3.0
54	〃	三国希望園	三国町新保 42-2-7	82-4440	—	—
55	〃	マザーズ春江	春江町江留下屋敷 109-2	97-5855	—	0.5-3.0
56	〃	チップス たかぼこ	丸岡町西瓜屋 15-12	50-6061	—	0.5-3.0
57	〃	あひろば丸岡	丸岡町西瓜屋 5-14	43-9683	—	0.5-3.0
58	〃	北風と太陽 丸岡	丸岡町里丸岡 2-5	50-6403	—	0.5-3.0
59	〃	学習サポート scrum+	春江町境上町 6-3	43-9588	—	0.5-3.0
60	放課後児童クラブ	三国北児童クラブ	三国町緑ヶ丘 1-4-1 (三国北小学校内)	080-6365- 5651	—	—
61	〃	雄島児童クラブ	三国町陣ヶ岡 16-3 (雄島小学校内)	080-6366- 8872	—	—
62	〃	加戸児童クラブ	三国町加戸 33-7-1 (旧加戸幼稚園内)	080-6365- 3791	—	—
63	〃	三国西児童クラブ	三国町山岸 31-1 (三国西小学校内)	080-6366- 8873	—	—

番号	種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号	土砂災害 警戒区域等	浸水想定 区域(m)
64	〃	鳴鹿児童クラブ	丸岡町楽間 4-40 (鳴鹿小学校内)	090-9760- 6272	—	0-0.5
65	〃	明章児童クラブ	丸岡町板倉 45-47 (高椋東部コミュニテイ センター内)	090-2035- 0269	—	0-0.5
66	〃	新九頭竜児童クラブ	丸岡町新九頭竜 2-147 (新九頭竜児童館内)	080-6365- 4088	—	0.5-3.0
67	〃	磯部第一児童クラブ	丸岡町上安田 7-3-1 (旧磯部西幼保園内)	090-2035- 0498	—	0.5-3.0
68	〃	磯部第二児童クラブ	丸岡町北横地 13-19-1 (酒清識物記念地域交流会館)	090-6275- 8656	—	0.5-3.0
69	〃	西瓜屋児童クラブ	丸岡町西瓜屋 9-10-1 (西瓜屋児童館内)	080-6365- 4084	—	0.5-3.0
70	〃	高椋児童クラブ	丸岡町寅国 2-13 (高椋小学校内)	090-2034- 9638	—	0.5-3.0
71	〃	平章児童クラブ	丸岡町霞町 2-41 (旧平章幼保園内)	090-2034- 9593	—	0.5-3.0
72	〃	長畝児童クラブ	丸岡町松川 2-130 (旧長畝幼保園内)	090-2037- 7304	—	0.5-3.0
73	〃	竹田地区児童クラブ	丸岡町山口 60-8 (坂井市竹田農山村交流セン ターちくちくぼんぼん内)	50-2393	—	(0.5-3.0)
74	〃	春江第一児童クラブ	春江町境 28-28 (春江小学校内)	080-8995- 0660	—	0.5-3.0
75	〃	春江第二児童クラブ	春江町随応寺 20-30 (春江保健センター内)	090-5179- 2601	—	0.5-3.0
76	〃	春江西第一児童クラブ	春江町西太郎丸 3-3 (旧春江西幼稚園内)	090-5176- 4917	—	0.5-3.0
77	〃	春江西第二児童クラブ	春江町西太郎丸 3-3 (春江西小学校内)	080-2951- 3603	—	0.5-3.0
78	〃	大石児童クラブ	春江町上小森 5-7-1 (旧大石幼稚園内)	090-5178- 0397	—	0.5-3.0
79	〃	春江東第一児童クラブ	春江町中筋 29-1 (春江東小学校内)	090-5178- 3430	—	0.5-3.0
80	〃	春江東第二児童クラブ	春江町中筋 28-1-1 (春江東コミュニテイセ ンター内)	080-2961- 9419	—	0.5-3.0
81	〃	東十郷第一児童クラブ	坂井町長畑 25-29-2 (旧東十郷幼稚園内)	080-8691- 8025	—	0-0.5
82	〃	東十郷第二児童クラブ	坂井町長畑 27-1 (東十郷小学校内)	080-1962- 3345	—	0-0.5
83	〃	大関児童クラブ	坂井町東 24-3 (旧大関幼稚園内)	080-8691- 8026	—	0-0.5
84	〃	兵庫児童クラブ	坂井町上兵庫 65-5 (旧兵庫幼稚園内)	080-8691- 8027	—	0.5-3.0
85	〃	木部児童クラブ	坂井町高柳 117-11 (坂井木部児童館内)	080-8691- 8028	—	0.5-3.0

番号	種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号	土砂災害警戒区域等	浸水想定区域(m)
86	〃	三国南学童クラブ	三国町山王 1-1-50 (三国南小学校内)	090-2038- 2572	急傾斜地の崩壊	—
87	〃	つぼみ学童保育花組	丸岡町坪江 9-11 (つぼみ保育園内)	66-2564	—	0.5-3.0
88	〃	まごころ児童クラブ	丸岡町長崎 8-5-3 (まごころ認定こども園内)	68-0756	—	0-0.5
89	〃	キッズわっか	丸岡町愛宕 9-1 (わっかこども園横)	68-0181	—	0.5-3.0
90	〃	いと勢学童クラブ	春江町江留下高道 67 (いと勢認定こども園内)	51-2715	—	0.5-3.0
91	〃	放課後子どもジャングル	春江町井向 14-55 (NPO パパジャングル内)	090-2017- 7267	—	0.5-3.0
92	〃	坂井松涛学童クラブ	坂井町長畑 14-1-1 (坂井松涛こども園内)	50-2181	—	0.5-3.0
93	子育て支援センター	丸岡子育て支援センター	丸岡町八ヶ郷 21-7-1	67-4157	—	0.5-3.0
94	〃	坂井子育て支援センター	坂井町宮領 40-25-1	50-3067	—	0.5-3.0
95	地域子育て支援拠点施設	もみじアソビーノサロン	丸岡町板倉 45-9	67-6760	—	0-0.5
96	〃	ハーツきっずはるえ	春江町随応寺 25-1	0120-453 -415	—	0-0.5
97	〃	キッズハウスゆり	春江町本堂 27-1-1	51-8100	—	0.5-3.0
98	病児・病後児保育	三国病院病児・病後児保育施設	三国町中央一丁目 2-26	080-6351 -6755	—	0.5-3.0
99	〃	病児病後児保育所すくすくハウス	丸岡町吉政 35-19	97-6415	—	0.5-3.0
100	〃	春日レディースクリニック こりすの家	春江町江留上新町 8	58-2323	—	0.5-3.0
101	〃	坂井松涛こども園 こあらの部屋	坂井町長畑 14-1-1	50-2181	—	0.5-3.0

※浸水想定区域(m)欄には、想定最大規模降雨における浸水深を表示した。()は法指定河川以外の河川における想定最大規模降雨による浸水深。

13 指定文化財一覧

令和4年3月現在

① 国指定文化財

番号	区分	種類	名称	指定日	時代	所在地
1	国宝	工芸品	金銅宝相華文磬	昭 28. 3. 31	平安時代後期	三国町滝谷
2	重要文化財	建造物	丸岡城天守	昭 9. 1. 30	安土桃山時代	丸岡町霞
3			瀧谷寺本堂・観音堂・方丈及び庫裏・開山堂・山門・鎮守堂	昭 37. 6. 21 平 29. 7. 31 追加指定	室町時代～江戸時代	三国町滝谷
4			坪川家住宅	昭 41. 6. 11	江戸時代	丸岡町上竹田
5			三国港(旧阪井港)突堤	平 15. 12. 25	明治時代	三国町宿
6		絵画	絹本著色他阿上人真教像	昭 47. 5. 30	鎌倉時代末期	丸岡町長崎
7			絹本著色地藏菩薩像	明 33 . 4. 7	鎌倉時代末期	三国町滝谷
8			絹本著色地藏菩薩像	明 33. 4 . 7	鎌倉時代後期	福井市宝永
9		工芸品	金銅孔雀文磬	昭 28. 3. 31	鎌倉時代	坂井町下兵庫
10		歴史資料	天の図(星図)	平 1. 6. 12	室町時代中期	三国町滝谷
11		史跡	史跡	丸岡藩砲台跡	昭 5. 8. 25	江戸時代後期
12	六呂瀬山古墳群			平 2. 5. 16	古墳時代	丸岡町上久米田ほか
13	庭園	名勝	瀧谷寺庭園	昭 4. 12. 17		三国町滝谷
14	名勝・天然記念物	名勝・天然記念物	東尋坊	昭 10 . 6. 7		三国町
15	天然記念物	天然記念物	アラレガコ生息地	昭 10 . 6. 7		丸岡町

② 県指定文化財

番号	種類	名称	指定日	時代	所在地
1	建造物	大湊神社本殿	昭 28. 3. 19	江戸時代初期	三国町安島
2		大湊神社拝殿	昭 46. 4. 16	江戸時代初期	三国町安島
3		瀧谷寺新殿(客殿)	平 26. 3. 28	明治時代	三国町滝谷
4		三國神社隨身門 附「元治二年正月雜記」 「慶応元年五月御門普請中雜記」 「慶応四年雜記」	平 19. 4. 20	明治時代	三国町山王
5		新保春日神社本殿	平 28. 3. 25	江戸時代中期	三国町新保
6	絵画	絹本著色聖徳太子絵伝	昭 42. 2. 3	南北朝時代	三国町黒目
7		絹本著色白山参詣曼荼羅図	平 26. 3. 28	室町時代	丸岡町石城戸町
8	彫刻	木造如意輪観音菩薩坐像	昭 32. 3. 11	平安時代末期	春江町本堂
9		木造神像伊邪奈岐命	昭 34. 9. 1	平安時代後期	三国町安島
10		木造阿弥陀如来坐像	昭 48. 5. 1	鎌倉時代	坂井町東荒井
11		木造女神坐像	令 2. 8. 4	平安時代	三国町安島
12	工芸品	太刀銘守次	昭 32. 7. 30	南北朝時代	三国町山王
13		木造黒漆塗厨子	平 27. 3. 31	鎌倉時代	坂井町下兵庫
14	書籍・典籍・古文書	卷子本浄土三部經	昭 55. 3. 11	鎌倉時代	丸岡町長崎

番号	種類	名称	指定日	時代	所在地
15	古文書	瀧谷寺文書・聖教	平 26. 3. 28	南北朝～明治時代	三国町瀧谷
16	考古資料	袈裟襷文銅鐸	昭 57. 4. 23	弥生時代中期	三国町緑ヶ丘
17	歴史資料	木立神社立願文	昭 32. 7. 30	明治時代初年	三国町山王
18		板碑	平 2. 5. 8	鎌倉時代	春江町井向
19	無形民俗	日向神楽	昭 28. 3. 19		丸岡町長畝
20		表児の米	昭 37. 5. 15		丸岡町北横地
21		舟寄踊	平 16. 4. 20		丸岡町舟寄
22		なんぼや踊り唄	平 18. 4. 25		三国町安島
23		三國神社例大祭三国祭	平 18. 4. 25		三国町
24		雄島海女の素潜り漁と加工技術	平 29. 3. 31		三国町安島
25	史跡	椀貸山古墳	昭 34. 9. 1	古墳時代	丸岡町坪江
26		新田義貞公墓所	昭 34. 9. 1	江戸時代後期	丸岡町長崎
27		西谷遺跡	平 2. 5. 8	古墳時代前期	三国町西谷
28	天然記念物	藤鷲塚のフジ	昭 29. 12. 3		春江町藤鷲塚
29		紀倍神社のオニヒバ	昭 39. 6. 5		春江町木部西方寺
30		女形谷のサクラ	昭 48. 5. 1		丸岡町女形谷

③ 市指定文化財

番号	種類	名称	指定日	時代	所有者 (所有団体)	所在地
1	建造物	御嶽神社本殿	昭 43. 7. 22	室町時代	浜地区	三国町浜地
2		米ヶ脇西光寺山門・鐘楼	昭 45. 10. 28	江戸時代	西光寺	三国町米ヶ脇
3		称念寺石造多層塔	昭 56. 7. 2	江戸時代初期	称念寺	丸岡町長崎
4		観音院の門	平 16. 3. 24	江戸時代初期	本堂区	春江町本堂
5		西野家住宅	平 17. 10. 13	明治時代(?)	個人	三国町安島
6		清永白山神社石造 九重塔	平 19. 4. 26	室町時代	白山神社 氏子会	坂井町清永
7		針原八幡神社石造 多層塔	平 6. 10. 21	鎌倉時代	八幡神社 氏子会	春江町針原
8		信社王神社石造 多層塔	平 6. 10. 21	鎌倉時代	下小森区	春江町下小森
9		新保春日神社 境内 社殿島神社石祠 附 銅像 三面八臂弁財 天坐像	平 29. 12. 19	江戸時代	春日神社	三国町新保
10		新保春日神社鳥居	平 29. 12. 19	江戸時代	春日神社	三国町新保
11	彫刻	三國神社拝殿向拝の 群猿像	昭 46. 9. 1	江戸時代	三國神社	三国町山王
12		妙海寺石造千手観音 菩薩立像	昭 43. 7. 22	安土桃山時代	妙海寺	三国町山王
13		木造新井白石胸像	昭 46. 9. 1	明治時代	三国南小学校	三国町山王
14		春日神社木造神像	昭 46. 9. 1	鎌倉時代	宿区	三国町宿
15		三國神社木造神馬像	昭 46. 9. 1	明治時代初期	三國神社	三国町山王
16		大湊神社獅子頭	昭 51. 7. 27	室町時代(?)	大湊神社	三国町安島
17		豊原木造地藏菩薩立 像	昭 52. 12. 5	江戸時代	豊原区	丸岡町豊原

番号	種類	名称	指定日	時代	所有者 (所有団体)	所在地	
18		称名寺木造聖徳太子立像	昭 55. 11. 1	鎌倉～南北朝時代	称名寺	三国町黒目	
19		称念寺木造阿弥陀三尊立像	昭 60. 6. 25	鎌倉時代	称念寺	丸岡町長崎	
20		大湊神社木造神像	昭 61. 4. 1	平安時代(?)	大湊神社	三国町安島	
21		金鳳寺木造聖観音菩薩立像	平 16. 2. 6	鎌倉時代	金鳳寺	三国町北本町	
22		豊原寺木造阿弥陀如来坐像	平 27. 6. 23	平安～鎌倉時代初期	豊原三千坊史料館	丸岡町田屋	
23		豊原寺木造薬師如来坐像	平 27. 6. 23	平安時代	豊原三千坊史料館	丸岡町田屋	
24		工芸品	松ヶ下区山車屋台	昭 43. 7. 20	江戸時代後期	松ヶ下区	三国町南本町
25	中元区山車屋台		昭 43. 7. 20	江戸時代幕末	中元区	三国町山王	
26	下西区山車屋台		平 18. 2. 2	江戸時代後期	下西区	三国町南本町	
27	古文書	森田家文書	昭 43. 7. 22	安土桃山～江戸時代初期	個人	三国町	
28		称念寺文書	令 1. 12. 17	室町時代～昭和時代	称念寺	丸岡町長崎	
29		朝倉系図	昭 56. 7. 2	江戸時代前期	称念寺	丸岡町長崎	
30	考古資料	牛ヶ島石棺	昭 49. 1. 8	古墳時代	坂井市	丸岡町霞	
31	歴史資料	赤坂白山神社板碑	平 23. 7. 1	鎌倉時代	赤坂区	丸岡町赤坂	
32		高江住吉神社板碑	平 3. 3. 27	鎌倉時代・室町時代	高江区	春江町高江	
33		寄安道場関連資料	平 6. 3. 25		坂井市	みくに龍翔館にて保管	
34	有形民俗	汗かき地蔵	平 14. 3. 1	室町時代(?)	西長田区	春江町西長田	
35	無形民俗	海女唄	昭 45. 10. 27		米ヶ脇区	三国町米ヶ脇	
36		いざき	昭 45. 10. 27		新保区	三国町新保	
37		三国節	昭 45. 11. 10		三国節保存会	三国町	
38		火の太鼓	昭 47. 9. 21		火の太鼓保存会	三国町	
39		竹田じょんころ	昭 62. 6. 15		竹田音頭保存会	丸岡町竹田地区	
40		越前打ち込み太鼓	平 8. 11. 28		越前打込太鼓会	春江町	
41	史跡	竹内藤右衛門の墓と韃靼漂流者供養碑	昭 43. 7. 22	江戸時代	性海寺	三国町南本町	
42		川上古墳	昭 49. 1. 8	古墳時代後期	個人	丸岡町川上	
43		銭瓶古墳	昭 49. 1. 8	古墳時代後期	福井カントリークラブ	丸岡町	
44		豊原寺跡	昭 49. 1. 8	平安時代～江戸時代	豊原区	丸岡町豊原	
45		護城山八十八ヶ所霊場跡	昭 49. 1. 8	江戸時代	田屋区	丸岡町田屋	
46		吉谷寺跡	昭 49. 1. 8	平安時代～江戸時代	個人	丸岡町吉谷	
47		本多家歴代墓所	昭 49. 1. 8	江戸時代	本光院	丸岡町巽	
48		有馬家歴代墓所	昭 49. 1. 8	江戸時代	高岳寺	丸岡町篠岡	
49		渡辺泉龍碑	昭 49. 1. 8	江戸時代	直乗院	丸岡町女形谷	
50		蓑笠庵梨一墓	昭 49. 1. 8	明治時代	台雲寺	丸岡町石城戸町	
51		森田家墓所	昭 51. 7. 27	江戸時代～現代	性海寺	三国町南本町	
52		黄楊の旧跡	平 2. 4. 21	鎌倉時代(?)	寄安区	春江町寄安	
53		天然記念物	霞のタブノキ	昭 49. 1. 8		坂井市	丸岡町霞
54			教徳寺のヒイラギ	昭 60. 6. 25		教徳寺	丸岡町寄永

番号	種類	名称	指定日	時代	所有者 (所有団体)	所在地
55		東二ツ屋のスダジイ	平 4. 2. 6		東二ツ屋区	丸岡町東二ツ屋
56		笹原家のラカンマキ	平 4. 2. 6		個人	丸岡町上久米田
57		桃田家のシイ	平 7. 11. 20		個人	春江町針原
58		中庄のヤブツバキ	平 17. 5. 6		中庄区	春江町中庄

④ 国登録文化財

番号	種類	名称	指定日	時代	所在地
1	建造物	眼鏡橋	平 16. 7. 23	大正時代	三国町宿
2		旧岸名家住宅主屋	平 17. 7. 12	江戸時代末期	三国町北本町
3		魚志楼主屋	平 17. 7. 12	明治時代初期	三国町神明
4		魚志楼西蔵	平 17. 7. 12	明治時代初期	三国町神明
5		魚志楼東蔵	平 17. 7. 12	明治時代初期	三国町神明
6		魚志楼奥座敷	平 17. 7. 12	大正時代初期	三国町神明
7		坂井家住宅主屋	平 17. 7. 12	明治時代初期	三国町北本町
8		坂井家住宅土蔵	平 17. 7. 12	明治時代初期	三国町北本町
9		坂井家住宅荷蔵	平 17. 7. 12	明治時代初期	三国町北本町
10		旧森田銀行本店	平 9. 12. 12	大正時代	三国町南本町
11		旧大木道具店店舗兼主屋	令 3. 2. 4	昭和時代	三国町北本町
12		旧大木道具店土蔵	令 3. 2. 4	昭和時代	三国町北本町
13	記念物名勝地関係	坪川氏庭園	平 19. 2. 6		丸岡町上竹田

⑤ 市登録文化財

番号	種類	名称	登録日	所有者 (団体)	所在地
1	有形文化財	上金屋八幡神社石造多層塔	平 23. 7. 1	上金屋区	丸岡町上金屋
2		中庄神明神社石造多層塔	平 23. 7. 1	中庄区	春江町中庄
3		石塚神社岩座	平 23. 7. 1	石塚区	春江町石塚
4	記念物	瑩山禪師誕生地	平 23. 7. 1	山崎三ヶ区	丸岡町山崎三ヶ
5		てんのう堂	平 23. 7. 1	女形谷区	丸岡町女形谷
6		実盛池	平 23. 7. 1	坂井市	丸岡町長畝

14 輸送関連

令和3年4月現在

(1) 所有車両一覧

① 本庁公用車配置状況

番号	車種	規格	年式	車両番号	配車先
1	プロボックス	小型貨物	H21	400 そ 433	安全対策課
2	プロボックス	小型貨物	H26	400 そ 8860	安全対策課
3	プロボックス	小型貨物	H21	400 そ 415	安全対策課
4	ハイゼット	軽貨物	H23	480 か 6699	企画政策課
5	プロボックス	小型貨物	R2	400 ち 1419	監理課
6	プロボックス	小型貨物	R2	400 ち 1420	監理課
7	エブリイ	軽貨物	R2	480 さ 9804	監理課
8	エブリイ	軽貨物	R2	480 さ 9805	監理課
9	プロボックス	小型貨物	H23	400 そ 3270	監理課
10	エクストレイル	普通乗用	H31	300 め 3681	監理課
11	ジムニー	軽乗用	H26	580 の 1157	監理課
12	アルト	軽乗用	H25	580 と 588	監理課
13	ランクルプラド	普通特殊	H19	800 さ 5298	監理課
14	S A I	普通乗用	H28	300 ま 1698	監理課
15	ハイエース	普通乗用	H29	300 み 2171	監理課
16	プリウス	普通乗用	H21	300 ん 7766	監理課
17	研修用バス1号	普通乗合	H16	200 は 125	監理課
18	ekワゴン	軽乗用	H27	580 ね 9294	監理課
19	ノア	普通乗用	H27	501 ち 135	監理課
20	ヴェルファイア	普通乗用	H27	300 ほ 2112	監理課
21	軽トラック	軽貨物	H31	480 さ 3775	監理課
22	ekワゴン	軽乗用	H26	580 こ 4771	監理課
23	ワゴンR	軽乗用	H25	580 と 367	監理課
24	ミラ	軽乗用	H24	580 つ 655	監理課
25	アルト	軽乗用	H26	580 に 5673	監理課
26	エブリイ	軽貨物	H29	480 こ 1880	監理課
27	プリウス	普通乗用	H21	300 ん 7767	監理課
28	プレオ	軽乗用	H27	580 ね 9475	監理課
29	エブリイ	軽貨物	H21	480 え 3335	監理課
30	プレオ	軽乗用	H27	580 ね 9293	監理課
31	プレミオ	普通乗用	H19	500 ほ 8918	監理課
32	ミラ	軽乗用	H23	580 た 923	監理課
33	プロボックス	小型貨物	H19	400 せ 5632	監理課
34	プロボックス	小型貨物	H19	400 せ 5631	監理課
35	アルト	軽乗用	H25	580 と 587	監理課
36	ADバン	小型貨物	H15	400 す 6481	監理課
37	エブリイ	軽貨物	H19	480 う 124	監理課
38	ミラ	軽乗用	H23	580 め 922	監理課
39	ADバン	小型貨物	H15	400 す 5782	監理課
40	プロボックス	小型貨物	H30	400 た 6316	監理課
41	アルト	軽乗用	H19	580 き 1311	監理課

番号	車種	規格	年式	車両番号	配車先
42	アルト	軽乗用	H19	580 き 1310	監理課
43	ハイゼット	軽貨物	H26	480 く 5348	監理課
44	ワゴンR	軽乗用	H25	580 と 368	監理課
45	エブリィ	軽貨物	H21	480 え 3334	社会福祉課
46	ミラ	軽乗用	H24	580 つ 656	社会福祉課
47	ワゴンR	軽乗用	H16	50 ひ 1702	社会福祉課
48	エブリィ	軽貨物	H26	480 く 4816	保険年金課
49	アルト	軽乗用	H21	580 さ 9735	健康増進課
50	マーチ	小型乗用	H19	500 ほ 9528	健康増進課
51	ADバン	小型貨物	H14	400 す 1192	健康増進課
52	プレオ	軽乗用	H27	580 ね 9476	健康増進課
53	アルト	軽乗用	H25	580 と 589	高齢福祉課
54	アルト	軽乗用	H21	580 さ 9337	高齢福祉課
55	エブリィ	軽貨物	H26	480 く 4817	高齢福祉課
56	S A I	普通乗用	H28	300 ま 1678	教育総務課
57	ノア	普通乗用	H21	500 む 7638	教育総務課
58	バモス	軽乗用	H17	580 い 1214	学校教育課
59	アルト	軽乗用	H19	580 き 1308	文化課
60	エブリィ	軽貨物	H29	480 こ 1879	環境推進課
61	軽トラック	軽貨物	H27	480 け 857	農業振興課
62	ミニキャブ	軽貨物	H24	480 き 3085	地籍調査室
63	ジムニー	普通乗用	H26	501 そ 7214	林業水産振興課
64	ランクルプラド	普通乗用	H23	300 の 7523	建設課
65	軽トラック	軽貨物	H25	480 き 9593	建設課
66	エクストレイル	普通乗用	H30	300 む 5176	建設課
67	エクストレイル	普通乗用	H17	300 て 2389	建設課
68	カローラフィールダー	小型乗用	H20	500 み 7103	都市計画課
69	カローラフィールダー	小型乗用	H22	500 も 6078	都市計画課
70	エブリィ	軽貨物	H25	480 き 8696	青少年愛護センター
71	ハイゼット	軽貨物	H24	480 さ 8484	観光交流課(海浜自然公園)

上下水道課公用車配置状況

番号	車種	規格	年式	車両番号	配車先
71	ミニキャブ	軽貨物	H25	480 き 8601	上下水道課
72	プロボックス	小型貨物	H29	400 た 4550	上下水道課
73	ランクルプラド	普通乗用	H29	300 ま 9707	上下水道課
74	給水車	普通特殊	H26	800 さ 8424	上下水道課
75	ミラ	軽乗用	H30	580 み 2523	上下水道課
76	カローラフィールダー	小型乗用	H29	501 て 6025	上下水道課
77	サンバー	軽貨物	H27	480 け 1245	上下水道課

② 三国支所公用車配置状況

番号	車種	規格	年式	車両番号	配車先
1	ランドクルーザー	普通乗用	H18	330 と 392	三国支所
2	アルト	軽乗用	H21	580 さ 9670	三国支所
3	軽トラック	軽貨物	H27	480 け 858	三国支所
4	ADバン	小型貨物	H17	400 す 9225	三国支所
5	サンバートラック	軽貨物	H19	480 う 58	三国支所
6	2 t ダンプ	普通貨物	H6	11 め 9477	三国支所
7	ミラ	軽乗用	H23	580 め 924	三国支所
8	セレナ	普通乗用	H25	300 む 2368	三国病院
9	ワゴン R	軽乗用	H14	580 み 1643	三国病院
10	エブリィ	軽貨物	H21	480 え 6266	三国給食センター
11	エブリィ	軽貨物	H19	480 う 123	三国図書館
12	タウンエース	小型貨物	H29	400 た 5094	みくに龍翔館

③ 丸岡支所公用車配置状況

番号	車種	規格	年式	車両番号	配車先
1	アルト	軽乗用	H19	580 き 1312	丸岡支所
2	エブリィ	軽貨物	H29	480 こ 1881	丸岡支所
3	サクシード	小型貨物	H15	400 す 3326	丸岡支所
4	エルフ	普通貨物	H22	800 さ 6658	丸岡支所
5	エクストレイル	普通乗用	H30	300 む 5177	丸岡支所
6	プロボックス	小型貨物	H17	400 せ 107	丸岡支所
7	タイタン	普通貨物	H6	44 め 2420	丸岡支所
8	サンバー	軽貨物	H15	40 ら 5801	丸岡支所(子育て支援センター)
9	プロボックス	小型貨物	H18	400 せ 3273	丸岡図書館

④ 春江支所公用車配置状況

番号	車種	規格	年式	車両番号	配車先
1	エルフ	普通貨物	H16	100 さ 4226	春江支所
2	エブリィ	軽貨物	H25	480 き 8695	春江支所
3	エクストレイル	普通乗用	H30	300 む 5178	春江支所
4	プロボックス	小型貨物	H19	400 せ 4938	春江支所
5	エブリィ	軽貨物	H29	480 こ 1882	春坂給食センター
6	エブリィ	軽貨物	H29	480 こ 1883	春江図書館

⑤ 坂井支所公用車配置状況

番号	車種	規格	年式	車両番号	配車先
1	プロボックス	小型貨物	H18	400 せ 3267	坂井図書館

(2) 防災ヘリコプター緊急離着陸場一覧

番号	名称	所在地
1	テクノ訓練場	三国町黒目 24-52
2	三国運動公園陸上競技場	三国町運動公園 1 丁目地係
3	九頭竜川浄化センター	三国町池見 2-27 浄化センター 芝生広場内
地方管理 空港	福井空港	春江町江留中 50-1-2

(R3 福井県地域防災計画)

(3) 坂井市内ヘリコプター発着場所候補地

番号	発着場所	所在地	面積(㎡)	電話番号
1	三国運動公園陸上競技場	三国町運動公園 1-4-1	28,120	82-5580
2	三国グラウンド	三国町中央 1-6-2	9,500	82-4686
3	三国中学校グラウンド	三国町錦 1-7-3	23,854	82-1177
4	三国南小学校グラウンド	三国町山王 1-1-50	13,186	82-0158
5	三国北小学校グラウンド	三国町緑ヶ丘 1-4-1	16,903	82-0159
6	雄島小学校グラウンド	三国町陣ヶ岡 16-3	9,417	82-0359
7	加戸小学校グラウンド	三国町加戸 30-1	13,126	82-1020
8	三国西小学校グラウンド	三国町山岸 31-1	8,473	81-3011
9	日東シンコースタジアム丸岡人工芝グラウンド	丸岡町長崎 6-69	20,844	67-4040
10	丸岡運動公園多目的グラウンド	丸岡町内田 16-1	8,138	68-0390
11	丸岡中学校グラウンド	丸岡町寅国 5-15	12,892	66-1313
12	丸岡南中学校グラウンド	丸岡町高瀬 15-2	22,576	67-7722
13	平章小学校グラウンド	丸岡町霞町 2-41	6,320	66-0059
14	坂井市竹田農山村交流センター ちくちくぼんぼん	丸岡町山口 60-8	7,985	50-2393
15	長畝小学校グラウンド	丸岡町松川 2-131	9,891	66-0322
16	高椋小学校グラウンド	丸岡町寅国 2-13	9,513	66-0265
17	鳴鹿小学校グラウンド	丸岡町楽間 4-40	9,171	66-2756
18	磯部小学校グラウンド	丸岡町上安田 7-24	7,992	66-2079
19	明章小学校グラウンド	丸岡町油為頭 14-5	12,360	67-3434
20	春江中学校グラウンド	春江町江留中 15-15	18,512	51-0188
21	春江小学校グラウンド	春江町境 28-28	11,708	51-0172
22	春江西小学校グラウンド	春江町西太郎丸 3-3	8,971	51-0152
23	大石小学校グラウンド	春江町上小森 5-7-1	8,723	72-0030
24	春江東小学校グラウンド	春江町中筋 29-1	7,500	58-5820
25	春江東グラウンド	春江町正蓮花 21-12-1	9,514	51-4242
26	春江北グラウンド	春江町中庄 13-2	8,100	51-4242
27	江留上公園グラウンド	春江町江留上錦 207	5,190	51-4242
28	坂井中学校グラウンド	坂井町上新庄 28-21	16,736	66-0386

番号	発着場所	所在地	面積(㎡)	電話番号
29	東十郷小学校グラウンド	坂井町長畑 27-1	5,187	66-0144
30	大関小学校グラウンド	坂井町東 24-3	6,600	72-0003
31	兵庫小学校グラウンド	坂井町上兵庫 65-5	4,789	72-0009
32	木部小学校グラウンド	坂井町高柳 117-1	4,599	72-0184
33	坂井高等学校グラウンド	坂井町宮領 57-5	21,000	66-0268
34	東十郷中央公園多目的広場	坂井町長畑 22-17-1	7,500	68-0123
35	坂井グラウンド	坂井町上新庄 13-1-1	19,286	68-0123

(4) 民間車両借上先リスト

令和3年10月現在

(一社)坂井郡建設業協会会員

協会名	所在地	電話番号
(一社)坂井郡建設業協会	坂井市三国町錦 4-1-24	82-0014
	あわら市二面 2-701	
	あわら市商工会あわら支所内	50-1810

番号	事業所名	住所	電話
1	赤尾建設(有)	あわら市北潟第 140-1-1	79-0818
2	(株)姉崎組	あわら市田中々 23-7-1	78-6089
3	(株)稲澤組	坂井市坂井町新庄 2-302	66-5319
4	(株)石川工務店	あわら市市姫 5-19-12	73-2248
5	(株)伊藤工務店	坂井市坂井町下新庄 1-30	66-2269
6	(有)池三建設	坂井市三国町池見 25-63-1	82-3344
7	(株)江川組	坂井市坂井町河和田 30-6	67-6627
8	(株)大森組	坂井市丸岡町霞町 2-32-1	66-2598
9	大嶋建設(株)	坂井市三国町竹松 2-13-1	81-3745
10	角谷木材建設(株)	あわら市矢地 2-28	73-2667
11	(株)カケヒ	坂井市丸岡町上久米田 29-10	66-2668
12	(有)加戸土建	坂井市三国町加戸 74-10	81-4388
13	(有)カワバタ建設	坂井市春江町江留上大和 6-6	51-0324
14	(株)川健土木	坂井市丸岡町城北 5-78	67-0538
15	(有)北山組	坂井市丸岡町朝陽 1-105	66-3784
16	(株)グリーンシェルター	坂井市丸岡町小黒 70-6-1	67-1260
17	近藤建設(株)	あわら市青ノ木 40-26	73-1501
18	笹岡建設工業(株)	あわら市春宮 1-5-14	73-2237
19	栄土建	坂井市丸岡町八ツ口 45-15	66-2186
20	(株)榊組	あわら市市姫 5-16-14	73-4424
21	(株)坂本土建	坂井市春江町中筋高田 60	51-3756
22	(株)佐藤土建	坂井市坂井町徳分田 16-1	67-6822
23	(株)新谷	坂井市春江町寄安 10-8	51-0536
24	(株)杉田組	あわら市青ノ木 46-4	73-1535
25	(有)高島土建	坂井市坂井町下兵庫 294-17-1	72-0144
26	(株)高橋組	坂井市三国町米納津 23-2	82-3400

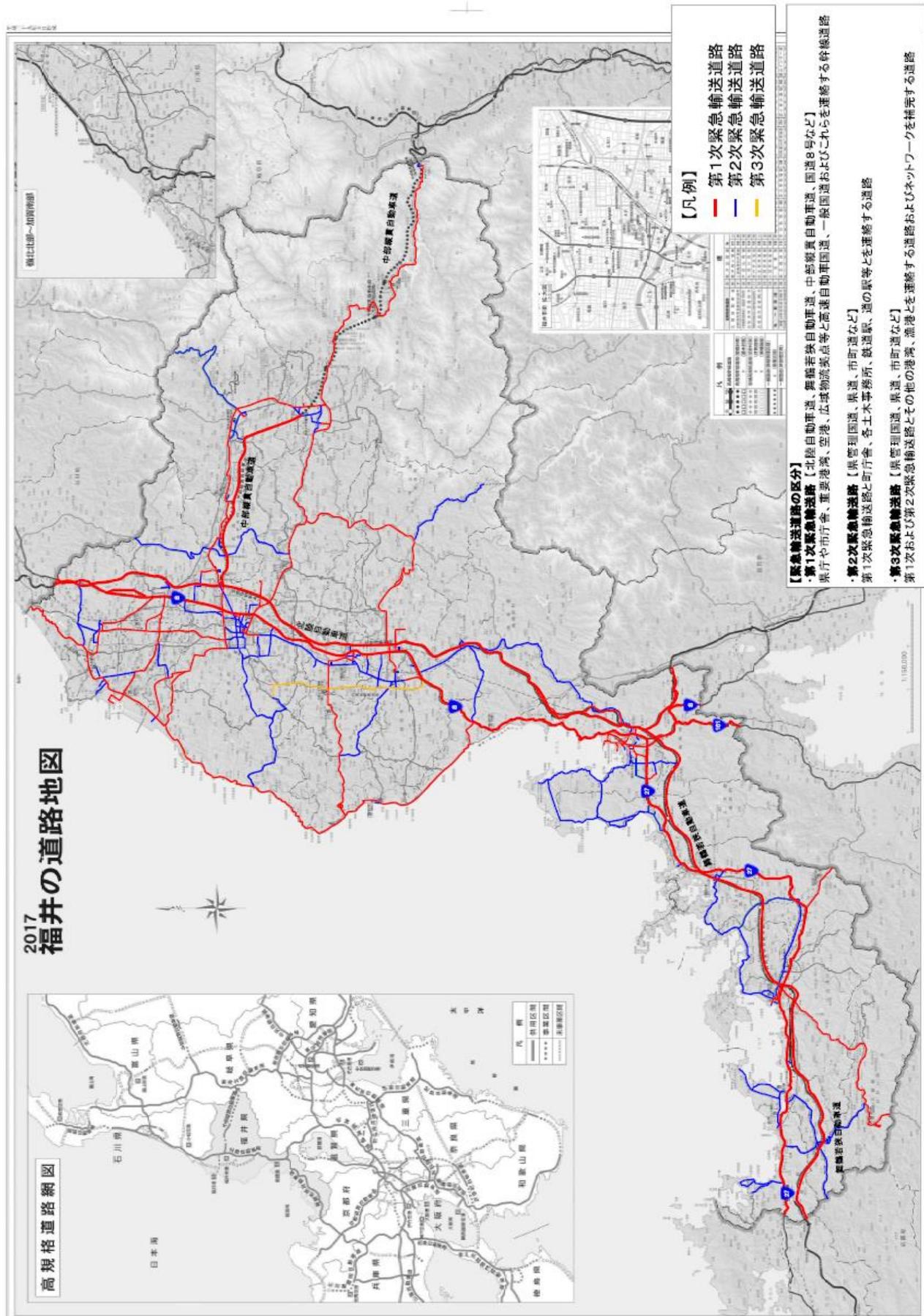
番号	事業所名	住所	電話
27	(株)竹山建設	坂井市丸岡町一本田中 31-18-1	66-0511
28	立田建設(株)	あわら市西温泉 1-501-1	77-2705
29	立成建設(株)	坂井市春江町西長田 47-25-1	72-1958
30	(株)塚谷建設	坂井市坂井町長畑 21-25-7	67-3413
31	土田土建(株)	あわら市春宮 2-17-19	73-0240
32	(有)月城組	坂井市丸岡町長畝 66-18	66-6297
33	(株)豊岡組	坂井市春江町江留上本町 3-12	51-0166
34	(株)豊岡工務店	坂井市春江町為国西の宮 13-2	51-0827
35	(株)ナルカ建設	坂井市丸岡町上久米田 29-12-3	63-5881
36	(株)西端組	坂井市三国町南本町 1-1-12	82-5050
37	日東開発(株)	坂井市三国町南本町 3-3-23	82-2225
38	(株)半澤組	坂井市三国町三国東 6-5-13	82-1245
39	長谷川造園(株)	坂井市春江町大針 8-10	51-0836
40	(株)東組	坂井市丸岡町玄女 36-4	66-1867
41	兵庫建設(株)	坂井市坂井町上兵庫 44-10-1	72-1212
42	(有)藤倉組	坂井市丸岡町八ヶ郷 13-20-2	66-1636
43	平成建設(株)	あわら市田中々々 2-11-1	78-5029
44	丸岡土建(株)	坂井市丸岡町荒町 13-2	66-0164
45	(株)牧島組	あわら市瓜生 24-9-1	74-1179
46	(株)松浦組	坂井市丸岡町下安田 7-4	66-8390
47	(株)森土建	坂井市丸岡町舟寄 10-3-26	66-5369
48	(株)山口土木	あわら市青ノ木 39-16-1	73-1708
49	(株)山田組	あわら市中浜 1-12	77-3636
50	(株)吉島組	坂井市三国町石丸 32-12	82-3380
51	和宏建設(株)	坂井市丸岡町一本田福所 30-19-20	67-7055

(5) 船舶等借上先リスト

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	三国港機船底曳網漁業協同組合	三国町宿 1-17-33	82-0261
2	三国港漁業協同組合	三国町宿 1-17-23	82-3269
3	雄島漁業協同組合	三国町安島 3-101	82-0609
4	東尋坊観光遊覧船(株)	三国町安島 64-1	81-3808

(6) 緊急輸送道路ネットワーク計画図

(出典：福井県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和3年3月）)



15 ライフライン関係

令和3年5月現在

(1) 給排水設備指定事業者一覧

番号	事業所名	所在地	電話番号	給水設備	排水設備
1	(株)伊藤工務店	坂井町下新庄 1-30	66-2269	○	○
2	(株)稲澤組	坂井町新庄 2-302	66-5319	○	
3	五十嵐組	坂井町下新庄 4-3-1	66-8326	○	○
4	(株)五十嵐建機	坂井町下新庄 1-13	66-0591	○	○
5	(有)エーシン設備	坂井町下新庄 12-22-1	67-7263	○	○
6	木野開発合同会社	坂井町下兵庫 95-7 甲	72-3377		○
7	(有)小向設備工業	坂井町上兵庫 61-34	72-1510	○	○
8	サカイ建商(有)	坂井町下新庄 4-3-1	66-8326	○	
9	(株)佐藤土建	坂井町徳分田 16-1	67-6822	○	○
10	(株)シラサキ設備	坂井町東荒井 17-37	72-3012	○	○
11	Step イバタ	坂井町新庄 2-102	66-3551	○	
12	スマイル設備	坂井町若宮 14-1-21	66-8288	○	○
13	(有)高島土建	坂井町下兵庫 294-17-1	72-0144	○	○
14	(有)古川建設	坂井町長屋 19-12	66-4000		○
15	(有)松本工業	坂井町宮領 37-1-75	66-7627	○	○
16	(有)イタクラ	三国町平山 56-41-3	34-0468	○	○
17	幸栄建設(株)	三国町新宿 2-6-31	82-3948	○	○
18	近藤設備	三国町池上 27-50	090-3765-5554	○	○
19	(有)斉藤設備	三国町川崎 43-19-5	82-5900	○	○
20	(株)三和商会	三国町南本町 1-2-51	82-6479	○	○
21	(株)高橋組	三国町米納津 23-2	82-3400	○	○
22	(有)竹内設備	三国町つつじが丘 2-19	82-1205	○	○
23	(有)つつじ設備	三国町楽円 53-1-2	82-3369	○	○
24	中津設備	三国町つつじが丘 9-35	81-4468	○	○
25	中林設備	三国町山岸 22-42-17	82-4262	○	○
26	橋本設備工業(株)	三国町宿 3-2-1	82-1237	○	○
27	山田設備(株)	三国町楽円 36-8	82-1190	○	○
28	笠松電気設備工業	春江町境上町 8-6	51-0293	○	○
29	(株)小林水道	春江町西太郎丸 16-31-3	76-3875	○	○
30	(有)小林設備	春江町中庄 59-10-3	51-9129	○	○
31	斉藤設備機工(株)坂井支店	春江町藤鷲塚 37-1	51-1110	○	○
32	(株)坂本土建	春江町中筋高田 60	51-3756		○
33	(株)シンハル	春江町中庄 43-3-1	51-5612	○	○
34	(株)新谷	春江町寄安 10-8	51-0536	○	○
35	セイワ住設(有)	春江町江留中 29-5-26	51-4388		○
36	(有)せきや水道社	春江町江留上本町 8	51-0274	○	○
37	竹内設備工業	春江町江留下宇和江 18	51-1274	○	○

番号	事業所名	所在地	電話番号	給水設備	排水設備
38	田辺建材工業(株)	春江町寄安 4-4-1	51-4559		○
39	寺尾設備工業(有)	春江町寄安 28-9	51-0804	○	○
40	日本海産業(株)	春江町藤鷺塚 37-9	51-5550	○	
41	平田燃料店	春江町針原 15-7	51-0404	○	○
42	丸越設備工業	春江町江留上新町 184	51-0592	○	○
43	(有)みつわ設備機器	春江町西長田 41-18	72-0500	○	○
44	吉田設備工業	春江町為国亀ヶ久保 69	51-3577	○	○
45	渡辺設備(株)	春江町江留上中央 3-2	51-0550	○	○
46	愛光設備	丸岡町下安田 22-2	67-2922	○	○
47	秋田設備	丸岡町南横地 6-58-16	090-9446-2434	○	○
48	明間設備・タイル・左官工業	丸岡町富田町 1-12	66-0476	○	○
49	(有)東電機水工	丸岡町高柳 28-14-1	66-1529	○	○
50	(株)池田住宅設備	丸岡町本町 1-26	66-0212		○
51	石橋設備機工	丸岡町西里丸岡 8-10	66-5798	○	○
52	(有)上田鉄工・設備工業	丸岡町栄 2-427	66-0473	○	○
53	(株)大森組	丸岡町霞町 2-32-1	66-2598		○
54	(株)カケヒ	丸岡町上久米田 29-10	66-2668	○	○
55	加島設備(有)	丸岡町巽町 3-10	66-0556	○	○
56	(有)北山組	丸岡町朝陽 1-105	66-3784		○
57	北山設備(株)	丸岡町末政 4-190	66-8181	○	○
58	キムラエス設備	丸岡町山竹田 112-4-1	67-2210	○	○
59	小嶋設備工業	丸岡町一本田中 6-12-1	090-4329-8044	○	○
60	小杉管工	丸岡町三本木 9-23	66-3579		○
61	(株)サカイエステック坂井営業所	丸岡町朝陽 2-319	67-1756	○	○
62	栄土建	丸岡町八ッ口 45-15	66-2186		○
63	ショーリ設備工業	丸岡町坪江 20-8-4	67-2435	○	○
64	新聞建設(株)	丸岡町今福 11-37-1	67-2314		○
65	(有)砂村設備	丸岡町城北 5-48	66-5809	○	○
66	(有)高嶋設備工業	丸岡町城北 1-66	66-5179	○	○
67	(株)竹内土木建設	丸岡町里丸岡 3-135	66-6247		○
68	竹村設備工業(株)	丸岡町朝陽 2-320	66-7870	○	○
69	(株)竹山建設	丸岡町一本田中 31-18-1	66-0511		○
70	東角建設(株)	丸岡町一本田福所 22-24-3	66-8023		○
71	不二建設(株)	丸岡町石城戸町 1-31	66-0122	○	○
72	(有)前川設備	丸岡町四ッ屋 6-16-1	66-6150	○	○
73	(株)牧田設備	丸岡町柳町 1-3	97-6478	○	○
74	(株)元井建設工業	丸岡町下久米田 4-23-2	66-1595	○	
75	(株)森土建	丸岡町舟寄 10-3-26	66-5369		○

番号	事業所名	所在地	電話番号	給水設備	排水設備
76	(株)八神 福井営業所	丸岡町猪爪 2-704-1	66-0439	○	○
77	山野田設備機工	丸岡町三本木 37-5-1	66-2538	○	
78	(株)吉川設備	丸岡町南横地 2-24-9	090-2124-0887	○	○

※給水設備に○がついているものは、給水装置（水道）の工事ができる事業者です。

※排水設備に○がついているものは、排水設備（下水道）の工事ができる事業者です。

（２）（一社）坂井郡建設業協会会員（再掲）

令和３年１０月現在

番号	事業所名	住所	電話
1	赤尾建設(有)	あわら市北潟 140-1-1	79-0818
2	(株)姉崎組	あわら市田中々 23-7-1	78-6089
3	(株)稲澤組	坂井市坂井町新庄 2-302	66-5319
4	(株)石川工務店	あわら市市姫 5-19-12	73-2248
5	(株)伊藤工務店	坂井市坂井町下新庄 1-30	66-2269
6	(有)池三建設	坂井市三国町池見 25-63-1	82-3344
7	(株)江川組	坂井市坂井町河和田 30-6	67-6627
8	(株)大森組	坂井市丸岡町霞町 2-32-1	66-2598
9	大嶋建設(株)	坂井市三国町竹松 2-13-1	81-3745
10	角谷木材建設(株)	あわら市矢地 2-28	73-2667
11	(株)カケヒ	坂井市丸岡町上久米田 29-10	66-2668
12	(有)加戸土建	坂井市三国町加戸 74-10	81-4388
13	(有)カワバタ建設	坂井市春江町江留上大和 6-6	51-0324
14	(株)川健土木	坂井市丸岡町城北 5-78	67-0538
15	(有)北山組	坂井市丸岡町朝陽 1-105	66-3784
16	(株)グリーンシェルター	坂井市丸岡町小黑 70-6-1	67-1260
17	近藤建設(株)	あわら市青ノ木 40-26	73-1501
18	笹岡建設工業(株)	あわら市春宮 1-5-14	73-2237
19	栄土建	坂井市丸岡町八ツ口 45-15	66-2186
20	(株)榊組	あわら市市姫 5-16-14	73-4424
21	(株)坂本土建	坂井市春江町中筋高田 60	51-3756
22	(株)佐藤土建	坂井市坂井町徳分田 16-1	67-6822
23	(株)新谷	坂井市春江町寄安 10-8	51-0536
24	(株)杉田組	あわら市青ノ木 46-4	73-1535
25	(有)高島土建	坂井市坂井町下兵庫 294-17-1	72-0144
26	(株)高橋組	坂井市三国町米納津 23-2	82-3400
27	(株)竹山建設	坂井市丸岡町一本田中 31-18-1	66-0511
28	立田建設(株)	あわら市西温泉 1-501-1	77-2705
29	立成建設(株)	坂井市春江町西長田 47-25-1	72-1958
30	(株)塚谷建設	坂井市坂井町長畑 21-25-7	67-3413
31	土田土建(株)	あわら市春宮 2-17-19	73-0240

番号	事業所名	住所	電話
32	(有)月城組	坂井市丸岡町長畝 66-18	66-6297
33	(株)豊岡組	坂井市春江町江留上本町 3-12	51-0166
34	(株)豊岡工務店	坂井市春江町為国西の宮 13-2	51-0827
35	(株)ナルカ建設	坂井市丸岡町上久米田 29-12-3	63-5881
36	(株)西端組	坂井市三国町南本町 1-1-12	82-5050
37	日東開発(株)	坂井市三国町南本町 3-3-23	82-2225
38	(株)半澤組	坂井市三国町三国東 6-5-13	82-1245
39	長谷川造園(株)	坂井市春江町大針 8-10	51-0836
40	(株)東組	坂井市丸岡町玄女 36-4	66-1867
41	兵庫建設(株)	坂井市坂井町上兵庫 44-10-1	72-1212
42	(有)藤倉組	坂井市丸岡町八ヶ郷 13-20-2	66-1636
43	平成建設(株)	あわら市田中々々 2-11-1	78-5029
44	丸岡土建(株)	坂井市丸岡町荒町 13-2	66-0164
45	(株)牧島組	あわら市瓜生 24-9-1	74-1179
46	(株)松浦組	坂井市丸岡町下安田 7-4	66-8390
47	(株)森土建	坂井市丸岡町舟寄 10-3-26	66-5369
48	(株)山口土木	あわら市青ノ木 39-16-1	73-1708
49	(株)山田組	あわら市中浜 1-12	77-3636
50	(株)吉島組	坂井市三国町石丸 32-12	82-3380
51	和宏建設(株)	坂井市丸岡町一本田福所 30-19-20	67-7055

(3) 災害時における下水道事業に係る相互支援協定書

坂井市（以下「甲」という。）、永平寺町（以下「乙」という。）および五領川公共下水道事務組合（以下「丙」という。）は、いずれかの区域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災した団体（甲、乙又は丙をいう。以下同じ。）の要請に応え、下水道事業に係る応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の支援体制について、次のとおり協定する。

（支援の内容）

第1条 支援要請を受けた団体（以下「支援団体」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「支援職員等」という。）及び機器機材を相互に出動させ又は調達して支援するものとする。

（支援要請の手続き）

第2条 支援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 災害の概況及び支援を要する事由
- (2) 支援協力の具体的な内容
- (3) 支援職員等及び機器物資数
- (4) 集結場所及び支援場所への経路
- (5) 支援協力を希望する期間
- (6) その他必要な事項

（支援活動）

第3条 支援要請を受けた場合、支援団体は、直ちに必要な支援を実施するものとする。

2 被災団体の支援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、支援を実施できるものとする。

3 支援団体は、支援ができない場合には、被災団体にその旨を速やかに通報しなければならない。

（相互支援責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡及び応急対策及び復旧対策が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり相互支援責任者を置く。

- (1) 坂井市上下水道部長
- (2) 永平寺町下水道課長
- (3) 五領川公共下水道事務組合事務局長

（指揮権）

第5条 支援活動に従事する支援職員等は、前条に定める相互支援責任者の指揮の下に行動するものとする。

（支援活動に対する便宜供与）

第6条 被災団体にあつては、支援活動に従事する支援職員等が行う支援活動に対して、可能な限りの便宜を供与するものとする。

（経費の負担）

第7条 支援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援活動に必要な燃料及び機器機材の補給又は支援職員等への宿泊及び給食等は、被災団体が現物又はその費用を負担する。
- (2) 支援のために要する費用のうち前号に該当しない費用については、原則として支援団体の負担とする。
- (3) 支援職員等が支援活動遂行中又は被災団体への出動及び帰路途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、支援団体がその災害補償をする。
- (4) 支援活動に従事する支援職員等が1月を超える派遣となる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する職員の派遣とする。
- (5) 支援活動に従事する支援職員等が支援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災団体がその損害を補償する。
- (6) その他前各号によりがたい費用については、各団体間で協議のうえ決定するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、各団体が協議して決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成22年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年3月30日

(甲) 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市長 坂本 憲 男

(乙) 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町長 松本 文 雄

(丙) 福井県坂井市丸岡町熊堂3字9木賊

五領川公共下水道事務組合管理者 松本 文 雄

16 炊飯施設一覧

令和4年2月現在

番号	実施場所	所在地	電話番号	炊飯能力 (実食数)	備考
1	三国学校給食センター	三国町楽円 53-3-2	81-3571	2,880	
2	春江坂井学校給食センター	春江町為国 20-1-2	51-6868	3,200	
3	平章小学校	丸岡町霞町 2-41	66-0059	310	
4	長畝小学校	丸岡町松川 2-131	66-0322	340	
5	高椋小学校	丸岡町寅国 2-13	66-0265	500	幼保園含む
6	鳴鹿小学校	丸岡町楽間 4-40	66-2756	100	
7	磯部小学校	丸岡町上安田 7-24	66-2079	500	
8	明章小学校	丸岡町油為頭 14-5	67-3434	100	
9	鳴鹿幼保園	丸岡町上金屋 5-15	66-2757	50	
10	安田幼保園	丸岡町下安田 19-9	66-0196	150	
11	今福保育園	丸岡町今福 13-7	66-1196	150	
12	霞幼保園	丸岡町霞町 3-10-1	66-0848	80	
13	春江中保育園	春江町本堂 5-42	51-0480	80	
14	春江東保育園	春江町中筋高田 11	51-2288	100	
15	春江北幼保園	春江町中庄 11-2-3	51-9622	150	
16	春江西幼保園	春江町松木 11-7	51-3046	150	
17	坂井こども園	坂井町宮領 40-25-1	66-5959	150	

17 給水資器材の調達等

令和3年5月現在

(1) 取水施設（井戸）

水源地	井戸数(本)	取水量 (m ³ /日)	県水受水量 (m ³ /日)
三国町	9	765	8,835
丸岡町	7	3,951	7,896
春江町	5	2,238	6,782
坂井町	1	1	4,480

(2) 配水施設

番号	配水池名	所在地	容量 (m ³)
1	三国上水道管理センター	三国町嵩 21-1-1	5,000
2	三国配水池	三国町米ヶ脇 26-5-1	6,300
3	東尋坊配水池	三国町陣ヶ岡 16-3	100
4	羽崎浄水場配水池	丸岡町羽崎 24-7	2,200
5	東二ツ屋配水池	丸岡町東二ツ屋 7-60-3	1,600
6	女形谷配水池	丸岡町女形谷 61-81-2	4,500
7	竹田配水池	丸岡町上竹田 10-11-1	350
8	春江上水道管理センター	春江町正蓮花 17-15	9,000
9	坂井上水道管理センター	坂井町宮領 50-27	2,200
10	木部配水池	坂井町高柳 118-1	4,000

(3) 応急給水用タンク車両及び給水容器

種類	容量(L)	数量	備考
給水用タンク	1,000	1台	三国(嵩)
〃	500	2台	三国(嵩)
給水車	1,700	1台	坂井
給水ポリタンク	20	45個	春江
〃	15	150個	坂井
ろ水器	—	2台	坂井
〃	—	1台	丸岡(明章小)

18 死体の収容・処理

令和3年9月現在

(1) 死体の収容先一覧

番号	施設名	管理者	所在地	電話番号
1	三国運動公園ゲートボール場	公益財団法人 坂井市スポーツ 協会	三国町運動公園 1-4-1	82-5580
2	丸岡運動公園多目的屋内ス ポーツセンター	公益財団法人 坂井市スポーツ 協会	丸岡町内田 16-1	68-0390
3	霞ヶ城公園屋内球技練習場	公益財団法人 坂井市スポーツ 協会	丸岡町霞 1-59 内	66-8920
4	春江体育館	公益財団法人 坂井市スポーツ 協会	春江町西太郎丸 12-14	51-4242
5	坂井屋内スポーツセンター	公益財団法人 坂井市スポーツ 協会	坂井町上新庄 14-2-3	68-0123

(2) 火葬場及び処理能力

番号	施設名	所在地	管理者	電話番号	炉数	稼働時間	火葬数
1	坂井市赤坂聖苑	丸岡町赤坂 3-10	坂井市	67-5300	5基	24時間	40体
2	代官山斎苑	三国町池上 87-17	坂井地区広域連合	81-9777	4基	24時間	32体

19 廃棄物等処理

令和3年9月現在

(1) ごみ及びし尿処理施設

	施設名	所在地	処理能力	処理方法	配置人員	電話番号
ごみ	福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター	あわら市笹岡33-3-1	ごみ焼却施設 222 t / 日 粗大ごみ施設 90 t / 日	焼却 破砕	17名	74-1314
し尿	福井県下水道公社九頭竜川浄化センター	三国町池見2-27	し尿 76,200kℓ / 日	標準活性汚泥法	12名	82-4660
し尿	さかいクリーンセンター	坂井町今井1-1	し尿 41kℓ / 日	膜分離高負荷脱窒素処理方式	7名	72-2200

(2) ごみ、し尿処理取扱業者一覧

番号	事業所名	所在地	電話番号	機械器具等		
				ごみ収集運搬車	汲取り車	作業用品
1	夏山商事(株)	三国町山王 5-1-39	81-2325	9		
2	三国再生資源(協)	三国町新保 10-13	82-2073	12		
3	三国美建(株)	三国町池上 21-8	81-4433	2		
4	(有)坂井清掃	三国町覚善 10-1-1	81-2756	13	5	
5	(有)三国環境保全	三国町平山 78-4-1	82-1321	5		
6	川上商店	丸岡町猪爪 5-124	67-0347	5		
7	高島商店	丸岡町猪爪 12-12-1	66-0530	4		
8	三好 満成	丸岡町霞町 1-39	090-3769-1735	1		
9	(株)矢野商店	丸岡町栄 1-610	66-1369	4		
10	(有)丸岡環境社	丸岡町西里丸岡 14-46	66-0248	2	2	
11	(有)丸岡美研	丸岡町石上 2-41	67-4561	6		
12	栄衛生社	丸岡町八ツ口 49-15	66-2116	2	1	
13	ヤスダ(有)	丸岡町上安田 2-27-1	66-5081	1	1	
14	(有)カモ	丸岡町朝陽 2-301-1	67-0480			
15	岡村工業	丸岡町吉政 11-3-5	68-1577	1		
16	よろづや すてっち	丸岡町西瓜屋 3-13	67-1571	4		
17	坪田商会	春江町江留上昭和 50	51-6369	3		
18	はるえサイクル(有)	春江町いちい野中央 808	51-5777	4		
19	(有)春江クリーン社	春江町針原 56-4-5	58-0140	2		
20	(公社)坂井市シルバー人材センター	春江町随応寺 17-10	50-1350	8		
21	サカイ建商(有)	坂井町下新庄 4-3-1	66-8326	4		
22	美創	坂井町高柳 74-19	72-0776	3		
23	(有)坂本商店	坂井町田島 5-20-16	66-0120	5		
24	(有)坂井公益社	坂井町長畑 13-6-1	67-1720		1	

番号	事業所名	所在地	電話番号	機械器具等		
				ごみ収集 運搬車	汲取り車	作業用品
25	(株)相互環境公社	福井市角折町 6-1	33-1338	3	1	
26	福井環境事業(株)	福井市角折町 6-1	36-4463	7	2	
27	(株)クリンマスター	福井市上森田 1-309	56-4719	8		
28	(株)吉勝重建	福井市春山 2-18-24	22-5256	1		
29	(有)吉本重建	福井市西開発 4-422	53-0595	5		
30	(有)上村商店	あわら市大溝 3-5-13	73-0228	2		

(3) 防疫消毒薬剤等調達一覧

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	三和薬品(株)	福井市新保町 10-36	54-2400
2	(株)上田五兵衛商店	福井市問屋町 1-4	24-0004
3	(株)ファイネス福井支店	福井市重立町 28-42	52-3939
4	明祥(株)福井支店	福井市重立町 28-45	53-2626
5	平野純薬(株)	福井市下馬 2-1420	37-4890

20 水防

令和3年10月現在

(1) 水防区域

① 三国町

番号	河川	岸別	水防区域	延長 (m)
1	九頭竜川	左岸	横越～新保	7,236
		右岸	池見～宿	5,987
2	竹田川	左岸	西今市～汐見	3,325
		右岸	水居～南本町3-	2,196
3	兵庫川	左岸	石丸～請地	2,100
		右岸	野中～藤沢	1,667
4	片川	左岸	米納津～山岸	3,725
		右岸	沖野々～山岸	3,725

② 丸岡町

番号	河川	岸別	水防区域	延長 (m)
1	九頭竜川	左岸	宇随地係	800
		右岸	東ニツ屋～羽崎	2,750
2	竹田川	左岸	上竹田～里竹田	16,540
		右岸	上竹田～里竹田	16,540
3	兵庫川	左岸	牛ヶ島～舟寄	5,500
		右岸	儀間～舟寄	5,500
4	田島川	左岸	曾々木～舟寄	4,500
		右岸	内田～里竹田	4,700
5	五味川	左岸	豊原～玄女	5,500
		右岸	豊原～玄女	5,500
6	磯部川	左岸	羽崎～南横地	2,400
		右岸	羽崎～南横地	2,400
7	五領川	左岸	上久米田～熊堂	5,100
		右岸	上久米田～宇随	5,100
8	大滝川	左岸	山崎三ヶ～大森	2,000
		右岸	山崎三ヶ～大森	2,000
9	山田川	左岸	女形谷～山久保	300
		右岸	女形谷～山久保	300

③ 春江町

番号	河川	岸別	水防区域	延長 (m)
1	九頭竜川	右岸	高江～定広	3,400
2	磯部川	左岸	寄安～安沢	7,200
		右岸	中筋～安沢	7,200
3	兵庫川	左岸	大針～井向	4,200

④ 坂井町

番号	河川	岸別	水防区域	延長 (m)
1	九頭竜川	右岸	木部新保～折戸	2,000
2	竹田川	左岸	御油田	200
3	兵庫川	左岸	清永～今井、福島	4,500
		右岸	福島～今井	8,800
4	田島川	左岸	若宮～長屋	3,600
		右岸	田島窪～御油田	5,000

(2) 重要水防区域（河川危険箇所）

番号	河川	岸別	水防区域	延長(m)	摘要
1	竹田川	右岸 7,900 左岸 7,000	坂井市三国町南本町3- あわら市大溝 1-	14,900	堤防断面 漏水
2	竹田川	右岸 540 左岸 90 左岸 200	坂井市丸岡町里竹田～千田 坂井市丸岡町里竹田～千田 坂井市坂井町御油田	830	堤防断面 漏水
3	兵庫川	右岸 11,100 左岸 11,100	坂井市坂井町福島 坂井市三国町楽円	22,200	堤防断面 漏水

(福井県水防計画)

(3) 河川水位及び量水標所在地

番号	河川	観測所	量水標所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	連絡	河川水位情報
1	九頭竜川	九頭竜川	福井市岸水町 新町	4.50 0.90	5.20 1.60		8.00 4.00	国土交通省	35-2661 36-0972
2	竹田川	平岩 川上 坪江 里竹田 岩崎	丸岡町上竹田 丸岡町上竹田 丸岡町川上 丸岡町里竹田 三国町楽円	3.00 1.80 1.90 2.50 2.60	3.30 2.10 2.20 3.00 3.00		3.90 4.00 2.80 4.00 3.70	三国土木	三国土木管内 82-1111
3	田島川	長屋	坂井町長屋	2.50	3.20		4.20	三国土木	三国土木管内 82-1111
4	磯部川	安沢橋	春江町安沢	3.20	3.70		4.50	三国土木	三国土木管内 82-1111
5	兵庫川	下兵庫	春江町井向	2.60	3.10	3.30	3.50	三国土木	三国土木管内 82-1111
・水位観測データ電話応答 21-2854 ・インターネット・携帯サイト http://i-ame.pref.fukui.jp									

危機管理型水位計

番号	河川	観測所	所在地	観測開始水位	危険水位	連絡
1	五味川	長畝	丸岡町長畝	1.09	2.60	三国土木
2	兵庫川	福島	坂井町福島	1.49	2.90	三国土木
3	田島川	霞町	丸岡町富田町	0.39	1.35	三国土木

(4) 主要水閘門一覧表

番号	河川名	土木事務所名	地係	形状寸法	工種	管理者	備考
1	田島川	三国土木	坂井町長屋	ゲート H=6.4m L=18.6m 電動	—	福井県 (坂井市へ 委託)	—
2	間島川	三国土木	丸岡町里竹田	ゲート H=2.6m L=4.5m 電動	—	福井県 (坂井市へ 委託)	—

(5) 水防資機材備蓄の現状

品目	倉庫名	三国町					丸岡町				春江町	坂井町
		嶺北 三国 消防署	水居	玉井	下野	池見	第1号 倉庫	第2号 倉庫	嶺北 丸岡 消防署	長畝分 団車庫		
油圧ジャッキ	12											2
金テコ	20											
可搬式ウインチ	6											
穴堀器												2
鉄線カッター							8	8	7	8		
鉄筋カッター		2										
エンジンカッター	2											
番線カッター	12											
チェンソー	4											
ペンチ	20	3	2	1	1		3	3	3	3	7	1
クリッパー		12										
おの	9							2	2	2		2
かま	10	87	3				8	8	7	8	18	5
なた			1				2	2	2	2		
のこぎり	20	9	1				5	6	5	3	3	
くわ		3	2			4	2	4	2	2	6	6
シャベル	80											
スコップ		87	52	42	10	12	21	11	47	10	22	30
つるはし	20	3	2			5	3	3	3	3	10	11
まさかり		1	5									
掛矢		13	10	2	1	2	8	12	2	5	11	16
金づち・ハンマー	30	1	4				8	9	10	8	25	6
杭			60			75	13	50	10	25		
木杭											270	140
鉄杭								46	74	20	108	88
鋼杭		33	45									
打ち込みステッキ								39				
丸太			50			75	12	45		10	14	70
角材								2		7	59	
竹			3			14					9	13
塩化ビニールパイプ								5		1	10	2
しの		2	1	1			6	2	6	6	9	9
縄				15		50					39	4
ロープ												1
PPロープ									7	7		
トラロープ	10						2	4		2		3
鉄線		100	100	30	30	1	150	50	50	100	31	4
針金											1	150
かすがい											7	40
ビニールシート							4	1	8	2	1	
ブルーシート	300	26	2	2	2						26	8
水防シート												1
めざら												
袋類、麻			43			1,800						
土のう袋	11,000	618	2,000	14,000	200	6,200	1,100	800	2,000	400	650	3,750
かます			2	340	700	310						
フレコン						320						
コンパネ											41	
リアカー	8											
一輪車	8	5	3	3	3		8	8	1	2	17	12
ヘルメット	150											
ヘルメット用ライト	12											

倉庫名 品目	坂井市 防災セ ンター 資機材 倉庫	三国町					丸岡町				春江町	坂井町
		嶺北 三国 消防署	水居	玉井	下野	池見	第1号 倉庫	第2号 倉庫	嶺北 丸岡 消防署	長畝分 団車庫		
防護用マスク	20											
防護用メガネ	20											
雨ガッパ	100											
軍手						15	40	30	37			
ゴム手袋	100											
胴長長靴	10											
長靴	140											
収納箱	10											
1トン水槽											3	
可搬ポンプ	3											
ポリタンク	520											
バケツ	380											
ヒシヤク	190											
毛布	100								200			
エアータント	1											
トタン											34	
畳						29					7	
むしろ						135					9	55
むしろ針												11
全キャンドル	40											
パワーライト	20											
投光機	34										2	9
投光機 3脚	10											
発電機	4											
コードリール	8											2
携帯無線機	3											
ハンドマイク	4											
組立式レンジ(専用 炊飯袋 1,000枚)	1											
2連はしご	1											
空気入れ								1		1	1	
担架	4											
ベンチ		8	4									

21 除雪

令和3年12月現在

(1) 保有除雪機械の配置場所

① 保有道路除雪機械の配置場所 (除雪期間)

地区名	機 械 名	規 格	形 式	保管場所
三国地区	除雪トラック (T)	7 t・4×4 (A)	BDG-FR50JX (G)	三国支所
	除雪トラック (T)	7 t・4×4 (A)	KC-CF52AGH	三国支所
	凍結防止剤散布車 (Ms)	MS-40 BIT (F)	MS-40 BIT	三国支所
	除雪ミニホイローダ		WA30	三国支所
丸岡地区	除雪ドーザー (D)	12 t	KLD702	寅国倉庫
	除雪ドーザー (D)	13 t	WA300 (W002)	寅国倉庫
	除雪ドーザー (D)	11 t	WA200 (W038)	寅国倉庫
	除雪ドーザー (D)	11 t	WA200-8	坂井支所
	除雪ドーザー (D)	6 t	510	丸岡支所
	除雪ドーザー (D)	9 t	926	昭和倉庫
	除雪ドーザー (D)	8 t	WA100-8	坂井支所
	除雪トラック (T)	7 t・4×4 (A)	P-CVS19J 改	春江交番うら
	除雪トラック (T)	7 t・4×4 (A)	2DG-CF5AL	丸岡支所
	凍結防止剤散布車 (Ms)	MS-40 BIT (D)	MS-40 BIT	丸岡支所
ロータリー除雪車 (R)	200PS	HTR201	昭和倉庫	
春江地区	除雪グレーダー (G)	3.7m	MG400 (4G)	昭和倉庫
	除雪ドーザー (D)	9 t	WA200	昭和倉庫
	除雪ドーザー (D)	9 t	910	春江交番うら
	除雪ドーザー (D)	8 t	910F	春江交番うら
	除雪ドーザー (D)	6 t	510 改	昭和倉庫
	除雪ドーザー (D)	8 t	WA100-8	坂井浄水場
坂井地区	除雪ドーザー (D)	8 t	WA100-3	坂井支所
	除雪ドーザー (D)	6 t	510	坂井浄水場
	除雪ドーザー (D)	6 t	510	坂井浄水場
	除雪トラック (T)	7 t・4×4 (A)	BDG-FR50JX 改	春江交番うら
計	除雪トラック (T)			5 台
	除雪グレーダー (G)			1 台
	除雪ドーザー (D)			15 台
	除雪ミニホイローダ			1 台
	凍結防止剤散布車 (Ms)			2 台
	ロータリー除雪車 (R)			1 台

② 保有歩道除雪機械の配置場所 (除雪期間)

地区名	機 械 名	規 格	形 式	保管場所
三国地区	小型除雪車(ハンドガイド式)	1.0 m	Si1022S1S	三国支所
丸岡地区	小型除雪車(ハンドガイド式)	1.1 m	KSS16SD-07	寅国倉庫
	小型除雪車(ハンドガイド式)	1.1 m	KSS16SD-07	寅国倉庫
	小型除雪車(ハンドガイド式)	1.1 m	KSS16SD-07	寅国倉庫
	小型除雪車(ハンドガイド式)	1.1 m	11-22HD	寅国倉庫
	小型除雪車(ハンドガイド式)	1.1 m	YSR2100	寅国倉庫
	小型除雪車(ハンドガイド式)	1.0 m	Si1022S1S	丸岡支所
	小型除雪車(ハンドガイド式)	0.9 m	SH913MR2	丸岡支所

地区名	機械名	規 格	形 式	保管場所
春江地区	小型除雪車(ハンドガイド式)	1. 1 m	YSR2100	昭和倉庫
	小型除雪車(ハンドガイド式)	1. 1 m	11-17HD	春江交番うら
	小型除雪車(ハンドガイド式)	1. 1 m	11-17HD	三国支所
坂井地区	小型除雪車(ハンドガイド式)	1. 1 m	YSR2100	坂井支所
	小型除雪車(ハンドガイド式)	1. 1 m	YSR1320	坂井支所
	小型除雪車(ハンドガイド式)	1. 1 m	TS120-5	坂井支所
	小型除雪車(ハンドガイド式)	1. 1 m	TEROWER	坂井支所

(2) 除雪作業一覧

		三 国	丸 岡	春 江	坂 井	合 計
最重点除雪路線		9.6km	1.9km	7.2km	12.2km	30.9km
幹線 除雪 路線	重点除雪路線	4.2km	6.0km	0km	0km	10.2km
	一般路線	63.6km	63.6km	39.3km	35.1km	201.6km
一般除雪路線		112.9km	196.2km	113.0km	116.9km	539.0km
凍結防止剤散布		6.8km	2.0km	—	—	8.8km
消 雪 施 設		4.8km	9.0km	6.8km	0.6km	21.2km
歩 道 除 雪		0.2km	14.6km	5.7km	2.5km	23.0km
計		202.1km	293.3km	172.0km	167.3km	834.7km

(3) 委託除雪業者一覧

① 三国町

番号	事業所名	所 在 地	電話番号
1	(有)池三建設	三国町池見 25-63-1	82-3344
2	大嶋建設(株)	三国町竹松 2-13-1	81-3745
3	(株)織田商店	三国町緑ヶ丘 1-5-48	82-3225
4	(有)オール企画村上	三国町米納津 11-31	82-4730
5	(有)加戸土建	三国町加戸 74-10	81-4388
6	カナイ造建(株)	三国町陣ヶ岡 4-1-3	82-5211
7	幸栄建設(株)	三国町新宿 2-6-31	82-3948
8	(株)譽田建設	三国町南本町 4-2-15	82-5417
9	(株)斎藤重一建築	三国町池見 20-1-1	82-1889
10	(有)斉藤設備	三国町川崎 43-19-5	82-5900
11	三越建設工業(株)	三国町竹松 2-13-1	82-5814
12	(株)三和商会	三国町南本町 1-2-51	82-6479
13	(株)清水植物園	三国町崎 62-9	82-4128
14	(有)ZENSHIN	三国町黒目 22-50-16	81-3963
15	(株)高橋組	三国町米納津 23-2	82-3400
16	(有)高橋重機建設	三国町池上 21-10	82-5817
17	(株)西端組	三国町南本町 1-1-12	82-5050
18	日東開発(株)	三国町南本町 3-3-23	82-2225
19	(有)橋本土建	三国町池上 90-22	82-4668

番号	事業所名	所在地	電話番号
20	(株)半澤組	三国町三国東 6-5-13	82-1245
21	(有)みのり会	三国町油屋 22-16	82-4239
22	(株)ヤマシロ	三国町梶 55-22-1	81-6228
23	ヤマシン建設(株)	三国町宿 1-2-16	89-1663
24	山田設備(株)	三国町楽円 36-8	82-1190
25	(株)吉島組	三国町石丸 32-12	82-3380

② 丸岡町

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	東建設工業	丸岡町今市 11-18	66-2323
2	(株)大森組	丸岡町霞町 2-32-1	66-2598
3	甲斐建設工業(株)	丸岡町末政 5-57	66-0932
4	(株)カケヒ	丸岡町上久米田 29-10	66-2668
5	(株)川健土木	丸岡町城北 5-78	67-0538
6	(有)北山組	丸岡町朝陽 1-105	66-3784
7	北山設備(株)	丸岡町末政 4-190	66-8181
8	(株)吉勝重建 丸岡支店	丸岡町長畝 75-18-1	66-6868
9	(株)グリーンシェルター	丸岡町小黑 70-6-1	67-1260
10	栄土建	丸岡町八ッ口 45-15	66-2186
11	(有)サワダ	丸岡町新九頭竜 2-128-1	67-0298
12	新聞建設(株)	丸岡町今福 11-37-1	67-2314
13	(有)粹	丸岡町四ツ屋 10-15	68-0146
14	(株)竹内土木建設	丸岡町里丸岡 3-135	66-6247
15	竹野建設(株)	丸岡町南横地 9-11	66-5099
16	竹村設備工業(株)	丸岡町朝陽 2-320	66-7870
17	(株)竹山建設	丸岡町一本田中 31-18-1	66-0511
18	(有)月城組	丸岡町長畝 66-18	66-6297
19	(株)中村正 坂井支店	丸岡町一本田福所 17-30	54-2383
20	(株)ナルカ建設	丸岡町上久米田 29-12-3	63-5881
21	(株)東組	丸岡町玄女 36-4	66-1867
22	広野建設(株)	丸岡町北横地 36-15-1	66-2236
23	(有)藤倉組	丸岡町八ヶ郷 13-20-2	66-1636
24	(株)松浦組	丸岡町下安田 7-4	66-8390
25	丸岡土建(株)	丸岡町荒町 13-2	66-0164
26	(株)丸道工務店	丸岡町今市 9-1	66-3607
27	(株)元井建設工業	丸岡町下久米田 4-23-2	66-1595
28	(株)森土建	丸岡町舟寄 10-3-26	66-5369
29	安田屋モータース	丸岡町下安田 14-35	66-2263
30	(株)レイホク	丸岡町舟寄 159-46	67-5369
31	和宏建設(株)	丸岡町一本田福所 30-19-20	67-7055

③ 春江町

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	(株)アーツ	春江町中筋北浦 29	51-8448
2	(株)アグリ・エス・ケー	春江町安沢 7-13-1	58-0516
3	(株)ダイキョウ	春江町中庄 59-4-22	51-9166
4	(有)加納組	春江町東太郎丸 10-9	51-0750
5	(有)カワバタ建設	春江町江留上大和 6-6	51-0324
6	(有)小林設備	春江町中庄 59-10-3	51-9129
7	(株)サイリク	春江町石塚 27-18	50-2358
8	(株)坂本土建	春江町中筋高田 60	51-3756
9	(株)新谷	春江町寄安 10-8	51-0536
10	(有)仁栄工建	春江町江留上日の出 6-34	51-8652
11	(株)スリーエス 坂井営業所	春江町江留下屋敷 74	51-1778
12	立成建設(株)	春江町西長田 47-25-1	72-1958
13	田辺建材工業(株)	春江町寄安 4-4-1	51-4559
14	(株)豊岡組	春江町江留上本町 3-12	51-0166
15	(株)豊岡工務店	春江町為国西ノ宮 13-2	51-0827
16	(株)西川土木	春江町正蓮花 4-17-1	51-1737
17	長谷川造園(株)	春江町大針 8-10	51-0836
18	(株)藤井造園	丸岡町安田新 13-1-1	66-1986
19	松栄建設(株)	春江町藤鷲塚 40-29	51-0600
20	(株)光翔	春江町江留上新町 3 ホープテラスL室	51-7480
21	明新建設(有)	春江町江留上錦 12	51-2553

④ 坂井町

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	會澤土木(株)	坂井町上関 18-10	72-3255
2	五十嵐組	坂井町下新庄 4-3-1	66-8326
3	(株)伊藤工務店	坂井町下新庄 1-30	66-2269
4	(株)稲澤組	坂井町新庄 2-302	66-5319
5	(株)江川組	坂井町河和田 30-6	67-6627
6	(有)大関建設	坂井町東 28-1-2	72-0785
7	ケイズプロス(株)	福井市勝見 3-17-1	21-0305
8	サカイロード(株)	坂井町下兵庫 95-11	97-6068
9	(株)佐藤土建	坂井町徳分田 16-1	67-6822
10	(有)高島土建	坂井町下兵庫 294-17-1	72-0144
11	(株)タケウチ工務店	坂井町東長田 30-49	66-8808
12	(有)立箴庭園	坂井町長畑 25-32-1	67-0103
13	(株)塚谷建設	坂井町長畑 21-25-7	67-3413
14	(株)豊島工務店	坂井町宮領 55-1	66-5206

番号	事業所名	所在地	電話番号
15	兵庫建設(株)	坂井町上兵庫 44-10-1	72-1212
16	(有)古川建設	坂井町長屋 19-12	66-4000
17	(有)松本工業	坂井町宮領 37-1-75	66-7627

22 その他条例等

(1) 坂井市自主防災組織の育成に関する要綱

平成18年2月20日

告示第22号

改正 平成22年3月29日告示第55号

(目的)

第1条 この告示は、坂井市が町内会等で組織する自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）を育成し、整備することにより、住民の隣保協同の精神をかん養し、もって災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に基づき災害から地域社会を守るため町内会又はその集合体等を母体として住民が自発的に結成し運営する組織をいう。

(活動事項)

第3条 自主防災組織は、災害による被害を防止し、又は軽減するため平常時の予防活動及び災害時の応急活動を行うものとする。

(育成指導)

第4条 坂井市、嶺北消防本部、所轄警察署その他の防災関係機関は、協力して自主防災組織の運営及び活動が円滑に行われるよう育成指導する。

2 自主防災組織の育成指導に当たっては、住民の防災知識の普及及び防災意識の高揚を図り、もって自主防災組織の円滑な活動に資することを目的とする。

(登録の申請)

第5条 組織を結成したときは、当該組織の代表者は、自主防災組織登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 規約又は会則
- (2) 役員名簿
- (3) 組織の地域図
- (4) その他申請に必要な書類

(登録)

第6条 市長は、前条の規定に基づき登録の申請をした組織が次の各号に掲げる要件を満たしているときは、名簿に登録し嶺北消防本部、所轄警察署に通知する。

- (1) 組織は、地域住民を主体とし、過半数の世帯が加入していること。
- (2) 組織は、総会等の意志決定機関を有していること。
- (3) 組織の活動方針及び活動計画が第3条に掲げる事項に沿い、かつ、法令に違反していないこと。
- (4) 組織の地域の範囲がこの告示により、既に登録されている自主防災組織の範囲と重複しないこと。

2 前項の規定により登録された自主防災組織において、規約又は会則、役員及び自主防災組織の地域に変更を生じたときは、当該組織の代表者は、速やかに自主防災組織変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

第7条 市長は、この告示の規定により結成された自主防災組織の活動に対して別に定めるところにより、補助を行うことができる。

(その他)

第8条 この告示の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成22年3月29日告示第55号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

坂井市長 様

住 所
組 織 名
代表者名



自 主 防 災 組 織 登 録 申 請 書

この度自主防災組織を結成しましたので、登録を申請します。

組 織 の 名 称	
母体となる区 (町内会・自治 会)名等	
規 模	
結 成 年 月 日	年 月 日
代 表 者	住 所 坂井市
	氏 名
	電 話 —

- 添付書類 ①規約又は会則
②役員名簿
③組織の地域図
④その他

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

坂井市長 様

住 所
組 織 名
代表者名



自 主 防 災 組 織 変 更 届

この度自主防災組織について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 変更する事項

2 変更後の内容

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第6条関係)

(2) 坂井市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成18年3月20日

条例第82号

改正 平成31年3月20日条例第5号

令和2年3月25日条例第12号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）
- 第5章 支給審査委員会（第16条）
- 第6章 補則（第17条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその

死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間が、おおむね1箇月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「3

50万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 支給審査委員会

（支給審査委員会の設置）

第16条 第3条の規定による災害弔慰金の支給及び第9条の規定による災害障害見舞金の支給に当たり、専門的見地から災害との因果関係等を審査するため、坂井市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に三国町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年三国町条例第22号）、丸岡町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年丸岡町条例第14号）、春江町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年春江町条例第17号）又は坂井町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年坂井町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成31年3月20日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（坂井市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

- 2 坂井市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（平成18年坂井市条例第33号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(3) 坂井市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第63号

改正 平成31年3月20日規則第3号

令和2年3月25日規則第7号

令和3年2月22日規則第4号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)

第4章 災害援護資金の貸付け(第6条—第17条)

第5章 支給審査委員会(第18条—第24条)

第6章 補則(第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、坂井市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年坂井市条例第82号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日

- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (調査)
- 第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- (貸付けの決定)
- 第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。
- (借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて、市長に提出しなければならない。
- (貸付金の交付)
- 第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。
- (償還の完了)
- 第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
- (繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。
- (償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。
 - 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。
- (違約金の支払免除)
- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。
 - 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。
- (償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、氏名等変更届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 支給審査委員会

(坂井市災害弔慰金等支給審査委員会)

第18条 条例第16条第1項に規定する坂井市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）に規定する災害（以下「指定災害」という。）ごとに市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 保健、医療関係団体の代表者又は選任された者

(3) その他市長が認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から指定災害に係る審査の完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第19条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第21条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第22条 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第23条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第24条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

第6章 補則

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に三国町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年三国町規則第10号）、丸岡町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年丸岡町規則第7号）、春江町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和59年春江町規則第12号）又は坂井町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年坂井町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成31年3月20日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則（令和2年3月25日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月22日規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

診 断 書													
氏 名					生年月日				性別	男・女			
傷 病 名						負傷発病 年 月 日	年 月 日						
障害の部位						初 診 年 月 日	年 月 日						
既 往 症			既存 障害			治 癒 年 月 日	年 月 日						
療養の内容及び経過													
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは、図解すること。)												
関節運動範囲	種類範囲												
	部位												
		右											
		左											
		右											
		左											
	右												
	左												
上記のとおり診断します。				郵便番号 電話番号 病院（診療所） 所在地 名 称 診療担当者 氏 名 (印)									
年 月 日													

様式第2号（第6条関係）

災害援護資金借入申込書												
※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号						
被災日時		年 月 日 時			災害名							
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害			被害場所							
返す方法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦			いつまでに返せますか							
借入申込者について	フリガナ							男・女		年 月 日生 (歳)		
	氏名											
	フリガナ							郵便番号		電話番号		
	現住所		(方)									
	本籍							勤務先の名称と所在地				
	職業											
	世帯の状況と収入	氏名		世帯主との続柄		年齢	健否	職業	収入 (月収)	勤務先・学校名		
		収入合計		円					支出合計		円	
	資産の状況	土地	1 宅地 m ² 2 田畑 m ²		住居の状況		自家 借家 借間 同居					
3 山林 m ²												
建物		1 自宅 m ² 2 その他 m ²		生活保護		年月日から受給 (区分)						
	負債		(内容)					(金額) 円				
連帯保証人 (保証人が書いてください)	氏名							男・女		年 月 日生 (歳)		
	現住所							本籍地				
	職業		月収		円		申込者との関係		家族数		人	
	資産	土地	宅地 m ² 田畑 m ²		勤務先の名称							
			山林 m ²				所在地		電話番号			
建物		自宅 m ² その他 m ²										
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況					(状況) (有・無)							
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無									有・無			

資金の用途	資金の使い方	総額	円	資金の内訳	合計	円	
	に		円	災害援護資金で		円	
	に		円	手持資金で		円	
	に		円	その他()で		円	
	に		円				
被害の状況	被害時の具体的状況			負傷	全治 月		
	住居の被害	(1) 全壊		(2) 半壊			
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
				合計			
上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。							
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借入申込者 住所 氏名 (印)</p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住所 氏名 (印)</p> <p>坂井市長 様</p>							

年 月 日

様

坂井市長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日付けでお申し込みになりました災害援護資金は、次のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

貸付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦・半年賦・月賦
利 子 年 パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日
- 2 場所
- 3 御持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号（第8条関係）

年 月 日
様
坂井市長 印
災害援護資金貸付不承認決定通知書
年 月 日付けでお申し込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。 (不承認の理由)

様式第5号（第9条関係）

貸付決定番号第 号	災 害 援 護 資 金 借 用 書
借用金額 円	
利 子 年 パーセント	
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで	
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで	
償還方法 年賦・半年賦・月賦	
上記のとおり借用いたします。	
ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。	
年 月 日	
借 受 人 住 所 氏 名	印
連帯保証人 住 所 氏 名	印

繰上償還申出書

次のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名



坂井市長 様

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

次のとおり償還金の支払猶予を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

㊟

㊟

坂井市長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額		貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	ただし、 年 月 日 第 回 償 還 以 降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予 期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号（第13条関係）

		年	月	日
様				
		坂井市長	印	
支 払 猶 予 承 認 通 知 書				
年 月 日付で申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。				
支払猶予承認期間	年	月	日から	箇所
変更後の償還期間	年	月	日から	年 月 日まで

様式第9号（第13条関係）

		年	月	日
様				
		坂井市長	印	
支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書				
年 月 日付で申出のあった償還金の支払猶予については、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。				
(不承認の理由)				

違約金支払免除申請書

次のとおり償還金の支払猶予を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名



連帯保証人 住 所

氏 名



坂井市長 様

貸付番号							
支払免除を申請する違約金の金額							
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金		
		年 月別					
違約金の支払免除を要する具体的な理由							

様式第11号（第14条関係）

年 月 日
様
坂井市長 印
違約金支払免除承認通知書
年 月 日付けで申出のあった違約金の支払免除については、次のとおり承認されましたのでお知らせいたします。
年 月 日償還予定の第 回償還元金 円、利子 円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第12号（第14条関係）

年 月 日
様
坂井市長 印
違約金支払免除不承認通知書
年 月 日付けで申出のあった償還金の支払免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。
（理由）
なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は、年 月 日現在 円となっておりますので、至急償還を願います。

様式第13号 (第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書					
貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日		貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限		償還金額	円
免除申請額	円 (償還未済額の全部 (一部) で 円)				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所				
	本籍		職業		
	借受人との関係				
	勤務先・所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先・勤務地		
保証人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所				
	職業		勤務先・勤務地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
免除申請者 ㊟					
坂井市長 様					

年 月 日

様

坂井市長



災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日付で申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
-----	---

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金が更に加算されます。

年 月 日

様

坂井市長



災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日付で申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の今後償還を必要とする額は、次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第16号（第17条関係）

氏 名 等 変 更 届				
貸付番号				
借 受 人	氏名		住所	
連 帯 保 証 人	氏名		住所	
<input type="radio"/> で囲むこと。 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">借 受 人 (又は同居の親族)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">連帯保証人</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 ㊟</p> <p>坂井市長 様</p>				

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第6条関係)
様式第3号 (第8条関係)
様式第4号 (第8条関係)
様式第5号 (第9条関係)
様式第6号 (第12条関係)
様式第7号 (第13条関係)
様式第8号 (第13条関係)
様式第9号 (第13条関係)
様式第10号 (第14条関係)
様式第11号 (第14条関係)
様式第12号 (第14条関係)
様式第13号 (第15条関係)
様式第14号 (第15条関係)
様式第15号 (第15条関係)
様式第16号 (第17条関係)

(4) 災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

令和3年2月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設トイレ等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均地域の実情、世帯構成に応じた規模。 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり 5,714,000円以内であればよい 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失			夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
					冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600				
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600				
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上							

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗淨、消毒等) 1 体当たり 3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

(注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(R3福井県地域防災計画)